

令和6年度

地方税に関する参考計数資料

令和6年2月

総務省自治税務局

地方税に関する参考計数資料

目 次

1	地方税及び地方譲与税収入見込額（令和6年度）	1
2	税制改正による増減収見込額（令和6年度）	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	38
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	40
13	市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和5年度）	42
14	超過課税の状況	46
15	法定外税の実施状況（令和5年度）	48
16	政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（令和4年度）	59
17	地方税の税率等の推移	60
18	都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（令和4年度）	174
19	道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（令和4年度）	176
20	道府県税収入等の都道府県別所在状況（令和4年度）	178
21	市町村税収入等の都道府県別所在状況（令和4年度）	186
	（参考）超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況（令和4年度）	196
22	県民経済計算	198
23	主要経済指標の推移	200

1 地方税及び地方譲与税収入見込額（令和6年度）

I 地方税

(1) 総括表

(単位：億円)

区分	令和5年度 当初見込額 (A)	令和6年度							(G)の 構成割合 (%)	
		令和5年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和5年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1.道府県税	200,336	2,274	202,610	△ 3,253	△ 59	△ 3,312	199,298	△ 1,038	99.5	46.6
2.市町村税	229,061	5,033	234,094	△ 5,982	△ 1	△ 5,983	228,111	△ 950	99.6	53.4
3.合計	429,397	7,307	436,704	△ 9,235	△ 60	△ 9,295	427,409	△ 1,988	99.5	100.0

(参考1) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区分	令和5年度 当初見込額 (A)	令和6年度							(G)の 構成割合 (%)	
		令和5年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和5年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1.道府県税	159,414	3,336	162,750	△ 3,253	△ 33	△ 3,286	159,464	50	100.0	37.3
2.市町村税	269,983	3,971	273,954	△ 5,982	△ 27	△ 6,009	267,945	△ 2,038	99.2	62.7
3.合計	429,397	7,307	436,704	△ 9,235	△ 60	△ 9,295	427,409	△ 1,988	99.5	100.0

(参考2) 特別法人事業譲与税を含めた場合の合計金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

特別法人事業譲与税	20,137	1,050	21,187		△ 1	△ 1	21,186	1,049	105.2
再計 (特別法人事業譲与税を含む)	449,534	8,357	457,891	△ 9,235	△ 61	△ 9,296	448,595	△ 939	99.8

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	令 和 6 年 度								
	令和5年度 当初見込額 (A)	令和5年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和5年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G) — ×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	54,226	1,613	55,839	△ 3,252		△ 3,252	52,587	△ 1,639	97.0
{ <ul style="list-style-type: none"> 個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割 利子割 配当割 株式等譲渡所得割 	970	△ 276	694				694	△ 276	71.5
	45,110	1,415	46,525	△ 3,252		△ 3,252	43,273	△ 1,837	95.9
	1,484	△ 9	1,475				1,475	△ 9	99.4
	2,100	1	2,101				2,101	1	100.0
	211	△ 14	197				197	△ 14	93.4
	2,608	△ 341	2,267				2,267	△ 341	86.9
	1,743	837	2,580				2,580	837	148.0
2. 事業税	48,653	2,086	50,739		△ 4	△ 4	50,735	2,082	104.3
{ <ul style="list-style-type: none"> 個人 法人 	2,394	73	2,467				2,467	73	103.0
	46,259	2,013	48,272		△ 4	△ 4	48,268	2,009	104.3
3. 地方消費税	65,882	△ 1,823	64,059		△ 55	△ 55	64,004	△ 1,878	97.1
{ <ul style="list-style-type: none"> 譲渡割 貨物割 	41,596	△ 277	41,319				41,319	△ 277	99.3
	24,286	△ 1,546	22,740		△ 55	△ 55	22,685	△ 1,601	93.4
4. 不動産取得税	4,204	220	4,424	△ 1		△ 1	4,423	219	105.2
5. 道府県たばこ税	1,471	22	1,493				1,493	22	101.5
6. ゴルフ場利用税	432	△ 3	429				429	△ 3	99.3
7. 軽油引取税	9,275	△ 173	9,102				9,102	△ 173	98.1
8. 自動車税	16,178	353	16,531				16,531	353	102.2
{ <ul style="list-style-type: none"> 環境性能割 種別割 	1,037	445	1,482				1,482	445	142.9
	15,141	△ 92	15,049				15,049	△ 92	99.4
9. 鉱区税	3	0	3				3	0	100.0
10. 固定資産税(特例分等)	50	△ 10	40				40	△ 10	80.0
普通税計	200,374	2,285	202,659	△ 3,253	△ 59	△ 3,312	199,347	△ 1,027	99.5
(II) 目的税									
1. 狩猟税	7	0	7				7	0	100.0
目的税計	7	0	7				7	0	100.0
(III) 道府県税小計	200,381	2,285	202,666	△ 3,253	△ 59	△ 3,312	199,354	△ 1,027	99.5
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 45	△ 11	△ 56				△ 56	—	—
(V) 道府県税計	200,336	2,274	202,610	△ 3,253	△ 59	△ 3,312	199,298	△ 1,038	99.5

(単位：億円)

区 分	令和6年度								
	令和5年度 当初見込額 (A)	令和5年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法に よる収入見 込額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法に よる収入見 込額 (C)+(F) (G)	令和5年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G) — ×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
B市町村税									
(I) 普通税									
1. 市町村民税	101,419	2,823	104,242	△ 5,982	△ 1	△ 5,983	98,259	△ 3,160	96.9
{ 個人均等割	2,261	△ 262	1,999				1,999	△ 262	88.4
{ 所得割	82,622	2,674	85,296	△ 5,982		△ 5,982	79,314	△ 3,308	96.0
{ 法人均等割	4,571	△ 18	4,553				4,553	△ 18	99.6
{ 法人税割	11,965	429	12,394		△ 1	△ 1	12,393	428	103.6
2. 固定資産税	97,581	1,364	98,945				98,945	1,364	101.4
{ 土地	36,355	1,415	37,770				37,770	1,415	103.9
{ 家屋	42,070	△ 315	41,755				41,755	△ 315	99.3
{ 償却資産	18,271	262	18,533				18,533	262	101.4
純固定資産税小計	96,696	1,362	98,058				98,058	1,362	101.4
交付金	885	2	887				887	2	100.2
3. 軽自動車税	3,177	131	3,308				3,308	131	104.1
{ 環境性能割	175	55	230				230	55	131.4
{ 種別割	3,002	76	3,078				3,078	76	102.5
4. 市町村たばこ税	9,008	135	9,143				9,143	135	101.5
5. 鉱産税	16	△ 1	15				15	△ 1	93.8
6. 特別土地保有税	0	0	0				0	0	0.0
普通税計	211,201	4,452	215,653	△ 5,982	△ 1	△ 5,983	209,670	△ 1,531	99.3
(II) 目的税									
1. 入湯税	212	1	213				213	1	100.5
2. 事業所税	3,961	195	4,156				4,156	195	104.9
3. 都市計画税	13,873	345	14,218				14,218	345	102.5
4. 水利地益税等	0	0	0				0	0	0.0
目的税計	18,046	541	18,587				18,587	541	103.0
(III) 市町村税小計	229,247	4,993	234,240	△ 5,982	△ 1	△ 5,983	228,257	△ 990	99.6
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 186	40	△ 146				△ 146	—	—
(V) 市町村税計	229,061	5,033	234,094	△ 5,982	△ 1	△ 5,983	228,111	△ 950	99.6

(参考)

(単位：億円)

個人住民税	135,525	4,033	139,558	△ 9,234		△ 9,234	130,324	△ 5,201	96.2
地方法人二税 + 特別法人事業譲与税	86,516	3,466	89,982		△ 6	△ 6	89,976	3,460	104.0
{ 地方法人二税	66,379	2,416	68,795		△ 5	△ 5	68,790	2,411	103.6
{ 特別法人事業譲与税	20,137	1,050	21,187		△ 1	△ 1	21,186	1,049	105.2

※ 「個人住民税」は、個人道府県民税（均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計額である。

※ 「地方法人二税」は、法人道府県民税（均等割及び法人税割）、法人市町村民税（均等割及び法人税割）及び法人事業税の合計額である。

II 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	令和5年度 当初見込額 (A)	令 和 6 年 度					(E) — ×100 (A) (%)
		令和5年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	制度改正に よる増減 (△) 収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C) + (D) (E)	令和5年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E) - (A)	
1.地方揮発油譲与税	2,164	△ 11	2,153		2,153	△ 11	99.5
2.石油ガス譲与税	50	△ 7	43		43	△ 7	86.0
3.自動車重量譲与税	2,874	139	3,013		3,013	139	104.8
4.航空機燃料譲与税	152	△ 9	143		143	△ 9	94.1
5.特別とん譲与税	124	△ 10	114		114	△ 10	91.9
6.森林環境譲与税	500	141	641		641	141	128.2
7.特別法人事業譲与税	20,137	1,050	21,187	△ 1	21,186	1,049	105.2
合 計	26,001	1,293	27,294	△ 1	27,293	1,292	105.0

2 税制改正による増減収見込額（令和6年度）

（単位：億円）

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税	△ 3,288	△ 6,049	△ 9,337	△ 3,252	△ 5,982	△ 9,234
定額減税	△ 3,288	△ 6,049	△ 9,337	△ 3,252	△ 5,982	△ 9,234
2 不動産取得税				△ 1		△ 1
鉄道事業再構築事業を実施したローカル 鉄道の資産取得に係る非課税措置の創設等				△ 1		△ 1
3 軽油引取税		7	7			
課税免除の特例措置の見直し		7	7			
4 固定資産税			0			
(1) 社会医療法人が行う救急医療等確保事業 の拡充に伴う税制上の所要の措置		△ 2	△ 2			
(2) その他		2	2			
合 計	△ 3,281	△ 6,049	△ 9,330	△ 3,253	△ 5,982	△ 9,235
国税の税制改正に伴うもの	△ 136	△ 267	△ 403	△ 4	△ 1	△ 5
個人住民税	△ 30	△ 55	△ 85			
法人住民税	△ 35	△ 212	△ 247		△ 1	△ 1
法人事業税	△ 70		△ 70	△ 4		△ 4
再 計	△ 3,417	△ 6,316	△ 9,733	△ 3,257	△ 5,983	△ 9,240

（注1） 上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。

（注2） 上記の他、国税の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の減収額は平年度▲48億円、初年度▲1億円と見込まれる。

（注3） 地方消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる地方消費税額は、平年度51億円。

（注4） 特例輸入者による特例申告の納期限延長に係る担保要件の見直しによって、令和6年度に帰属する予定であった地方消費税額の一部（55億円）が、納付時期のずれにより、令和7年度税収に帰属することとなる。

3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

区分 年度	国内総生産（名目）		国民所得	
	実数	対前年度伸長率(%)	実数	対前年度伸長率(%)
昭和 27 年度	-	-	52,159	117.6
28	-	-	60,015	115.1
29	-	-	65,917	109.8
30	85,979	-	69,733	105.8
31	96,477	112.2	78,962	113.2
32	110,641	114.7	88,681	112.3
33	118,451	107.1	93,829	105.8
34	138,970	117.3	110,421	117.7
35	166,806	120.0	134,967	122.2
36	201,708	120.9	160,819	119.2
37	223,288	110.7	178,933	111.3
38	262,286	117.5	210,993	117.9
39	303,997	115.9	240,514	114.0
40	337,653	111.1	268,270	111.5
41	396,989	117.6	316,448	118.0
42	464,454	117.0	375,477	118.7
43	549,470	118.3	437,209	116.4
44	650,614	118.4	521,178	119.2
45	752,985	115.7	610,297	117.1
46	828,993	110.1	659,105	108.0
47	964,863	116.4	779,369	118.2
48	1,167,150	121.0	958,396	123.0
49	1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50	1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51	1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52	1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53	2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54	2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55	2,483,759	109.0	2,038,787	109.5
56	2,646,417	106.5	2,116,151	103.8
57	2,761,628	104.4	2,201,314	104.0
58	2,887,727	104.6	2,312,900	105.1
59	3,082,384	106.7	2,431,172	105.1
60	3,303,968	107.2	2,605,599	107.2
61	3,422,664	103.6	2,679,415	102.8
62	3,622,967	105.9	2,810,998	104.9
63	3,876,856	107.0	3,027,101	107.7
平成 元 年度	4,158,852	107.3	3,208,020	106.0
2	4,516,830	108.6	3,468,929	108.1
3	4,736,076	104.9	3,689,316	106.4
4	4,832,556	102.0	3,660,072	99.2
5	4,826,076	99.9	3,653,760	99.8
6	5,119,588	104.2	3,729,768	100.4
7	5,252,995	102.6	3,801,581	101.9
8	5,386,596	102.5	3,940,248	103.6
9	5,425,080	100.7	3,909,431	99.2
10	5,345,641	98.5	3,793,939	97.0
11	5,302,986	99.2	3,780,885	99.7
12	5,376,142	101.4	3,901,638	103.2
13	5,274,105	98.1	3,761,387	96.4
14	5,234,659	99.3	3,742,479	99.5
15	5,262,199	100.5	3,815,556	102.0
16	5,296,379	100.6	3,885,761	101.8
17	5,341,062	100.8	3,881,164	99.9
18	5,372,579	100.6	3,949,897	101.8
19	5,384,855	100.2	3,948,132	100.0
20	5,161,749	95.9	3,643,680	92.3
21	4,973,642	96.4	3,527,011	96.8
22	5,048,737	101.5	3,646,882	103.4
23	5,000,462	99.0	3,574,735	98.0
24	4,994,206	99.9	3,581,562	100.2
25	5,126,775	102.7	3,725,700	104.0
26	5,234,228	102.1	3,766,776	101.1
27	5,407,408	103.3	3,926,293	104.2
28	5,448,299	100.8	3,922,939	99.9
29	5,557,125	102.0	4,006,215	102.1
30	5,565,705	100.2	4,030,991	100.6
令和 元 年度	5,568,454	100.0	4,024,792	99.8
2	5,390,091	96.8	3,759,980	93.4
3	5,536,423	102.7	3,957,723	105.3
4	5,664,897	102.3	4,089,538	103.3
5 実績見込	5,975,000	105.5	4,316,000	105.5
6見込	6,153,000	103.0	4,434,000	102.7

(注) 1 国内総生産（名目）は、令和4年度までは「国民経済計算」による実績、令和5年度実績見込及び令和6年度見込は「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和6年1月26日閣議決定）における額である。

2 国民所得は、令和4年度までは実績、令和5年度実績見込及び令和6年度見込は(注)1と同様の経済見通しにおける額である。

3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の令和2年=100を基準とした年度の指数（総合）である。なお、令和4年度までは実績、令和5年度実績見込及び令和6年度見込は(注)1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

(単位 億円)

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分 年度
指数2年=100	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和 27年度
6.4	-	10,362	125.0	3,361	109.2	
6.6	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9	
7.5	111.7	11,369	100.7	3,815	104.3	
9.1	124.1	12,061	106.1	4,499	117.9	
10.4	112.5	13,425	111.3	5,272	117.2	
10.4	102.8	14,556	108.4	5,439	103.2	
12.9	125.2	16,239	111.6	6,109	112.3	
15.8	122.5	19,249	118.5	7,442	121.8	
18.8	118.5	23,911	124.2	9,065	121.8	
19.7	104.7	28,874	120.8	10,567	116.6	
22.9	115.3	33,088	114.6	12,129	114.8	
25.6	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4	
26.5	103.2	43,651	114.2	15,494	110.7	
31.1	117.1	50,262	115.1	17,686	114.1	
36.8	118.6	57,255	113.9	21,495	121.5	
42.2	117.2	67,296	117.5	25,801	120.0	
49.3	116.7	80,339	119.4	30,902	119.8	
54.7	110.8	98,149	122.2	37,507	121.4	
55.7	102.0	119,095	121.3	42,358	112.9	
61.5	110.8	146,183	122.7	50,044	118.1	
69.1	114.8	174,739	119.5	64,913	129.7	
62.3	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9	
59.6	95.6	256,545	112.1	81,548	99.0	
66.1	110.8	289,070	112.7	95,641	117.3	
68.2	103.2	333,621	115.4	110,052	115.1	
73.0	107.0	383,470	114.9	122,371	111.2	
78.8	108.0	420,779	109.7	140,315	114.7	
80.4	102.2	457,808	108.8	158,938	113.3	
82.0	102.0	491,653	107.4	173,255	109.0	
81.6	99.4	511,333	104.0	186,286	107.5	
86.2	106.4	523,069	102.3	198,413	106.5	
93.4	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3	
95.6	102.5	562,935	104.5	233,165	108.5	
95.5	99.8	587,171	104.3	246,282	105.6	
101.2	105.9	632,201	107.7	272,040	110.5	
110.1	108.9	664,016	105.0	301,169	110.7	
114.8	104.3	727,290	109.5	317,951	105.6	
120.5	105.0	784,732	107.9	334,504	105.2	
119.7	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8	
112.6	93.7	895,597	106.9	345,683	98.6	
108.4	96.0	930,764	103.9	335,913	97.2	
111.9	103.0	938,178	100.8	325,391	96.9	
114.2	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5	
118.0	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2	
119.4	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0	
111.2	93.0	1,001,975	102.6	359,222	99.4	
114.2	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5	
119.0	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5	
108.1	90.9	974,317	99.8	355,488	100.0	
111.3	102.8	948,394	97.3	333,785	93.9	
114.5	103.5	925,818	97.6	326,657	97.9	
118.9	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7	
120.8	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	
126.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	
129.9	102.7	891,476	99.9	402,668	110.3	
113.6	87.3	896,915	100.6	395,585	98.2	
102.8	90.5	961,064	107.2	351,830	88.9	
				(358,234)	(90.6)	
111.9	108.8	947,750	98.6	343,163	97.5	
				(357,323)	(99.7)	
111.1	99.3	970,026	102.4	341,714	99.6	
				(357,142)	(99.9)	
108.1	97.1	964,186	99.4	344,608	100.8	
				(361,317)	(101.2)	
111.7	103.4	974,120	101.0	353,743	102.7	
				(373,545)	(103.4)	
111.1	99.4	985,228	101.1	367,855	104.0	
				(391,733)	(104.9)	
110.3	99.3	984,052	99.9	390,986	106.3	
				(412,012)	(105.2)	
111.2	100.8	981,415	99.7	393,924	100.8	
				(411,700)	(99.9)	
114.3	102.9	979,984	99.9	399,044	101.3	
				(417,496)	(101.4)	
114.2	99.9	980,206	100.0	407,514	102.1	
				(428,379)	(102.6)	
110.2	96.5	997,022	101.7	412,115	101.1	
				(432,541)	(101.0)	
99.7	90.5	1,254,588	125.8	408,256	99.1	
				(424,862)	(98.2)	
105.2	105.5	1,233,677	98.3	424,089	103.9	
				(442,624)	(104.2)	
104.9	99.7	1,173,557	95.1	440,522	103.9	
				(462,181)	(104.4)	
-	99.2	923,584	78.7	440,552	100.0	
				(461,682)	(99.9)	
-	102.3	939,269	101.7	437,966	99.4	
				(459,152)	(99.5)	

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から令和4年度までは純計決算額（平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還補助金と相殺された償還金を除く。）、令和5年度実績見込及び令和6年度見込は地方財政計画額である。

5 地方税収入総額は、令和4年度までは決算額、令和5年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和6年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。また、（ ）内は、地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税	
		税 額	A	租税総額に対する割合A/C(%)	
昭和5年度		1,103	百万円	64.7	
8		1,002		64.3	
10		1,202		65.5	
14		2,933		79.5	
16		4,931	(4,508)	84.9	(77.6)
20		11,541	(10,693)	92.1	(85.4)
25		5,702	億円	75.2	(60.9)
30		9,363	(7,542)	71.1	(57.2)
31		10,862	(8,975)	70.7	(58.4)
32		12,015	(9,690)	69.5	(56.1)
33		11,904	(9,340)	68.6	(53.9)
34		13,714	(10,796)	69.2	(54.5)
35		18,010	(14,538)	70.8	(57.1)
36		22,269	(17,797)	71.1	(56.8)
37		23,897	(18,714)	69.3	(54.3)
38		27,306	(21,143)	69.2	(53.6)
39		31,592	(24,646)	69.3	(54.1)
40		32,785	(25,123)	67.9	(52.0)
41		36,630	(27,740)	67.4	(51.1)
42		43,946	(33,404)	67.2	(51.0)
43		53,220	(41,359)	67.3	(52.3)
44		64,532	(48,868)	67.6	(51.2)
45		77,732	(58,548)	67.5	(50.8)
46		84,426	(63,370)	66.6	(50.0)
47		103,977	(78,313)	67.5	(50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4	(51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7	(47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0	(48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7	(47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6	(45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5	(48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0	(48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1	(46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7	(44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2	(47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3	(48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1	(47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7	(46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5	(48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7	(48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4	(47.4)
平成元年度		571,361	(403,288)	64.2	(45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2	(47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3	(46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4	(44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0	(45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4	(46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0	(45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1	(43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6	(42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8	(41.7)
11		492,139	<367,165>	58.4	<43.6>
12		527,209	<379,358>	59.7	<43.0>
13		499,684	<356,149>	58.4	<41.6>
14		458,442	<334,172>	57.9	<42.2>
15		453,694	<340,612>	58.1	<43.6>
16		481,029	<343,833>	58.9	<42.1>
17		522,905	<364,797>	60.0	<41.9>
18		541,169	<357,191>	59.7	<39.4>
19		526,558	<376,208>	56.7	<40.5>
20		458,309	<329,594>	53.7	<38.6>
21		402,433	<300,653>	53.4	<39.9>
22		【 395,693 】		【 52.5 】	
		437,074	<308,602>	56.0	<39.6>
		【 422,875 】	(238,603)	【 54.2 】	(30.6)
23		451,754	<315,890>	56.9	<39.8>
		【 436,194 】	(246,665)	【 55.0 】	(31.1)
24		470,492	<338,819>	57.7	<41.6>
		【 453,794 】	(273,022)	【 55.7 】	(33.5)
25		512,274	<366,583>	59.2	<42.3>
		【 492,264 】	(313,801)	【 56.9 】	(36.2)
26		578,492	<420,536>	61.1	<44.4>
		【 554,547 】	(376,032)	【 58.6 】	(39.7)
27		599,694	<422,005>	60.5	<42.6>
		【 578,888 】	(400,082)	【 58.4 】	(40.4)
28		589,563	<421,937>	59.9	<42.9>
		【 571,747 】	(391,830)	【 58.1 】	(39.8)
29		623,803	<451,990>	61.0	<44.2>
		【 605,225 】	(433,704)	【 59.2 】	(42.4)
30		642,241	<457,305>	61.2	<43.6>
		【 621,362 】	(448,954)	【 59.2 】	(42.8)
令和元年度		621,751	<442,356>	60.1	<42.8>
		【 601,315 】	(423,329)	【 58.2 】	(40.9)
2		649,330	<487,884>	61.4	<46.1>
		【 632,836 】	(456,598)	【 59.8 】	(43.2)
3		718,811	<504,353>	62.9	<44.1>
		【 700,142 】	(487,951)	【 61.3 】	(42.7)
4		763,377	<543,014>	63.4	<45.1>
		【 741,610 】	(542,312)	【 61.6 】	(45.0)
5 実績見込		747,286	<531,120>	62.9	<44.7>
		【 726,169 】	(519,522)	【 61.1 】	(43.7)
6 見 込		747,879	<537,781>	63.1	<45.4>
		【 726,666 】	(516,130)	【 61.3 】	(43.5)

(注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、令和4年度までは決算額、令和5年度実績見込は補正後予算額、令和6年度見込は当初予算額である。
 2 地方税は、令和4年度までは決算額、令和5年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和6年度見込は地方財政計画額に計外税収入見込額を加えた額である。
 3 国税欄の < > 内は、国税から地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の < > 内は、地方税に地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。
 4 国税欄の()内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別

地 方 税				租 税 総 額		区分
税 額	B	租税総額に対する割合B/C(%)		税 額	C	
601 百万円		35.3		1,704	百万円	昭 和 5 年 度
557		35.7		1,559		8
632		34.5		1,834		10
757		20.5		3,690		14
879	(1,302)	15.1	(22.4)	5,810		16
986	(1,834)	7.9	(14.6)	12,527		20
1,883 億円	(2,968)	24.8	(39.1)	7,585 億円		25
3,815	(5,636)	28.9	(42.8)	13,178		30
4,499	(6,386)	29.3	(41.6)	15,361		31
5,272	(7,597)	30.5	(43.9)	17,287		32
5,439	(8,003)	31.4	(46.1)	17,343		33
6,109	(9,027)	30.8	(45.5)	19,823		34
7,442	(10,914)	29.2	(42.9)	25,452		35
9,065	(13,537)	28.9	(43.2)	31,334		36
10,567	(15,750)	30.7	(45.7)	34,464		37
12,129	(18,292)	30.8	(46.4)	39,435		38
13,996	(20,942)	30.7	(45.9)	45,588		39
15,494	(23,156)	32.1	(48.0)	48,279		40
17,686	(26,576)	32.6	(48.9)	54,316		41
21,495	(32,037)	32.8	(49.0)	65,441		42
25,801	(37,662)	32.7	(47.7)	79,021		43
30,902	(46,566)	32.4	(48.8)	95,434		44
37,507	(56,691)	32.5	(49.2)	115,239		45
42,358	(63,414)	33.4	(50.0)	126,784		46
50,044	(75,708)	32.5	(49.2)	154,021		47
64,913	(99,149)	31.6	(48.3)	205,386		48
82,375	(126,587)	34.3	(52.8)	239,919		49
81,548	(117,540)	36.0	(51.9)	226,591		50
95,641	(137,401)	36.3	(52.1)	263,661		51
110,052	(160,303)	37.4	(54.5)	294,393		52
122,371	(181,335)	34.5	(51.1)	354,610		53
140,315	(201,556)	36.0	(51.7)	389,881		54
158,938	(239,148)	35.9	(54.0)	442,626		55
173,255	(263,121)	36.3	(55.1)	477,806		56
186,286	(265,132)	36.8	(52.4)	506,317		57
198,413	(276,561)	36.7	(51.2)	540,034		58
214,939	(308,683)	36.9	(53.0)	582,687		59
233,165	(335,973)	37.3	(53.8)	624,667		60
246,282	(348,458)	36.5	(51.6)	674,792		61
272,040	(388,028)	36.3	(51.7)	750,108		62
301,169	(433,154)	36.6	(52.6)	823,107		63
317,951	(486,024)	35.8	(54.7)	889,312		平成 元 年 度
334,504	(510,442)	34.8	(53.0)	962,302		2
350,727	(525,922)	35.7	(53.5)	982,837		3
345,683	(506,498)	37.6	(55.1)	919,647		4
335,913	(495,637)	37.0	(54.6)	907,055		5
325,391	(465,128)	37.6	(53.7)	865,398		6
336,750	(479,173)	38.0	(54.1)	886,380		7
350,937	(507,431)	38.9	(56.2)	903,198		8
361,555	(530,105)	39.4	(57.8)	917,562		9
359,222	(508,224)	41.2	(58.3)	871,199		10
350,261	<475,235>	41.6	<56.4>	842,400		11
355,464	<503,315>	40.3	<57.0>	882,673		12
355,488	<499,023>	41.6	<58.4>	855,172		13
333,785	<458,055>	42.1	<57.8>	792,227		14
326,657	<439,739>	41.9	<56.4>	780,351		15
335,388	<472,584>	41.1	<57.9>	816,417		16
348,044	<506,152>	40.0	<58.1>	870,949		17
365,062	<549,040>	40.3	<60.6>	906,231		18
402,668	<553,018>	43.3	<59.5>	929,226		19
395,585	<524,300>	46.3	<61.4>	853,894		20
351,830	<453,609>	46.6	<60.1>	754,262		21
【 358,234 】		【 47.5 】		【 753,928 】		
343,163	<471,635>	44.0	<60.4>	780,237		22
【 357,323 】		【 45.8 】		【 780,198 】		
341,714	<477,578>	43.1	<60.2>	793,468		23
【 357,142 】		【 45.0 】		【 793,336 】		
344,608	<476,281>	42.3	<58.4>	815,100		24
【 361,317 】		【 44.3 】		【 815,111 】		
353,743	<499,434>	40.8	<57.7>	866,017		25
【 373,545 】		【 43.1 】		【 865,809 】		
367,855	<525,810>	38.9	<55.6>	946,346		26
【 391,733 】		【 41.4 】		【 946,280 】		
390,986	<568,675>	39.5	<57.4>	990,679		27
【 412,012 】		【 41.6 】		【 990,900 】		
393,924	<561,549>	40.1	<57.1>	983,486		28
【 411,700 】		【 41.9 】		【 983,447 】		
399,044	<570,857>	39.0	<55.8>	1,022,847		29
【 417,496 】		【 40.8 】		【 1,022,721 】		
407,514	<592,451>	38.8	<56.4>	1,049,756		30
【 428,379 】		【 40.8 】		【 1,049,742 】		
412,115	<591,510>	39.9	<57.2>	1,033,866		令和 元 年 度
【 432,541 】		【 41.8 】		【 1,033,857 】		
408,256	<569,702>	38.6	<53.9>	1,057,586		2
【 424,862 】		【 40.2 】		【 1,057,698 】		
424,089	<638,547>	37.1	<55.9>	1,142,900		3
【 442,624 】		【 38.7 】		【 1,142,766 】		
440,522	<660,885>	36.6	<54.9>	1,203,899		4
【 462,181 】		【 38.4 】		【 1,203,791 】		
440,552	<656,718>	37.1	<55.3>	1,187,838		5 実績見込
【 461,682 】		【 38.9 】		【 1,187,851 】		
437,966	<648,064>	36.9	<54.6>	1,185,845		6 見 込
【 459,152 】		【 38.7 】		【 1,185,818 】		

事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金並びに令和3年度から令和6年度における新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を含む。)を控除した場合の金額であり、地方税欄の()内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金並びに令和3年度から令和6年度における新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を含む。)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄の【 】内は、国税から地方法人特別税及び特別法人事業税を控除した場合の金額であり、地方税の【 】内は、地方税に地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0
33	13,316	14,556	109.3
34	14,950	16,239	108.6
35	17,431	19,249	110.4
36	20,635	23,911	115.9

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和37年度	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20	846,974	896,915	105.9
21	1,009,734	961,064	95.2
22	953,123	947,750	99.4
23	1,007,154	970,026	96.3
24	970,872	964,186	99.3
25	1,001,889	974,120	97.2
26	988,135	985,228	99.7
27	982,303	984,052	100.2
28	975,418	981,415	100.6
29	981,156	979,984	99.9
30	989,747	980,206	99.0
令和元年度	1,013,665	997,022	98.4
2	1,475,974	1,254,588	85.0
3	1,446,495	1,233,677	85.3
4	1,323,855	1,173,557	88.6
5実績見込	1,275,804	923,584	72.4
6見 込	1,120,717	939,269	83.8

- (注) 1 国の歳出は令和4年度までは決算額、令和5年度実績見込は補正後予算額、令和6年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。
- 2 地方の歳出は、令和4年度までは決算額（ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額）、令和5年度実績見込及び令和6年度見込は地方財政計画額であり、その会計区分は次のとおりである。
- 明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各会計
大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計
昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計
昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度～令和4年度 普通会計の純計
- 3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)		(19.3)
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,729,768	540,007	325,391	865,398	14.5	8.7	23.2
7	3,801,581	549,630	336,750	886,380	14.5	8.9	23.3
8	3,940,248	552,261	350,937	903,198	14.0	8.9	22.9
9	3,909,431	556,007	361,555	917,562	14.2	9.2	23.5
10	3,793,939	511,977	359,222	871,199	13.5	9.5	23.0
11	3,780,885	492,139	350,261	842,400	13.0	9.3	22.3
12	3,901,638	527,209	355,464	882,673	13.5	9.1	22.6
13	3,761,387	499,684	355,488	855,172	13.3	9.5	22.7
14	3,742,479	458,442	333,785	792,227	12.2	8.9	21.2
15	3,815,556	453,694	326,657	780,351	11.9	8.6	20.5
16	3,885,761	481,029	335,388	816,417	12.4	8.6	21.0
17	3,881,164	522,905	348,044	870,949	13.5	9.0	22.4
18	3,949,897	541,169	365,062	906,231	13.7	9.2	22.9
19	3,948,132	526,558	402,668	929,226	13.3	10.2	23.5
20	3,643,680	458,309	395,585	853,894	12.6	10.9	23.4
21	3,527,011	402,433	351,830	754,262	11.4	10.0	21.4
		(395,693)	(358,234)	(753,928)	(11.2)	(10.2)	(21.4)
22	3,646,882	437,074	343,163	780,237	12.0	9.4	21.4
		(422,875)	(357,323)	(780,198)	(11.6)	(9.8)	(21.4)
23	3,574,735	451,754	341,714	793,468	12.6	9.6	22.2
		(436,194)	(357,142)	(793,336)	(12.2)	(10.0)	(22.2)
24	3,581,562	470,492	344,608	815,100	13.1	9.6	22.8
		(453,794)	(361,317)	(815,111)	(12.7)	(10.1)	(22.8)
25	3,725,700	512,274	353,743	866,017	13.7	9.5	23.2
		(492,264)	(373,545)	(865,809)	(13.2)	(10.0)	(23.2)
26	3,766,776	578,492	367,855	946,346	15.4	9.8	25.1
		(554,547)	(391,733)	(946,280)	(14.7)	(10.4)	(25.1)
27	3,926,293	599,694	390,986	990,679	15.3	10.0	25.2
		(578,888)	(412,012)	(990,900)	(14.7)	(10.5)	(25.2)
28	3,922,939	589,563	393,924	983,486	15.0	10.0	25.1
		(571,747)	(411,700)	(983,447)	(14.6)	(10.5)	(25.1)
29	4,006,215	623,803	399,044	1,022,847	15.6	10.0	25.5
		(605,225)	(417,496)	(1,022,721)	(15.1)	(10.4)	(25.5)
30	4,030,991	642,241	407,514	1,049,756	15.9	10.1	26.0
		(621,362)	(428,379)	(1,049,742)	(15.4)	(10.6)	(26.0)
令和元年度	4,024,792	621,751	412,115	1,033,866	15.4	10.2	25.7
		(601,315)	(432,541)	(1,033,857)	(14.9)	(10.7)	(25.7)
2	3,759,980	649,330	408,256	1,057,586	17.3	10.9	28.1
		(632,836)	(424,862)	(1,057,698)	(16.8)	(11.3)	(28.1)
3	3,957,723	718,811	424,089	1,142,900	18.2	10.7	28.9
		(700,142)	(442,624)	(1,142,766)	(17.7)	(11.2)	(28.9)
4	4,089,538	763,377	440,522	1,203,899	18.7	10.8	29.4
		(741,610)	(462,181)	(1,203,791)	(18.1)	(11.3)	(29.4)
5実績見込	4,316,000	747,286	440,552	1,187,838	17.3	10.2	27.5
		(726,169)	(461,682)	(1,187,851)	(16.8)	(10.7)	(27.5)
6見込	4,434,000	747,879	437,966	1,185,845	16.9	9.9	26.7
		(726,666)	(459,152)	(1,185,818)	(16.4)	(10.4)	(26.7)

(注) 1 国民所得は、令和4年度までは実績、令和5年度実績見込額及び令和6年度見込は「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和6年1月26日閣議決定)における額である。

2 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、令和4年度までは決算額、令和5年度は補正後予算額、令和6年度見込は当初予算額である。なお、昭和52年度の()内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。

3 地方税は、令和4年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、令和5年度実績見込は最近における実績を加味して算出した額、令和6年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。

4 平成21年度以降の()内は、地方法人特別税及び特別法人事業税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した場合である。

5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
25	6,854	2,263	9,117	11,396
30	10,311	4,201	14,512	18,140
35	18,772	7,757	26,529	33,161
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
	(311,427)	(281,946)	(593,374)	(741,718)
22	344,329	270,346	614,675	768,344
	(333,143)	(281,501)	(614,644)	(768,305)
23	356,668	269,789	626,457	783,071
	(344,383)	(281,970)	(626,352)	(782,940)
24	371,462	272,074	643,535	804,419
	(358,278)	(285,266)	(643,544)	(804,430)
25	398,848	275,419	674,267	842,834
	(383,269)	(290,836)	(674,105)	(842,631)
26	451,149	286,879	738,027	922,534
	(432,475)	(305,501)	(737,975)	(922,469)
27	468,269	305,300	773,568	966,960
	(452,022)	(321,718)	(773,740)	(967,175)
28	460,931	307,977	768,907	961,134
	(447,002)	(321,874)	(768,876)	(961,095)
29	488,463	312,468	800,931	1,001,164
	(473,916)	(326,916)	(800,832)	(1,001,040)
30	503,941	319,760	823,703	1,029,629
	(487,559)	(336,132)	(823,692)	(1,029,615)
令 和 元 年 度	489,036	324,148	813,184	1,016,480
	(472,962)	(340,214)	(813,177)	(1,016,471)
2	512,679	322,339	835,018	1,043,773
	(499,656)	(335,450)	(835,107)	(1,043,884)
3	570,812	336,771	907,583	1,134,479
	(555,986)	(351,490)	(907,476)	(1,134,345)
4	608,672	351,246	959,918	1,199,898
	(591,316)	(368,515)	(959,831)	(1,199,789)
5 実 績 見 込	595,842	351,270	947,112	1,183,890
	(579,004)	(368,118)	(947,122)	(1,183,903)
6 見 込	596,314	349,208	945,523	1,181,904
	(579,400)	(366,101)	(945,501)	(1,181,876)

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(ウ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(エ) 昭和42年度から平成24年度までは、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口

(オ) 平成25年度以降は、各年度の1月1日現在住民基本台帳人口。ただし、令和5年度及び令和6年度は、令和5年1月1日現在住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区分 年度	租 税		総 額		間 接 税 等	
	額		率		率	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭和10年度	1,834 百万円	100.0 %	1,008 百万円	55.0 %	826 百万円	45.0 %
15	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
25	7,585 億円	100.0	4,737 億円	62.5	2,848 億円	37.5
30	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
35	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
40	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
45	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
50	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
55	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
60	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4
平成2年度	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5
18	906,231	100.0	640,998	70.7	265,233	29.3
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0
21	754,262	100.0	513,770	68.1	240,492	31.9
22	(753,928)	(100.0)	(513,435)	(68.1)	(240,492)	(31.9)
23	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3
24	(780,198)	(100.0)	(536,321)	(68.7)	(243,875)	(31.3)
25	793,468	100.0	547,423	69.0	246,046	31.0
26	(793,336)	(100.0)	(547,288)	(69.0)	(246,045)	(31.0)
27	815,100	100.0	567,792	69.7	247,309	30.3
28	(815,111)	(100.0)	(567,802)	(69.7)	(247,307)	(30.3)
29	866,017	100.0	611,064	70.6	254,952	29.4
30	(865,809)	(100.0)	(610,857)	(70.6)	(254,952)	(29.4)
令和元年度	946,346	100.0	639,488	67.6	306,858	32.4
2	(946,280)	(100.0)	(639,422)	(67.6)	(306,858)	(32.4)
3	990,679	100.0	650,499	65.7	340,180	34.3
4	(990,900)	(100.0)	(650,720)	(65.7)	(340,180)	(34.3)
5	983,486	100.0	648,865	66.0	334,622	34.0
6	(983,447)	(100.0)	(648,825)	(66.0)	(334,622)	(34.0)
7	1,022,847	100.0	685,740	67.0	337,107	33.0
8	(1,022,721)	(100.0)	(685,614)	(67.0)	(337,107)	(33.0)
9	1,049,756	100.0	709,933	67.6	339,823	32.4
10	(1,049,742)	(100.0)	(709,919)	(67.6)	(339,823)	(32.4)
11	1,033,866	100.0	691,537	66.9	342,329	33.1
12	(1,033,857)	(100.0)	(691,528)	(66.9)	(342,329)	(33.1)
13	1,057,586	100.0	692,639	65.5	364,947	34.5
14	(1,057,698)	(100.0)	(692,751)	(65.5)	(364,947)	(34.5)
15	1,142,900	100.0	757,750	66.3	385,151	33.7
16	(1,142,766)	(100.0)	(757,615)	(66.3)	(385,151)	(33.7)
17	1,203,899	100.0	800,547	66.5	403,351	33.5
18	(1,203,791)	(100.0)	(800,439)	(66.5)	(403,351)	(33.5)
19	1,187,838	100.0	788,923	66.4	398,915	33.6
20	(1,187,851)	(100.0)	(788,936)	(66.4)	(398,915)	(33.6)
21	1,185,845	100.0	776,072	65.4	409,773	34.6
22	(1,185,818)	(100.0)	(776,045)	(65.4)	(409,773)	(34.6)

区分 年度	国		税		間 接 税 等	
	額		率		率	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭和10年度	1,202 百万円	100.0 %	421 百万円	35.0 %	781 百万円	65.0 %
15	4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1
25	5,702	100.0	3,136	55.0	2,566	45.0
30	9,363	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,043	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2
平成2年度	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
7	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
12	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7
15	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9
16	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8
17	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7
18	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1
19	526,558	100.0	323,273	61.4	203,285	38.6
20	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3
21	402,433	100.0	212,941	52.9	189,492	47.1
22	(395,693)	(100.0)	(206,201)	(52.1)	(189,492)	(47.9)
23	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7
24	(422,875)	(100.0)	(232,025)	(54.9)	(190,849)	(45.1)
25	451,754	100.0	258,581	57.2	193,173	42.8
26	(436,194)	(100.0)	(243,020)	(55.7)	(193,172)	(44.3)
27	470,492	100.0	276,251	58.7	194,241	41.3
28	(453,794)	(100.0)	(259,553)	(57.2)	(194,239)	(42.8)
29	512,274	100.0	311,381	60.8	200,893	39.2
30	(492,264)	(100.0)	(291,371)	(59.2)	(200,893)	(40.8)
令和元年度	578,492	100.0	328,821	56.8	249,670	43.2
2	(554,547)	(100.0)	(304,876)	(55.0)	(249,670)	(45.0)
3	599,694	100.0	335,753	56.0	263,941	44.0
4	(578,887)	(100.0)	(314,947)	(54.4)	(263,941)	(45.6)
5	589,563	100.0	328,527	55.7	261,035	44.3
6	(571,747)	(100.0)	(310,712)	(54.3)	(261,035)	(45.7)
7	623,803	100.0	360,767	57.8	263,036	42.2
8	(605,225)	(100.0)	(342,189)	(56.5)	(263,036)	(43.5)
9	642,241	100.0	377,375	58.8	264,866	41.2
10	(621,362)	(100.0)	(356,496)	(57.4)	(264,866)	(42.6)
11	621,751	100.0	353,168	56.8	268,584	43.2
12	(601,315)	(100.0)	(332,732)	(55.3)	(268,584)	(44.7)
13	649,330	100.0	362,085	55.8	287,245	44.2
14	(632,836)	(100.0)	(345,591)	(54.6)	(287,245)	(45.4)
15	718,811	100.0	419,902	58.4	298,909	41.6
16	(700,142)	(100.0)	(401,233)	(57.3)	(298,909)	(42.7)
17	763,377	100.0	449,656	58.9	313,721	41.1
18	(741,610)	(100.0)	(427,889)	(57.7)	(313,721)	(42.3)
19	747,286	100.0	435,600	58.3	311,686	41.7
20	(726,169)	(100.0)	(414,483)	(57.1)	(311,686)	(42.9)
21	747,879	100.0	427,587	57.2	320,292	42.8
22	(726,666)	(100.0)	(406,374)	(55.9)	(320,292)	(44.1)

地 方 税						区 分
総 額		直 接 税		間 接 税 等		
金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	年 度
632 百万円	100.0 %	587 百万円	92.9 %	45 百万円	7.1 %	昭 和 10 年 度
784	100.0	721	92.0	63	8.0	15
1,883 億円	100.0	1,601 億円	85.0	282 億円	15.0	25
3,815	100.0	3,061	80.2	754	19.8	30
7,442	100.0	5,778	77.6	1,664	22.4	35
15,494	100.0	12,013	77.5	3,481	22.5	40
37,507	100.0	29,362	78.3	8,145	21.7	45
81,548	100.0	67,375	82.6	14,173	17.4	50
158,938	100.0	133,763	84.2	25,175	15.8	55
233,165	100.0	199,520	85.6	33,645	14.4	60
334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1	平 成 2 年 度
336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0	7
355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0	12
326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4	15
335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6	16
348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7	17
365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2	18
402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3	19
395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7	20
351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5	21
(358,234)	(100.0)	(307,234)	(85.8)	(51,000)	(14.2)	
343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5	22
(357,323)	(100.0)	(304,296)	(85.2)	(53,026)	(14.8)	
341,714	100.0	288,841	84.5	52,873	15.5	23
(357,142)	(100.0)	(304,268)	(85.2)	(52,873)	(14.8)	
344,608	100.0	291,540	84.6	53,068	15.4	24
(361,317)	(100.0)	(308,249)	(85.3)	(53,068)	(14.7)	
353,743	100.0	299,683	84.7	54,059	15.3	25
(373,545)	(100.0)	(319,486)	(85.5)	(54,059)	(14.5)	
367,855	100.0	310,667	84.5	57,188	15.5	26
(391,733)	(100.0)	(334,546)	(85.4)	(57,188)	(14.6)	
390,986	100.0	314,746	80.5	76,239	19.5	27
(412,012)	(100.0)	(335,773)	(81.5)	(76,239)	(18.5)	
393,924	100.0	320,337	81.3	73,587	18.7	28
(411,700)	(100.0)	(338,113)	(82.1)	(73,587)	(17.9)	
399,044	100.0	324,973	81.4	74,071	18.6	29
(417,496)	(100.0)	(343,425)	(82.3)	(74,071)	(17.7)	
407,514	100.0	332,558	81.6	74,956	18.4	30
(428,379)	(100.0)	(353,423)	(82.5)	(74,956)	(17.5)	
412,115	100.0	338,370	82.1	73,745	17.9	令 和 元 年 度
(432,541)	(100.0)	(358,796)	(83.0)	(73,745)	(17.0)	
408,256	100.0	330,554	81.0	77,702	19.0	2
(424,862)	(100.0)	(347,160)	(81.7)	(77,702)	(18.3)	
424,089	100.0	337,848	79.7	86,242	20.3	3
(442,624)	(100.0)	(356,382)	(80.5)	(86,242)	(19.5)	
440,522	100.0	350,891	79.7	89,630	20.3	4
(462,181)	(100.0)	(372,550)	(80.6)	(89,630)	(19.4)	
440,552	100.0	353,323	80.2	87,229	19.8	5 実績見込
(461,682)	(100.0)	(374,453)	(81.1)	(87,229)	(18.9)	
437,966	100.0	348,485	79.6	89,481	20.4	6 見 込
(459,152)	(100.0)	(369,671)	(80.5)	(89,481)	(19.5)	

- (注) 1 国税は、特別会計及び日本専売公社納付金を含み、令和4年度までは決算額、令和5年度実績見込は補正後予算額、令和6年度見込は当初予算額である。
- 2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。
 直接税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、地方法人特別税、特別法人事業税、森林環境税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税
 間接税等：直接税以外のもの
- 3 地方税は、地方分与税（配付税）、地方交付税（臨時地方特例交付金等を含む。）及び地方譲与税等（消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。）を含まず、令和4年度までは決算額、令和5年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和6年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。
- 4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。
 直接税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税（平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、大税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税
 間接税等：直接税以外の諸税
- 5 平成21年度以降の（ ）内は、国税の直接税から地方法人特別税及び特別法人事業税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した場合である。

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

- (注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。
2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。
3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地 方 譲 与 税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	国 庫 支 出 金
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	そ の 他
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	小 計
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	地 方 債
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	繰 越 金
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地 方 譲 与 税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	国 県 支 出 金
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	そ の 他
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	小 計
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	地 方 債
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	繰 越 金
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	市 町 村 計
												合計
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	地 方 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	国 庫 支 出 金 等
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	そ の 他
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	小 計
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	地 方 債
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	繰 越 金
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	合 計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

7 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国県支出金」に含めた。

9 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

10 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 庫 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	都道府県
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地 方 税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地 方 譲 与 税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	地 方 交 付 税
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	国 庫 支 出 金
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	そ の 他
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	小 計
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	地 方 債
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
												市町村
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地 方 税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地 方 交 付 税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国 県 支 出 金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	そ の 他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小 計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地 方 債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰 越 金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市 町 村 計
												純計
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地 方 税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地 方 交 付 税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国 庫 支 出 金 等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	そ の 他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小 計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地 方 債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰 越 金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合 計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成17年度			平成22年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	17,137,360	35.2	40.6	15,932,318	31.8	38.3
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	853,575	1.8	2.0	1,593,264	3.2	3.8
地方特例交付金等	—	—	—	251,731	0.5	0.5	872,575	1.8	2.1	156,631	0.3	0.4
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,221,643	18.9	21.9	8,766,464	17.5	21.1
国 庫 支 出 金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	6,583,581	13.5	15.6	6,253,231	12.5	15.0
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,521,993	15.4	17.8	8,853,942	17.7	21.3
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	42,190,727	86.6	100.0	41,555,850	83.0	100.0
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	5,709,473	11.7	—	7,809,867	15.6	—
繰 越 金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	794,318	1.6	—	700,395	1.4	—
都 道 府 県 計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	48,694,518	100.0	—	50,066,112	100.0	—
市町村												
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,667,049	35.0	39.7	18,384,012	34.1	38.9
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	995,387	2.0	2.2	475,925	0.9	1.0
地方特例交付金等	—	—	—	662,283	1.3	1.4	645,431	1.3	1.5	226,534	0.4	0.5
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	7,737,076	15.3	17.4	8,427,087	15.6	17.8
国 県 支 出 金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,456,398	14.8	16.8	10,973,476	20.4	23.2
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,958,796	19.7	22.4	8,815,047	16.4	18.6
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,460,137	88.1	100.0	47,302,081	87.8	100.0
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	4,718,975	9.3	—	5,184,960	9.6	—
繰 越 金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,299,494	2.6	—	1,366,984	2.5	—
市 町 村 計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	50,478,606	100.0	—	53,854,025	100.0	—
純計												
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	34,804,409	37.4	43.3	34,316,330	35.2	41.6
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	1,848,962	2.0	2.3	2,069,189	2.1	2.5
地方特例交付金等	—	—	—	914,014	0.9	1.1	1,518,006	1.6	1.9	383,165	0.4	0.5
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	16,958,719	18.2	21.1	17,193,551	17.6	20.8
国 庫 支 出 金 等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	11,809,626	12.7	14.7	14,234,558	14.6	17.3
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,526,590	14.6	16.8	14,277,809	14.6	17.3
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	80,466,312	86.6	100.0	82,474,602	84.6	100.0
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	10,376,345	11.2	—	12,969,520	13.3	—
繰 越 金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,093,812	2.3	—	2,067,379	2.1	—
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	92,936,469	100.0	—	97,511,501	100.0	—

(単位 百万円)

平成27年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
20,142,594	38.7	44.7	20,524,577	33.2	38.3	22,203,878	32.5	37.2	23,130,385	36.3	40.4	地 方 税
2,257,839	4.3	5.0	1,799,994	2.9	3.4	1,998,906	2.9	3.4	2,310,899	3.6	4.0	地 方 譲 与 税
47,547	0.1	0.1	84,289	0.1	0.2	99,503	0.1	0.2	77,383	0.1	0.1	地方特例交付金等
8,845,703	17.0	19.6	8,878,057	14.3	16.5	10,210,393	14.9	17.1	9,529,810	15.0	16.7	地 方 交 付 税
6,264,392	12.0	13.9	12,349,337	20.0	23.0	16,175,669	23.7	27.1	12,670,367	19.9	22.1	国 庫 支 出 金
7,497,741	14.4	16.6	10,016,685	16.2	18.7	8,974,879	13.1	15.0	9,485,480	14.9	16.6	そ の 他
45,055,816	86.6	100.0	53,652,939	86.7	100.0	59,663,228	87.3	100.0	57,204,324	89.8	100.0	小 計
5,528,081	10.6	—	6,706,327	10.8	—	6,542,400	9.6	—	4,586,748	7.2	—	地 方 債
1,465,987	2.8	—	1,534,835	2.5	—	2,118,707	3.1	—	1,944,650	3.1	—	繰 越 金
52,049,884	100.0	—	61,894,101	100.0	—	68,324,335	100.0	—	63,735,722	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
18,955,969	32.3	36.7	20,301,044	26.0	28.7	20,205,060	28.7	32.0	20,921,772	30.3	33.6	地 方 税
421,408	0.7	0.8	432,341	0.6	0.6	447,861	0.6	0.7	451,212	0.7	0.7	地 方 譲 与 税
71,321	0.1	0.1	141,320	0.2	0.2	355,204	0.5	0.6	145,324	0.2	0.2	地方特例交付金等
8,544,937	14.5	16.5	8,110,895	10.4	11.5	9,294,486	13.2	14.7	9,101,160	13.2	14.6	地 方 交 付 税
12,902,014	22.0	25.0	29,622,837	38.0	41.9	20,440,289	29.0	32.4	18,693,964	27.1	30.0	国 県 支 出 金
10,795,362	18.4	20.9	12,080,123	15.5	17.1	12,385,832	17.6	19.6	12,906,609	18.7	20.7	そ の 他
51,691,011	88.0	100.0	70,688,560	90.6	100.0	63,128,732	89.5	100.0	62,220,041	90.2	100.0	小 計
5,187,137	8.8	—	5,577,324	7.1	—	5,226,689	7.4	—	4,216,602	6.1	—	地 方 債
1,850,534	3.2	—	1,768,230	2.3	—	2,147,218	3.0	—	2,581,418	3.7	—	繰 越 金
58,728,682	100.0	—	78,034,114	100.0	—	70,502,639	100.0	—	69,018,061	100.0	—	市 町 村 計
												純計
39,098,563	38.4	44.5	40,825,620	31.4	35.7	42,408,938	33.1	37.8	44,052,157	36.1	40.5	地 方 税
2,679,246	2.6	3.0	2,232,335	1.7	1.9	2,446,767	1.9	2.2	2,762,111	2.3	2.5	地 方 譲 与 税
118,868	0.1	0.1	225,609	0.2	0.2	454,707	0.4	0.4	222,707	0.2	0.2	地方特例交付金等
17,390,640	17.1	19.8	16,988,952	13.1	14.8	19,504,879	15.2	17.4	18,630,970	15.3	17.1	地 方 交 付 税
15,221,213	14.9	17.3	37,402,395	28.8	32.7	32,020,607	25.0	28.5	26,665,670	21.9	24.5	国 庫 支 出 金 等
13,404,435	13.2	15.2	16,808,545	12.9	14.7	15,443,869	12.0	13.8	16,304,259	13.4	15.0	そ の 他
87,912,965	86.3	100.0	114,483,456	88.0	100.0	112,279,767	87.5	100.0	108,637,874	89.1	100.0	小 計
10,688,010	10.5	—	12,260,718	9.4	—	11,745,371	9.2	—	8,781,233	7.2	—	地 方 債
3,316,521	3.3	—	3,303,065	2.5	—	4,265,925	3.3	—	4,526,068	3.7	—	繰 越 金
101,917,496	100.0	—	130,047,239	100.0	—	128,291,063	100.0	—	121,945,175	100.0	—	合 計

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事業税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（個人分）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（法人分）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特別所得税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入場税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
自動車税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
鉱区税	274	—	335	—	329	—	383	—	414	—
漁業権税	48	—	50	—	—	—	—	—	—	—
狩猟者税	294	—	366	—	308	—	351	—	315	—
法定外普通税	220	11.8	264	2.3	339	1.3	251	0.9	261	3.8
道府県固定資産税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旧法による税	7,331	—	1,782	—	672	—	258	—	4,580	—
水利地益税	50	—	23	—	5	—	2	—	—	—
軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市町村税										
市町村民税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個人均等割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所得割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法人均等割	不明	—	不明	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法人税割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固定資産税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土地	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
家屋	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
償却資産	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
純固定資産税小計	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自転車税	1,685	2.4	1,887	2.0	2,126	1.8	2,400	1.8	—	—
荷車税	1,175	—	1,189	—	1,229	—	1,245	—	—	—
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電気ガス税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
鉱産税	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木材引取税	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入湯税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広告税	166	166.0	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接客人税	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法定外普通税	294	—	484	—	323	—	814	—	843	—
旧法による税	13,820	11.9	5,556	4.0	2,652	1.6	1,281	1.0	722	0.7
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益税	226	—	303	—	349	—	339	—	305	—
共同施設税	8	0.2	17	0.2	22	0.2	21	0.2	18	0.1
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

- (注) 1 各年度とも決算額である。
 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。
 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。
 4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。
 5 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
23,692	16.1	28,577	15.4	36,921	16.0	35,864	15.8	40,866	15.5	道 府 県 民 税
13,957	9.5	15,097	8.2	17,750	7.7	18,796	8.3	19,085	7.2	(個人分)
9,735	6.6	13,480	7.3	19,171	8.3	17,068	7.5	21,781	8.3	(法人分)
80,573	54.8	96,953	52.4	124,544	54.1	115,236	50.7	134,652	51.0	事 業 税
20,181	13.7	17,755	9.6	16,122	7.0	17,900	7.9	12,922	4.9	(個人分)
60,392	41.1	79,198	42.8	108,422	47.1	97,336	42.8	121,730	46.1	(法人分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特 別 所 得 税
5,216	3.5	6,663	3.6	8,411	3.7	10,241	4.5	10,741	4.1	不 動 産 取 得 税
9,596	6.5	18,936	10.2	19,950	8.7	21,032	9.2	22,429	8.5	道 府 県 た ば こ 消 費 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 場 税
1,478	1.0	1,483	0.8	1,832	0.8	2,280	1.0	2,755	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
15,111	10.3	17,210	9.3	18,170	7.9	19,053	8.4	22,638	8.6	料 理 飲 食 等 消 費 税
7,852	5.3	8,614	4.7	10,184	4.4	10,606	4.7	12,139	4.6	(遊興飲食税)
474		542		605		694		810		自 動 車 税
—		—		—		—		—		鉦 区 税
331		341		351		373		387		漁 業 権 税
321	2.4	408	2.3	730	1.9	690	2.2	387	1.8	狩 猟 者 税
2,155		2,819		2,373		3,087		3,099		法 定 外 普 通 税
260		141		361		62		51		道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
—		—		—		—		—		水 利 地 益 税
—		2,430	1.3	5,763	2.5	8,164	3.6	12,909	4.9	軽 油 引 取 税
147,059	100.0	185,117	100.0	230,195	100.0	227,382	100.0	263,863	100.0	計
										市 町 村 税
73,956	31.5	83,892	31.7	94,657	31.9	93,871	29.7	104,862	30.2	市 町 村 民 税
7,692	3.3	7,731	2.9	8,389	2.8	8,565	2.7	8,900	2.6	個 人 均 等 割
49,841	21.3	54,492	20.6	56,404	19.0	58,616	18.5	61,240	17.6	所 得 割
916	0.4	638	0.2	1,052	0.4	1,156	0.4	1,249	0.4	法 人 均 等 割
15,507	6.6	21,031	7.9	28,812	9.7	25,534	8.1	33,473	9.6	法 人 税 割
110,401	47.1	122,510	46.3	134,690	45.4	148,420	46.9	160,123	46.1	固 定 資 産 税
43,305	18.5	45,324	17.1	46,003	15.5	49,873	15.8	50,756	14.6	土 地 税
46,463	19.8	49,618	18.7	52,957	17.8	57,259	18.1	62,104	17.9	家 屋 税
20,633	8.8	22,210	8.4	25,409	8.6	30,366	9.6	35,660	10.3	償 却 資 産 税
110,401	47.1	117,152	44.2	124,369	41.9	137,498	43.4	148,520	42.8	純 固 定 資 産 税 小 計
—		1,047	0.4	1,259	0.4	1,470	0.5	1,456	0.4	交 付 金
—		4,311	1.6	9,062	3.1	9,452	3.0	10,147	2.9	納 付 金
4,564	1.9	4,992	1.9	5,344	1.8	—	—	—	—	自 転 車 荷 車 税
—		—		—		—		—		自 転 車 税
—		—		—		—		—		荷 車 税
—		—		—		2,042	0.6	2,744	0.8	軽 自 動 車 税
19,225	8.2	21,090	8.0	22,401	7.5	28,699	9.1	30,776	8.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
21,518	9.2	23,760	9.0	27,123	9.1	29,684	9.4	33,935	9.8	電 気 ガ ス 税
1,731	0.7	2,040	0.8	2,305	0.8	2,099	0.7	2,150	0.6	鉦 産 税
1,488	0.6	1,981	0.7	2,231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木 材 引 取 税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	—	—	—	—	入 湯 税
—		—		—		—		—		広 告 税
—		—		—		—		—		接 客 人 税
504	0.2	526	0.2	539	0.2	535	0.2	542	0.2	法 定 外 普 通 税
428	0.2	221	0.1	148	0.0	400	0.1	232	0.1	旧 法 に よ る 税
—		—		350		441		547		入 湯 税 (目的税)
—		3,149		6,858		8,197		9,053		都 市 計 画 税
318	0.1	284	1.3	279	2.5	267	2.8	280	2.9	水 利 地 益 税
19		17		33		17		16		共 同 施 設 税
234,432	100.0	264,808	100.0	296,995	100.0	316,550	100.0	347,075	100.0	計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地 方 税

6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。

7 昭和54年度において狩猟免許税は狩猟者登録税に改称され、平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税が創設された。

8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税は、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

9 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

10 平成21年度において自動車取得税及び軽油引取税は目的税から普通税に改められた。

11 令和元年度において自動車取得税が廃止された。また、従来の自動車税、軽自動車税を自動車税・軽自動車税種別割とするほか、自動車税・軽自動車税環境性能割が創設された。

12 構成比率は、項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個人均等割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所得割										
法人均等割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法人税割										
事業税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（個人分）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（法人分）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不動産取得税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
自動車税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
鉱 区 税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	430		539		600		341		355	
法定外普通税	422		474		558		561		586	
道府県固定資産税	4,105		4,926		5,824		4,545		4,441	
旧法による税	33	77	40	18	20					
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
入 猟 税	—	—	—	—	—	—	299		305	
計	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
市町村税										
市町村民税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個人均等割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所得割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法人均等割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法人税割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固定資産税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償却資産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交付金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納付金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽自動車税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電気ガス税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
鉱 産 税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木材引取税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法定外普通税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入 湯 税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283		312		308		312		309	
共同施設税	16		18		20		21		26	
計	395,288	100.0	462,297	100.0	534,098	100.0	607,417	100.0	689,937	100.0
地方税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道府県民税
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	個人均等割
								197,116	11.4	所得割
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	法人均等割
								125,112	7.2	法人税割
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事業税
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個人分)
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法人分)
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不動産取得税
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道府県たばこ消費税
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娯楽施設利用税
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	料理飲食等消費税 (遊興飲食税)
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	自動車税
825		802		846		878		861		鉾 区 税
393		435		491		546		604		狩猟者登録税 (狩猟免許税)
635	0.7	520	0.7	645	0.4	317	0.3	48	0.3	法定外普通税
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815		道府県固定資産税
15		2		1		1		15		旧法による税
—	—	—	—	—	—	43,176	3.1	71,337	4.1	自動車取得税
64,890	8.3	77,954	8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	軽油引取税
327		357		393	0.0	431	0.0	473	0.0	入 猟 税
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	計
										市町村税
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市町村民税
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個人均等割
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所得割
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法人均等割
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法人税割
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固定資産税
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土地
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家 屋
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償却資産
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純固定資産税小計
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交付金
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納付金
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽自動車税
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市町村たばこ消費税
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電気ガス税
2,420	0.6	2,506	0.6	2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	鉾 産 税
2,497		2,628		2,709	0.3	2,711	0.2	2,595	0.2	木材引取税
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	法定外普通税
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	旧法による税
1,356		1,469		1,646		1,869		2,047		入 湯 税
19,012	2.7	24,208	3.0	31,759	3.3	43,457	3.9	52,785	4.0	都市計画税
302		297		290		306		300		水利地益税
26		4		3		3		3		共同施設税
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	計
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地方税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個人均等割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所得割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法人均等割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法人税割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事業税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（個人分）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（法人分）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不動産取得税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自動車税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉾区税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧法による税	6		4		101		110		33	
自動車取得税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽油引取税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入 猟 税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市町村税										
市町村民税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個人均等割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所得割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法人均等割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法人税割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固定資産税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土地	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家屋	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償却資産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交付金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納付金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽自動車税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電気税 （電気ガス税）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	—	—
ガス税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0.4
鉾産税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木材引取税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	0.6	107,595	2.7
法定外普通税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧法による税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入湯税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所税	—		—		—		—		—	
都市計画税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地方税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
989,039	25.6	1,177,522	26.2	1,336,493	26.0	1,521,326	27.0	1,740,659	26.4	道 府 県 民 税
3,835	0.1	9,859	0.2	10,532	0.2	10,740	0.2	10,885	0.2	個 人 均 等 割
735,450	19.0	850,039	18.9	951,133	18.5	1,109,548	19.7	1,247,574	18.9	所 得 割
968	0.0	2,618	0.1	4,653	0.1	7,246	0.1	8,672	0.1	法 人 均 等 割
248,786	6.4	315,006	7.0	370,175	7.2	393,791	7.0	473,528	7.2	法 人 税 割
1,501,517	38.8	1,691,578	37.6	1,944,507	37.9	2,065,839	36.6	2,493,292	37.8	事 業 税
47,994	1.2	44,608	1.0	46,191	0.9	52,474	0.9	63,630	1.0	(個 人 分)
1,453,523	37.6	1,646,970	36.6	1,898,316	37.0	2,013,365	35.7	2,429,663	36.8	(法 人 分)
181,365	4.7	174,463	3.9	201,088	3.9	209,361	3.7	243,794	3.7	不 動 産 取 得 税
135,590	3.5	138,527	3.1	209,668	4.1	214,193	3.8	221,407	3.4	道 府 県 た ば こ 消 費 税
50,043	1.3	52,590	1.2	59,740	1.2	65,624	1.2	68,132	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
267,453	6.9	290,557	6.5	317,908	6.2	338,668	6.0	366,920	5.6	料 理 飲 食 等 消 費 税
368,893	9.5	517,893	11.5	551,567	10.7	625,644	11.1	739,260	11.2	自 動 車 税
592		530		993		961		1,029		鉦 区 税
1,993		2,067		3,686		3,997		3,577		狩 猟 者 登 録 税
183	0.1	355	0.1	821	0.2	3,401	0.2	4,589	0.2	(狩 猟 免 許 税)
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		法 定 外 普 通 税
6		4		1		3		0		道 府 県 固 定 資 産 税
174,990	4.5	188,018	4.2	210,076	4.1	254,268	4.5	281,635	4.3	旧 法 に よ る 税
193,967	5.0	263,793	5.9	291,771	5.7	326,676	5.8	428,312	6.5	自 動 車 取 得 税
1,521	0.0	1,560	0.0	2,810	0.1	3,004	0.1	2,678	0.0	軽 油 引 取 税
3,869,224	100.0	4,502,918	100.0	5,136,678	100.0	5,638,421	100.0	6,600,075	100.0	入 猟 税
										計
										市 町 村 税
1,980,353	46.2	2,362,592	46.7	2,707,475	46.1	3,112,088	47.2	3,588,366	48.3	市 町 村 民 税
14,098	0.3	38,300	0.8	40,756	0.7	41,403	0.6	42,038	0.6	個 人 均 等 割
1,345,536	31.4	1,574,035	31.1	1,795,773	30.6	2,125,260	32.2	2,417,565	32.5	所 得 割
5,074	0.1	13,585	0.3	22,527	0.4	31,228	0.5	36,862	0.5	法 人 均 等 割
615,645	14.4	736,672	14.6	848,419	14.5	914,196	13.9	1,091,901	14.7	法 人 税 割
1,547,437	36.1	1,795,123	35.5	2,053,930	35.0	2,256,804	34.2	2,522,602	33.9	固 定 資 産 税
653,862	15.3	780,352	15.4	913,543	15.6	983,608	14.9	1,102,052	14.8	土 地
506,780	11.8	592,621	11.7	680,019	11.6	774,090	11.7	877,670	11.8	家 屋
329,281	7.7	354,183	7.0	383,738	6.5	415,804	6.3	452,726	6.1	償 却 資 産
1,489,923	34.8	1,727,156	34.1	1,977,300	33.7	2,173,502	32.9	2,432,448	32.7	純 固 定 資 産 税 小 計
13,630	0.3	16,295	0.3	19,322	0.3	21,168	0.3	22,475	0.3	交 付 金
43,884	1.0	51,672	1.0	57,308	1.0	62,135	0.9	67,679	0.9	納 付 金
27,517	0.6	35,167	0.7	34,944	0.6	36,115	0.5	40,691	0.5	軽 自 動 車 税
238,127	5.6	243,823	4.8	368,328	6.3	376,337	5.7	388,961	5.2	市 町 村 た ば こ 消 費 税
148,164	3.5	182,836	3.6	217,130	3.7	229,395	3.5	251,012	3.4	電 気 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(電 気 ガ ス 税)
13,164	0.3	13,160	0.3	10,681	0.2	9,757	0.1	9,223	0.1	ガ ス 税
2,779	0.1	3,508	0.1	3,818	0.1	3,689	0.1	3,967	0.1	鉦 産 税
2,876	0.1	2,996	0.1	3,033	0.1	2,971	0.0	3,243	0.0	木 材 引 取 税
102,792	2.4	102,848	2.0	99,360	1.7	71,632	1.1	65,478	0.9	特 別 土 地 保 有 税
4,228	0.1	4,925	0.1	5,450	0.1	6,103	0.1	6,625	0.1	法 定 外 普 通 税
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	旧 法 に よ る 税
7,153		8,790		9,318		12,677		13,172		入 湯 税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		事 業 所 税
195,498	5.1	224,990	6.2	252,487	6.2	372,479	7.5	424,715	7.4	都 市 計 画 税
265		257		267		282		294		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
4,285,617	100.0	5,061,173	100.0	5,868,537	100.0	6,598,632	100.0	7,431,436	100.0	計
8,154,841	—	9,564,091	—	11,005,216	—	12,237,054	—	14,031,511	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その4）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	1,971,477	26.7	2,212,558	28.0	2,387,182	28.6	2,568,046	29.6	2,732,529	28.8
個人均等割	17,411	0.2	18,610	0.2	19,148	0.2	19,486	0.2	19,097	0.2
所得割	1,397,222	18.9	1,585,517	20.0	1,751,807	21.0	1,916,505	22.1	1,952,455	20.5
法人均等割	9,116	0.1	9,871	0.1	10,638	0.1	17,620	0.2	43,537	0.5
法人税割	547,729	7.4	598,560	7.6	605,589	7.3	614,435	7.1	717,440	7.5
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	2,918,072	39.5	3,054,073	38.6	3,176,304	38.1	3,215,462	37.1	3,610,407	38.0
（個人分）	74,702	1.0	82,913	1.0	104,947	1.3	114,771	1.3	125,759	1.3
（法人分）	2,843,370	38.5	2,971,160	37.6	3,071,357	36.9	3,100,691	35.7	3,484,648	36.7
不動産取得税	282,137	3.8	299,456	3.8	335,627	4.0	374,486	4.3	398,212	4.2
道府県たばこ消費税	228,827	3.1	261,089	3.3	277,680	3.3	282,203	3.3	305,399	3.2
娯楽施設利用税	74,402	1.0	81,697	1.0	89,816	1.1	96,464	1.1	104,886	1.1
料理飲食等消費税	397,632	5.4	424,033	5.4	439,940	5.3	427,773	4.9	448,773	4.7
自動車税	780,615	10.6	814,678	10.3	844,560	10.1	867,046	10.0	1,014,364	10.7
鉱区税	1,009		967		910		958		935	
狩猟者登録税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法定外普通税	5,140	0.2	5,111	0.2	8,661	0.3	11,575	0.3	14,700	0.3
道府県固定資産税	7,638		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧法による税	2		0		0		0		0	
自動車取得税	270,340	3.7	282,971	3.6	293,215	3.5	317,336	3.7	330,806	3.5
軽油引取税	447,047	6.0	459,483	5.8	465,384	5.6	500,837	5.8	528,780	5.6
入猟税	2,536	0.0	2,387	0.0	2,203	0.0	2,198	0.0	2,070	0.0
計	7,390,272	100.0	7,908,117	100.0	8,332,920	100.0	8,675,783	100.0	9,503,145	100.0
市町村税										
市町村民税	4,187,071	49.2	4,757,452	50.5	5,184,651	50.4	5,593,497	50.1	6,012,801	50.1
個人均等割	52,936	0.6	55,033	0.6	56,492	0.5	57,695	0.5	56,501	0.5
所得割	2,837,147	33.4	3,258,730	34.6	3,612,301	35.1	3,964,997	35.5	4,047,309	33.8
法人均等割	37,852	0.4	40,260	0.4	42,012	0.4	77,647	0.7	181,969	1.5
法人税割	1,259,136	14.8	1,403,429	14.9	1,473,846	14.3	1,493,158	13.4	1,727,022	14.4
固定資産税	2,784,082	32.7	2,982,085	31.7	3,320,395	32.3	3,668,053	32.9	3,941,716	32.9
土地	1,191,484	14.0	1,220,582	13.0	1,372,254	13.3	1,530,870	13.7	1,606,295	13.4
家屋	994,187	11.7	1,105,063	11.7	1,230,947	12.0	1,354,907	12.1	1,485,354	12.4
償却資産	498,391	5.9	549,029	5.8	601,536	5.8	658,285	5.9	714,156	6.0
純固定資産税小計	2,684,062	31.6	2,874,674	30.5	3,204,737	31.1	3,544,062	31.7	3,805,805	31.7
交付金	25,082	0.3	26,827	0.3	30,087	0.3	32,692	0.3	34,665	0.3
納付金	74,938	0.9	80,585	0.9	85,571	0.8	91,299	0.8	101,246	0.8
軽自動車税	43,224	0.5	44,541	0.5	48,224	0.5	52,624	0.5	65,271	0.5
市町村たばこ消費税	402,018	4.7	458,785	4.9	487,785	4.7	495,838	4.4	536,575	4.5
電気税	372,231	4.4	410,411	4.4	422,441	4.1	457,569	4.1	489,383	4.1
ガス税	14,154	0.2	13,030	0.1	10,962	0.1	11,789	0.1	12,780	0.1
鉱産税	4,512	0.1	4,212	0.0	4,544	0.0	4,556	0.0	4,698	0.0
木材引取税	3,247	0.0	2,901	0.0	2,793	0.0	2,578	0.0	2,304	0.0
特別土地保有税	64,762	0.8	64,991	0.7	61,163	0.6	60,260	0.5	58,494	0.5
法定外普通税	7,254	0.1	7,769	0.1	7,964	0.1	8,540	0.1	9,360	0.1
旧法による税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入湯税	13,024		13,021		13,232		13,001		13,533	
事業所税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都市計画税	469,084	7.3	495,211	7.1	554,396	7.2	616,356	7.3	655,370	7.2
水利地益税	315		315		316		303		280	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	8,503,536	100.0	9,417,381	100.0	10,295,725	100.0	11,165,520	100.0	11,990,795	100.0
地方税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個 人 均 等 割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所 得 割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法 人 均 等 割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利 子 割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事 業 税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	(個 人 分)
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	(法 人 分)
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不 動 産 取 得 税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自 動 車 税
892		855		758		719		鉦 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348	0.4	16,628	0.4	23,055	0.4	20,880	0.3	法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自 動 車 取 得 税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽 油 引 取 税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個 人 均 等 割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所 得 割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法 人 均 等 割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法 人 税 割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固 定 資 産 税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土 地
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償 却 資 産
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純 固 定 資 産 税 小 計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交 付 金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納 付 金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽 自 動 車 税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市 町 村 た ば こ 消 費 税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉦 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木 材 引 取 税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法 定 外 普 通 税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957		14,886		15,699		16,217		入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084	7.1	791,002	7.3	828,762	7.1	844,335	6.9	都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,203,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個人均等割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所得割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,919,205	19.7	2,852,930	20.6
法人均等割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法人税割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利子割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事業税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（個人分）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（法人分）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道府県たばこ税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴルフ場利用税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特別地方消費税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自動車税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
釧 区 税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1.0	21,512	0.3	19,551	0.2	17,976	0.3	21,429	0.2
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽油引取税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入 猟 税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個人均等割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所得割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法人均等割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法人税割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固定資産税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償却資産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交付金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽自動車税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市町村たばこ税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
釧 産 税	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特別土地保有税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法定外普通税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧法による税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入 湯 税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7.0	942,317	7.0	1,012,450	7.1	1,109,676	7.4	1,169,826	7.7
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道 府 県 民 税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個人均等割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所得割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法人均等割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法人税割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利子割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事業税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個人分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法人分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地方消費税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲渡割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨物割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不動産取得税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道府県たばこ税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴルフ場利用税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特別地方消費税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自動車税
613		594		580		537		492		鉱 区 税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩猟者登録税
23,903	0.3	21,256	0.2	21,980	0.2	20,467	0.2	20,211	0.3	法定外普通税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道府県固定資産税
679		515		398		207		110		旧法による税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自動車取得税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽油引取税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入 猟 税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
										市 町 村 税
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市 町 村 民 税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個人均等割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所得割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法人均等割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法人税割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固定資産税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土 地
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家 屋
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償 却 資 産
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純固定資産税小計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交 付 金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽自動車税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市町村たばこ税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉱 産 税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特別土地保有税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法定外普通税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧法による税
20,006		20,823		21,733		22,207		22,612		入 湯 税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事業所税
1,227,515	8.2	1,304,476	8.3	1,369,145	8.3	1,325,671	7.9	1,352,233	8.2	都市計画税
184		184		168		167		160		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0	3,273,427	23.9
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3	46,433	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5	2,182,210	15.9
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0	138,461	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3	640,524	4.7
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9	263,336	1.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	2,454	0.0
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.0
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6	3,845,825	28.1
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6	216,531	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0	3,629,295	26.5
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6	2,393,582	17.5
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7	1,993,244	14.6
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9	400,338	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8	480,500	3.5
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0	277,815	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5	69,076	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0	228	0.0
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8	1,746,275	12.8
鉦区税	478		474		467		441		418	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627		1,587	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3	35,076	0.4
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459		15,488	
旧法による税	88		49		76		48		46	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0	447,269	3.3
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3	1,102,487	8.1
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0	1,154	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0	2,891	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0	13,693,144	100.0
市町村税										
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7	7,636,615	40.3
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6	116,627	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5	5,519,171	29.1
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0	390,927	2.1
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6	1,609,890	8.5
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8	8,766,857	46.2
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5	3,553,872	18.7
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2	3,475,829	18.3
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7	1,648,933	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3	8,678,635	45.7
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4	88,222	0.5
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7	140,523	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2	853,752	4.5
鉦産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0	1,430	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1	9,123	0.0
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797		25,209	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260		298,607	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5	1,239,211	8.2
水利地益税	158		156		136		95		95	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0	551	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0	18,972,584	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—	32,665,727	—

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	6,238,656	34.8	道 府 県 民 税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	75,912	0.4	個人均等割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	4,824,598	26.9	所 得 割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	146,586	0.8	法人均等割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	916,931	5.1	法 人 税 割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	197,696	1.1	法 子 割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	55,759	0.3	配 当 割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	21,174	0.1	株式等譲渡所得割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	5,419,356	30.2	事 業 税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	216,734	1.2	(個人分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	5,202,621	29.0	(法人分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	2,474,083	13.8	地 方 消 費 税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	1,812,520	10.1	譲 渡 割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	661,563	3.7	貨 物 割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	445,315	2.5	不 動 産 取 得 税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	263,246	1.5	道 府 県 た ば こ 税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	59,839	0.3	ゴ ル フ 場 利 用 税
118	0.0	75	0.0	58	0.0	33	0.0	15	0.0	特 別 地 方 消 費 税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	1,680,767	9.4	自 動 車 税
409		407		407		401		396		鉦 区 税
—		—		—		—		—		狩 猟 者 登 録 税
45,101	0.4	45,262	0.4	45,612	0.3	30,477	0.2	32,875	0.3	法 定 外 普 通 税
16,494		16,426		10,019		14,252		17,595		道 府 県 固 定 資 産 税
22		15		4		5		3		旧 法 に よ る 税
450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	424,748	2.3	366,261	2.0	自 動 車 取 得 税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	918,784	5.1	軽 油 引 取 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 猟 税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	2,067	0.0	狩 猟 税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	8,790	0.0	法 定 外 目 的 税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	17,928,048	100.0	計
										市 町 村 税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	10,196,859	47.1	市 町 村 民 税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	179,432	0.8	個人均等割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	7,265,579	33.6	所 得 割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	413,217	1.9	法人均等割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	2,338,631	10.8	法 人 税 割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	8,876,295	41.0	固 定 資 産 税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	3,411,000	15.8	土 地
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	3,726,087	17.2	家 屋
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	1,644,344	7.6	償 却 資 産
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	8,781,430	40.6	純 固 定 資 産 税 小 計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	94,865	0.4	交 付 金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	—	—	納 付 金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	168,746	0.8	軽 自 動 車 税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	808,350	3.7	市 町 村 た ば こ 税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	1,942	0.0	鉦 産 税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	3,821	0.0	特 別 土 地 保 有 税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	1,307	0.0	法 定 外 普 通 税
—	—	—	—	—	—	—	—	13	0.0	旧 法 に よ る 税
24,195		24,366		25,011		24,686		23,704		入 湯 税
291,603		297,020		301,794		312,968		322,686		事 業 所 税
1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	1,181,786	7.5	1,201,564	7.1	1,224,964	7.3	都 市 計 画 税
94		53		51		47		42		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	1,896	0.0	1,749	0.0	法 定 外 目 的 税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	21,630,478	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	39,558,526	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その7）

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	5,766,272	39.3	5,476,739	39.0	5,408,221	39.2	5,628,848	39.8	5,943,248	40.2
個人均等割	78,067	0.5	77,056	0.5	77,958	0.6	79,772	0.6	79,920	0.5
所得割	4,767,910	32.5	4,413,481	31.5	4,336,804	31.4	4,512,792	31.9	4,561,214	30.9
法人均等割	143,319	1.0	146,424	1.0	146,405	1.1	146,077	1.0	148,176	1.0
法人税割	543,516	3.7	611,452	4.4	639,074	4.6	685,947	4.8	692,118	4.7
利子割	165,147	1.1	150,245	1.1	126,587	0.9	115,091	0.8	114,943	0.8
配当割	46,174	0.3	58,118	0.4	64,804	0.5	70,398	0.5	130,083	0.9
株式等譲渡所得割	22,140	0.2	19,962	0.1	16,589	0.1	18,771	0.1	216,794	1.5
事業税	2,904,803	19.8	2,437,057	17.4	2,419,689	17.5	2,531,276	17.9	2,855,220	19.3
（個人分）	203,747	1.4	184,014	1.3	179,311	1.3	177,618	1.3	181,344	1.2
（法人分）	2,701,056	18.4	2,253,043	16.1	2,240,378	16.2	2,353,658	16.6	2,673,876	18.1
地方消費税	2,413,077	16.5	2,641,903	18.8	2,550,334	18.5	2,551,109	18.0	2,649,639	17.9
譲渡割	1,904,111	13.0	2,075,281	14.8	1,936,362	14.0	1,910,111	13.5	1,907,592	12.9
貨物割	508,966	3.5	566,622	4.0	613,972	4.5	640,998	4.5	742,047	5.0
不動産取得税	404,183	2.8	378,892	2.7	341,526	2.5	335,563	2.4	356,954	2.4
道府県たばこ税	249,666	1.7	256,123	1.8	293,347	2.1	288,934	2.0	172,537	1.2
ゴルフ場利用税	58,355	0.4	54,648	0.4	50,623	0.4	50,670	0.4	49,316	0.3
自動車取得税	231,032	1.6	191,582	1.4	167,795	1.2	210,433	1.5	193,426	1.3
軽油引取税	908,336	6.2	917,958	6.5	931,832	6.8	924,854	6.5	943,273	6.4
自動車税	1,654,390	11.3	1,615,469	11.5	1,597,169	11.6	1,585,966	11.2	1,574,379	10.7
鉱区税	394		393		386		368		346	
法定外普通税	36,222	0.4	40,412	0.3	20,215	0.2	25,604	0.2	24,170	0.2
道府県固定資産税	18,551		5,193		3,131		2,298		1,689	
旧法による税	12		7		5		6		2	
狩猟税	1,993	0.0	1,871	0.0	1,779	0.0	1,685	0.0	1,579	0.0
法定外目的税	7,253	0.0	7,988	0.1	7,989	0.1	7,972	0.1	8,074	0.1
計	14,654,541	100.0	14,026,237	100.0	13,794,040	100.0	14,145,587	100.0	14,773,853	100.0
市町村税										
市町村民税	9,124,144	44.4	8,748,480	43.1	8,698,342	42.7	9,070,771	44.7	9,171,988	44.5
個人均等割	181,583	0.9	179,354	0.9	179,217	0.9	180,052	0.9	181,813	0.9
所得割	7,167,340	34.9	6,615,627	32.6	6,508,379	31.9	6,762,066	33.3	6,832,817	33.2
法人均等割	401,725	2.0	412,633	2.0	412,987	2.0	413,617	2.0	416,669	2.0
法人税割	1,373,495	6.7	1,540,867	7.6	1,597,759	7.8	1,715,035	8.4	1,740,690	8.4
固定資産税	8,874,438	43.2	8,961,250	44.2	8,965,898	44.0	8,580,408	42.2	8,652,577	42.0
土地	3,467,441	16.9	3,476,159	17.1	3,436,470	16.9	3,399,016	16.7	3,373,994	16.4
家屋	3,664,150	17.8	3,781,568	18.6	3,868,179	19.0	3,551,372	17.5	3,648,443	17.7
償却資産	1,647,317	8.0	1,607,212	7.9	1,564,516	7.7	1,538,656	7.6	1,539,964	7.5
純固定資産税小計	8,778,908	42.8	8,864,938	43.7	8,869,164	43.5	8,489,044	41.8	8,562,401	41.6
交付金	95,530	0.5	96,311	0.5	96,734	0.5	91,364	0.4	90,176	0.4
軽自動車税	173,939	0.8	177,577	0.9	180,370	0.9	184,272	0.9	189,193	0.9
市町村たばこ税	766,630	3.7	787,615	3.9	899,464	4.4	887,112	4.4	983,229	4.8
鉱産税	1,950	0.0	1,754	0.0	1,889	0.0	1,979	0.0	1,947	0.0
特別土地保有税	2,017	0.0	2,923	0.0	687	0.0	731	0.0	1,067	0.0
法定外普通税	1,218	0.0	1,407	0.0	1,374	0.0	1,386	0.0	1,918	0.0
旧法による税	4	0.0	4	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0
入湯税	22,790		22,349		20,863		21,799		22,062	
事業所税	327,465		329,464		338,988		349,796		348,399	
都市計画税	1,232,527	7.7	1,255,486	7.9	1,267,491	8.0	1,215,485	7.8	1,226,719	7.8
水利地益税	37		34		33		29		29	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	1,253	0.0	1,751	0.0	1,976	0.0	1,405	0.0	1,305	0.0
計	20,528,413	100.0	20,290,093	100.0	20,377,377	100.0	20,315,173	100.0	20,600,433	100.0
地方税	35,182,954	—	34,316,330	—	34,171,416	—	34,460,760	—	35,374,285	—

(単位 百万円)

平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
6,177,423	39.4	6,110,535	33.9	5,891,366	32.5	6,138,128	33.4	5,697,595	31.1	道 府 県 民 税
111,212	0.7	113,219	0.6	117,012	0.6	118,065	0.6	119,995	0.7	個 人 均 等 割
4,606,089	29.4	4,680,022	26.0	4,771,769	26.3	4,840,593	26.3	4,420,423	24.1	所 得 割
148,140	0.9	148,123	0.8	152,630	0.8	152,975	0.8	154,466	0.8	法 人 均 等 割
814,417	5.2	695,344	3.9	600,832	3.3	609,399	3.3	680,396	3.7	法 人 税 割
112,372	0.7	95,383	0.5	44,451	0.2	59,315	0.3	55,808	0.3	利 子 割
243,137	1.6	189,760	1.1	128,160	0.7	175,726	1.0	144,694	0.8	配 当 割
142,056	0.9	188,685	1.0	76,513	0.4	182,056	1.0	121,813	0.7	株 式 等 譲 渡 所 得 割
3,203,201	20.4	3,703,388	20.5	4,261,279	23.5	4,193,929	22.8	4,450,479	24.3	事 業 税
186,410	1.2	193,883	1.1	197,961	1.1	202,482	1.1	207,353	1.1	(個 人 分)
3,016,791	19.2	3,509,505	19.5	4,063,318	22.4	3,991,446	21.7	4,243,126	23.2	(法 人 分)
3,106,400	19.8	4,974,195	27.6	4,702,828	26.0	4,735,276	25.7	4,815,475	26.3	地 方 消 費 税
1,989,740	12.7	3,707,659	20.6	3,606,631	19.9	3,597,961	19.6	3,583,856	19.6	譲 渡 割
1,116,660	7.1	1,266,536	7.0	1,096,197	6.1	1,137,315	6.2	1,231,619	6.7	貨 物 割
371,713	2.4	376,758	2.1	396,717	2.2	406,547	2.2	403,623	2.2	不 動 産 取 得 税
155,341	1.0	153,023	0.8	148,901	0.8	140,948	0.8	138,941	0.8	道 府 県 た ば こ 税
47,888	0.3	47,538	0.3	45,940	0.3	44,728	0.2	43,322	0.2	ゴ ル フ 場 利 用 税
86,274	0.6	137,298	0.8	146,060	0.8	189,680	1.0	198,230	1.1	自 動 車 取 得 税
935,633	6.0	924,579	5.1	933,188	5.2	948,729	5.2	958,420	5.2	軽 油 引 取 税
1,556,198	9.9	1,542,803	8.6	1,534,927	8.5	1,540,464	8.4	1,550,446	8.5	自 動 車 税
332		327		331		332		327		鉦 区 税
31,162	0.2	39,658	0.2	39,887	0.2	42,884	0.3	48,759	0.3	法 定 外 普 通 税
1,692		2,261		2,793		4,430		10,890		道 府 県 固 定 資 産 税
1		1		1		1		0		旧 法 に よ る 税
1,487	0.0	935	0.0	881	0.0	848	0.0	813	0.0	狩 猟 税
8,751	0.1	8,939	0.0	8,931	0.0	9,731	0.1	10,670	0.1	法 定 外 目 的 税
15,683,495	100.0	18,022,240	100.0	18,114,031	100.0	18,396,655	100.0	18,327,990	100.0	計
										市 町 村 税
9,559,374	45.3	9,547,965	45.3	9,573,613	45.0	9,694,910	45.1	10,532,436	47.0	市 町 村 民 税
211,296	1.0	213,856	1.0	217,192	1.0	220,007	1.0	222,468	1.0	個 人 均 等 割
6,903,010	32.7	7,009,842	33.3	7,147,938	33.6	7,250,783	33.7	7,883,187	35.2	所 得 割
418,828	2.0	419,143	2.0	433,264	2.0	439,852	2.0	442,282	2.0	法 人 均 等 割
2,026,239	9.6	1,905,124	9.0	1,775,220	8.3	1,784,269	8.3	1,984,500	8.9	法 人 税 割
8,768,572	41.6	8,754,987	41.5	8,893,464	41.8	9,025,405	42.0	9,083,165	40.5	固 定 資 産 税
3,381,983	16.0	3,395,164	16.1	3,392,738	15.9	3,387,198	15.7	3,447,783	15.4	土 地
3,745,791	17.8	3,691,111	17.5	3,787,032	17.8	3,882,528	18.1	3,849,771	17.2	家 屋
1,547,423	7.3	1,577,585	7.5	1,623,442	7.6	1,667,580	7.8	1,698,208	7.6	償 却 資 産
8,675,197	41.1	8,663,860	41.1	8,803,212	41.4	8,937,307	41.6	8,995,762	40.1	純 固 定 資 産 税 小 計
93,375	0.4	91,127	0.4	90,252	0.4	88,098	0.4	87,403	0.4	交 付 金
195,066	0.9	200,254	1.0	238,411	1.1	248,597	1.2	258,116	1.2	軽 自 動 車 税
950,247	4.5	936,121	4.4	910,876	4.3	862,315	4.0	850,246	3.8	市 町 村 た ば こ 税
1,978	0.0	2,071	0.0	1,856	0.0	1,737	0.0	1,648	0.0	鉦 産 税
1,788	0.0	3,309	0.0	7,211	0.0	585	0.0	169	0.0	特 別 土 地 保 有 税
1,777	0.0	1,830	0.0	1,738	0.0	1,889	0.0	2,254	0.0	法 定 外 普 通 税
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	旧 法 に よ る 税
22,373		22,743		22,427		22,689		22,364		入 湯 税
355,597		361,325		365,941		371,200		378,270		事 業 所 税
1,243,919	7.7	1,244,437	7.7	1,261,635	7.8	1,276,694	7.8	1,291,420	7.5	都 市 計 画 税
29		28		28		27		25		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,236	0.0	1,254	0.0	1,160	0.0	1,699	0.0	3,338	0.0	法 定 外 目 的 税
21,101,956	100.0	21,076,323	100.0	21,278,361	100.0	21,507,747	100.0	22,423,452	100.0	計
36,785,451	—	39,098,563	—	39,392,391	—	39,904,402	—	40,751,442	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その8）

（単位 百万円）

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%
道府県民税	5,661,125	30.9	5,502,528	30.0	5,565,788	28.0	5,564,037	26.8
個人均等割	121,112	0.7	122,464	0.7	122,488	0.6	122,427	0.6
所得割	4,423,121	24.1	4,471,049	24.3	4,415,461	22.2	4,529,381	21.8
法人均等割	155,237	0.8	152,817	0.8	159,579	0.8	160,834	0.8
法人税割	665,961	3.6	395,201	2.2	352,075	1.8	364,560	1.8
利子割	30,295	0.2	32,540	0.2	25,966	0.1	21,389	0.1
配当割	167,028	0.9	152,195	0.8	223,882	1.1	207,461	1.0
株式等譲渡所得割	98,371	0.5	176,263	1.0	266,337	1.3	157,984	0.8
事業	4,596,553	25.1	4,298,256	23.4	4,967,336	25.0	5,500,316	26.5
（個人分）	211,433	1.2	215,970	1.2	224,498	1.1	260,237	1.3
（法人分）	4,385,121	23.9	4,082,286	22.2	4,742,838	23.8	5,240,080	25.3
地方消費税	4,795,548	26.1	5,423,752	29.5	6,170,271	31.0	6,415,142	30.9
譲渡割	3,522,602	19.2	4,051,104	22.1	4,477,623	22.5	4,192,563	20.2
貨物割	1,272,946	6.9	1,372,648	7.5	1,692,648	8.5	2,222,579	10.7
不動産取得税	404,198	2.2	374,327	2.0	392,076	2.0	418,482	2.0
道府県たばこ税	139,535	0.8	133,459	0.7	142,297	0.7	150,419	0.7
ゴルフ場利用税	43,075	0.2	39,361	0.2	44,402	0.2	44,706	0.2
自動車取得税	103,867	0.6	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	944,857	5.2	910,147	5.0	926,533	4.7	919,807	4.4
自動車税	1,588,140	8.7	1,623,403	8.8	1,613,957	8.1	1,653,542	8.0
自動車税（～R1.9）	1,530,266	8.3	—	—	—	—	—	—
環境性能割	45,844	0.2	93,230	0.5	94,156	0.5	126,696	0.6
種別割	12,030	0.1	1,530,173	8.3	1,519,801	7.6	1,526,846	7.4
鉱区税	327		319		315		307	
法定外普通税	46,385	0.3	45,152	0.3	47,172	0.3	51,044	0.3
道府県固定資産税	7,995		9,383		7,555		4,413	
旧法による税	0		5		3		970	
狩猟税	767	0.0	748	0.0	740	0.0	719	0.0
法定外目的税	11,283	0.1	7,825	0.0	8,377	0.0	11,254	0.1
計	18,343,655	100.0	18,368,664	100.0	19,886,822	100.0	20,735,158	100.0
市町村税								
市町村民税	10,720,345	46.9	10,239,274	45.6	10,287,931	45.7	10,616,187	45.5
個人均等割	225,147	1.0	227,556	1.0	227,601	1.0	227,873	1.0
所得割	8,099,988	35.4	8,199,125	36.5	8,103,938	36.0	8,316,470	35.7
法人均等割	445,686	1.9	436,147	1.9	450,424	2.0	460,108	2.0
法人税割	1,949,524	8.5	1,376,446	6.1	1,505,968	6.7	1,611,735	6.9
固定資産税	9,286,049	40.6	9,380,072	41.8	9,322,079	41.4	9,665,969	41.5
土地	3,485,345	15.2	3,479,313	15.5	3,512,037	15.6	3,559,965	15.3
家屋	3,957,813	17.3	4,040,303	18.0	3,937,814	17.5	4,157,761	17.8
償却資産	1,755,643	7.7	1,773,944	7.9	1,784,630	7.9	1,859,275	8.0
純固定資産税小計	9,198,802	40.2	9,293,560	41.4	9,234,482	41.0	9,577,001	41.1
交付金	87,247	0.4	86,512	0.4	87,598	0.4	88,968	0.4
軽自動車税	269,231	1.2	285,425	1.3	294,323	1.3	310,411	1.3
軽自動車税（～R1.9）	266,176	1.2	—	—	—	—	—	—
環境性能割	3,056	0.0	10,393	0.0	11,608	0.1	18,448	0.1
種別割	—	—	275,032	1.2	282,715	1.3	291,962	1.3
市町村たばこ税	853,879	3.7	817,068	3.6	871,125	3.9	921,002	3.9
鉱産税	1,770	0.0	1,802	0.0	1,627	0.0	1,605	0.0
特別土地保有税	192	0.0	82	0.0	90	0.0	74	0.0
法定外普通税	2,334	0.0	2,570	0.0	2,870	0.0	2,723	0.0
旧法による税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0
入湯税	22,498		12,357		14,109		19,438	
事業所税	386,702		384,463		397,283		397,579	
都市計画税	1,317,728	7.6	1,329,627	7.7	1,325,708	7.7	1,373,957	7.7
水利地益税	25		25		25		25	
共同施設	—		—		—		—	
法定外目的税	7,041	0.0	4,193	0.0	4,946	0.0	8,029	0.0
計	22,867,795	100.0	22,456,957	100.0	22,522,117	100.0	23,316,999	100.0
地方税	41,211,450	—	40,825,620	—	42,408,938	—	44,052,157	—

11 地方税収入の税目別伸長率の推移

区 分	昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度			昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			平成7年度		
	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%	指 数	前 年 比	%
道府県税			%			%			%			%			%			%			%			%
道府県民税	220	128		742	116		1,727	125		4,175	97		8,321	113		12,457	108		21,479	117		18,826	100	
個人均等割	150	109		881	125		108	108		11	102		542	160		828	139		907	101		1,006	102	
所得割							126	126		373	107		709	112		1,052	106		1,232	106		1,335	108	
法人均等割							106	106		144	102		1,355	105		8,083	125		10,412	108		17,896	111	
法人税割	321	144		543	100		125	125		199	76		438	116		637	111		749	87		548	107	
利子割	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		186	186		113	81	
配当割	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
株式等譲渡所得割	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
事業税	234	140		409	101		1,203	124		1,864	76		3,622	117		4,886	109		8,118	100		5,567	101	
(個人分)	75	117		125	114		289	122		238	95		370	117		643	103		1,232	118		1,241	102	
(法人分)	287	143		504	100		1,509	125		2,407	76		4,708	117		6,304	109		10,420	99		7,013	101	
地方消費税	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
譲渡割	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
貨物割	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
不動産取得税	262	127		793	126		1,820	138		3,477	104		5,409	116		8,332	109		11,430	94		15,100	119	
道府県たばこ税	260	111		458	110		918	110		1,413	106		2,385	103		3,262	102		3,757	114		3,942	101	
ゴルフ場利用税	225	121		642	119		1,926	129		3,386	106		5,034	109		7,325	103		6,116	119		6,609	99	
特別地方消費税	187	125		370	111		816	115		1,770	108		2,631	108		3,148	106		1,287	130		880	97	
自動車取得税	-	-		-	-		107	107		245	114		379	96		487	105		859	106		857	105	
軽油引取税	299	134		1,126	111		2,502	114		3,366	101		7,757	104		9,644	105		14,464	109		23,116	102	
自動車税	187	121		699	153		2,183	121		4,698	112		9,942	106		13,220	102		16,253	107		20,215	104	
{自動車税(～R1.9)種別割	187	121		699	153		2,183	121		4,698	112		9,942	106		13,220	102		16,253	107		20,215	104	
環境性能割	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
鉱区税	196	115		174	100		173	95		125	95		213	98		188	95		146	99		125	97	
狩猟者登録税	-	-		115	111		196	111		584	101		996	95		804	96		669	98		593	96	
法定外税及び旧法による税	78	104		112	107		11	98		33	93		885	112		4,363	172		5,543	23		3,747	89	
道府県固定資産税	190	132		183	89		164	126		96	80		354	159		570	146		699	127		462	74	
入猟税	-	-		109	107		172	109		509	101		848	95		658	95		545	98		475	96	
狩猟税	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
計	237	132		532	110		1,436	122		2,631	91		5,025	112		6,939	107		10,639	106		9,458	102	
市町村税																								
市町村民税	173	122		412	112		956	126		2,678	100		5,662	117		8,986	111		13,079	104		11,907	104	
個人均等割	118	102		147	105		165	102		183	97		688	126		974	133		1,077	102		1,190	102	
所得割	140	114		419	117		866	125		2,700	107		5,692	117		8,884	109		12,824	109		12,923	104	
法人均等割	149	110		192	91		412	107		554	100		4,132	103		24,724	124		31,129	106		39,539	104	
法人税割	309	143		534	102		1,668	129		3,970	88		8,120	115		12,357	111		18,784	94		12,327	103	
固定資産税	156	108		268	111		522	117		1,402	122		2,522	110		3,909	109		5,455	106		7,635	106	
土地	119	102		151	102		349	126		1,510	131		2,751	108		4,133	111		5,475	102		8,057	107	
家屋	146	110		261	115		486	112		1,091	118		2,140	113		3,450	108		5,058	108		6,934	106	
償却資産	196	113		440	113		814	118		1,596	114		2,416	110		3,791	110		6,074	109		8,005	102	
交付金	149	107		257	109		614	116		1,302	112		2,396	112		3,513	106		4,575	108		6,381	107	
納付金	248	105		380	111		601	108		1,018	112		1,738	111		2,405	102		-	-		-	-	
軽自動車税	184	137		613	119		1,168	114		1,348	99		2,117	106		3,420	107		4,315	104		5,165	104	
{軽自動車税(～R1.9)種別割	184	137		613	119		1,168	114		1,348	99		2,117	106		3,420	107		4,315	104		5,165	104	
環境性能割	-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
市町村たばこ税	178	111		381	111		805	111		1,239	106		2,091	103		2,869	103		3,307	113		3,480	101	
電気税	-	-		-	-		-	-		-	101		148	105		105	-		-	-		-	-	
(電気ガス税)	190	121		251	108		455	114		750	99		1,796	148		2,449	105		-	-		-	-	
ガス税	-	-		-	-		-	-		-	80		153	99		-	-		-	-		-	-	
鉱産税	133	107		140	102		140	95		161	115		261	114		266	98		155	91		127	97	
木材引取税	132	108		168	107		169	97		193	102		218	100		140	91		-	-		-	-	
特別土地保有税	-	-		-	-		-	-		96	96		60	99		51	94		110	123		112	97	
法定外税及び旧法による税	75	91		88	103		192	125		460	103		778	109		1,084	108		1,623	11		65	51	
入湯税	181	116		387	113		621	106		2,044	159		3,721	99		3,988	103		5,263	107		5,949	104	
事業所税	-	-		-	-		-	-		-	-		173	123		246	105		359	109		383	98	
都市計画税	321	112		604	113		2,233	133		6,208	106		14,896	110		22,867	110		29,924	104		41,425	106	
水利地益税	89	101		95	98		101	107		83	102		99	107		90	102		62	77		58	100	
共同施設税	84	100		137	100		16	100		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-	
計	169	114		327	111		699	120		1,828	108		3,627	114		5,593	109		7,595	104		8,431	104	
地方税	195	122		406	111		983	121		2,138	99		4,166	113		6,112	108		8,768	105		8,827	103	

(注) 1 この調は、各年度とも決算額による。

2 指数は、昭和30年度を100として税目ごとに付したものであるが、固定資産税のうち交付金及び昭和60年度までの納付金、都市計画税については昭和31年度分を、軽油引取税及び入湯税については昭和32年度分を、軽自動車税（環境性能割を除く）については昭和33年度分を、狩猟者登録税及び入猟税については昭和38年度分を、自動車取得税については昭和44年度分を、特別土地保有税については昭和49年度分を、事業所税については昭和51年度分を、利子割については平成元年度分を、地方消費税については平成10年度分を、配当割及び株式等譲渡所得割については平成16年度分を、平成16年度からの納付金については平成16年度分を、自動車税・軽自動車税環境性能割については令和2年度を100とした。

なお、道府県民税のうち個人均等割、所得割、法人均等割及び法人税割については、昭和44年度分を100としたが、昭和35年度及び40年度は、個人均等割と所得割を合わせて個人分、法人均等割と法人税割を合わせて法人税分とし、昭和30年度分を100とした数値を掲げた。

また、狩猟税については、昭和38年度分の狩猟者登録税と入猟税の合計値を100とした。

12 地方主要税目の納税義務者数の推移

(1) 個人住民税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
均等割		26,101,086人	30,098,726人	34,047,436人	36,014,253人	36,086,421人	38,092,169人	41,047,866人	45,441,915人
所得割		13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337	45,691,945	51,050,417

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、令和5年度において、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条
 2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条
 3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の年度以前と同様、所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。
 4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成11年度から平成18

(2) 個人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
事業種	第一 所得 税 課 税 者	837,247人	1,118,007人	1,536,370人	501,105人	646,873人	924,940人	1,464,048人	1,319,743人
	所得 税 失 格 者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546	13,187	11,115
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486	1,477,235	1,330,858
事業種	第二 所得 税 課 税 者	4,838人	6,716人	5,930人	2,023人	1,728人	1,683人	2,119人	1,601人
	所得 税 失 格 者	1,656	1,926	1,815	28	7	9	26	59
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692	2,145	1,660
事業種	第三 所得 税 課 税 者	83,549人	109,529人	166,452人	72,232人	116,766人	163,550人	227,493人	218,623人
	所得 税 失 格 者	22,817	38,661	43,664	263	200	575	2,377	2,429
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125	229,870	221,052
総 計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303	1,709,250	1,553,570

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による納税義務者数である。ただし、令和4年度においては速報値である。

(3) 法人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
法人通	分割 法 人	19,375人	31,545人	46,799人	65,385人	78,290人	87,319人	102,099人	114,527人
	県 内 法 人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395	2,002,180	2,298,605
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714	2,104,279	2,413,132
特 別 法 人	公 益 法 人 等	19,816人	43,775人	48,534人	55,356人	61,581人	64,283人	69,397人	77,022人
	人 格 な き 社 団 等	1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764	24,730	28,114
	清 算 法 人	407	974	1,407	2,506	2,665	3,887	4,384	5,565
	特 定 信 託	1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884	11,553	18,003
課 収 税 入 法 金 人 額	分割 法 人	93人	103人	113人	115人	119人	118人	116人	116人
	県 内 法 人	91	140	154	209	243	264	282	269
	計	184	243	267	324	362	382	398	385
総 計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914	2,214,741	2,542,221

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。ただし、令和4年度においては速報値である。
 2 事業年度が年2回の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。
 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

(4) その他の市町村税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
法 人 均 等 割		616,259人	903,732人	1,218,772人	1,671,957人	2,054,770人	2,389,564人	2,810,888人	3,339,390人
法 人 税 割		585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708	2,737,275	3,238,327
固 定 資 産 税		18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147	38,154,255	39,469,959

- (注) この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、令和5年度においては速報値である。

12	17	22	27	29	30	令和元年度	2	3	4	5
46,570,162人	55,400,971人	59,359,667人	60,589,276人	62,299,242人	63,045,227人	63,752,432人	64,195,908人	64,249,644人	64,498,120人	64,866,585人
51,634,930	51,361,677	54,773,740	55,877,140	57,592,667	58,279,529	58,953,854	59,398,579	59,513,518	59,786,993	60,177,450

いては速報値である。

例で定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。

非課税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50

年度までの所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務のある者の数である。

12	17	22	27	29	30	令和元年度	2	3	4
1,030,237人	909,915人	684,352人	766,012人	785,290人	794,039人	804,660人	822,690人	846,481人	949,989人
32,695	21,033	20,950	16,333	16,722	17,298	18,500	19,249	20,645	21,527
1,062,932	930,948	705,302	782,345	802,012	811,337	823,160	841,939	867,126	971,516
1,355人	1,021人	898人	1,357人	1,499人	1,473人	1,312人	1,270人	1,274人	1,415人
81	34	20	23	22	22	32	26	30	23
1,436	1,055	918	1,380	1,521	1,495	1,344	1,296	1,304	1,438
194,654人	181,613人	159,715人	170,487人	182,790人	187,519人	191,344人	200,094人	222,216人	216,093人
6,450	4,406	5,151	4,115	4,501	4,889	5,289	5,487	5,683	5,777
201,104	186,019	164,866	174,602	187,291	192,408	196,633	205,581	227,899	221,870
1,265,472	1,118,022	871,086	958,327	990,824	1,005,240	1,021,137	1,048,816	1,096,329	1,194,824

12	17	22	27	29	30	令和元年度	2	3	4
122,128人	126,662人	128,048人	133,850人	137,999人	140,676人	143,124人	145,578人	149,539人	151,763人
2,354,731	2,381,754	2,366,730	2,399,020	2,440,865	2,467,862	2,491,895	2,512,387	2,565,525	2,620,091
2,476,859	2,508,416	2,494,778	2,532,870	2,578,864	2,608,538	2,635,019	2,657,965	2,715,064	2,771,854
87,289人	89,462人	92,726人	95,611人	97,491人	98,442人	99,080人	99,610人	100,415人	98,956人
31,792	43,080	52,503	59,490	64,807	66,656	67,449	67,578	68,846	69,505
7,158	12,151	12,820	16,036	19,782	20,858	21,544	22,148	23,131	25,272
30,692	34,111	37,272	33,923	36,081	36,385	38,465	36,234	36,410	35,858
	416								3
149人	142人	186人	301人	506人	605人	688人	813人	1,098人	1,034人
950	1,218	1,674	6,260	10,756	12,723	14,778	17,002	19,971	21,451
1,099	1,360	1,860	6,561	11,262	13,328	15,466	17,815	21,069	22,485
2,634,889	2,688,996	2,691,959	2,744,491	2,808,287	2,844,207	2,877,023	2,901,350	2,964,935	3,023,933

12	17	22	27	29	30	令和元年度	2	3	4	5
3,563,841人	3,670,576人	3,741,322人	3,770,523人	3,886,264人	3,942,368人	4,051,291人	4,101,092人	4,170,148人	4,261,003人	4,330,885人
3,412,841	3,508,610	3,586,740	3,653,441	3,749,299	3,799,720	3,852,467	3,897,439	3,957,471	4,037,167	4,103,268
43,096,333	45,551,292	47,530,329	48,610,079	49,033,269	49,365,589	49,309,756	49,696,701	49,485,188	50,107,017	50,205,990

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和5年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%又は8%)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,738	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(令和5年4月1日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。

(注) 3 令和5年4月1日現在の所得割超過税率採用団体
豊岡市6.1%(平成21年度から)

(注) 4 令和5年4月1日現在の所得割標準税率未満採用団体
名古屋市7.7%(平成24年度から5.7%としていたが、平成30年度から県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲分2.0%上乘せ)
田尻町5.4%(平成29年度から)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,500円)	超 過 税 率	合 計	ほか不均一 課 税 団 体
市 町 村 数	2	1,737	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注)1,2に同じ。

(注) 2 令和5年4月1日現在の均等割超過税率採用団体
横浜市4,400円(平成21年度から) 神戸市3,900円(令和元年度から)

(注) 3 令和5年4月1日現在の均等割標準税率未満採用団体
名古屋市3,300円(平成24年度から) 田尻町3,200円(平成29年度から)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団 体	合 計
			6.1% ~6.8%	6.9% ~7.6%	7.7% ~8.3%	8.4%				
人口50万以上の市	—	2	—	—	—	5	5	20	27	
人口5万以上 50万未満の市	—	83	4	6	3	225	238	148	469	
人口5万未満の市	—	68	5	5	1	191	202	26	296	
町 村	—	551	6	11	16	315	348	27	926	
合 計	—	704	15	22	20	736	793	221	1,718	
構 成 比	0.0%	41.0%	0.9%	1.3%	1.2%	42.8%	46.2%	12.9%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団 体	合 計
			50,100円~ 54,900円	55,000円~ 57,900円	58,000円~ 59,900円	60,000円			
人口50万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	349	—	—	—	120	120	—	469
人口5万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	296
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,338	1	2	—	377	380	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.9%	0.1%	0.1%	0.0%	21.9%	22.1%	0.0%	100.0%

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円				
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27	
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	342	—	1	—	126	127	—	469	
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	296	
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926	
合 計	—	1,331	1	3	—	383	387	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.5%	0.1%	0.2%	0.0%	22.3%	22.5%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	342	—	—	—	127	127	—	469
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	296
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	342	—	—	—	127	127	—	469
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	296
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万以上 50 万未満の市	—	340	—	—	—	129	129	—	469
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	296
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	340	—	—	—	129	129	—	469
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	296
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	340	—	—	—	129	129	—	469
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	296
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	340	—	—	—	129	129	—	469
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	296
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	340	—	—	—	129	129	—	469
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	81	82	—	290
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,328	1	2	—	387	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標準税率				超過課税				計		不均一 課税団体 等
	税 率	市町村数	比 率	税 率	市 町 村 数	比 率	税 率	市 町 村 数	比 率	市 町 村 数	比 率	市 町 村 数	比 率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	—	—	—	—	—	28	100.0	19
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	437	93.4	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小計	30 1 —	6.4 0.2 —	—	—	468	100.0	236
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	243	81.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小計	51 3 —	17.2 1.0 —	—	—	297	100.0	229
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	861	93.0	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小計	50 15 —	5.4 1.6 —	—	—	926	100.0	345
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,569	91.3	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$ 超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$ 超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$ 小計	131 19 —	7.6 1.1 —	—	—	1,719	100.0	829

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

税目	昭和40年度 決算	昭和49年度 決算		昭和50年度 決算		昭和55年度 決算		昭和60年度 決算		平成2年度 決算		平成3年度 決算		平成4年度 決算		平成5年度 決算		平成6年度 決算	
	昭和48年度 決算	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額
道府県民税	該当 なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人均等割		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
所得割		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人均等割		1	(-)	20	4,616	44	79,876	46	124,869	45	141,428	45	121,606	45	100,328	45	90,588	45	84,656
法人税割		1	11,335	2	38,453	7	129,712	7	185,518	7	232,968	7	172,714	7	142,982	7	116,596	7	103,105
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税割	1	11,335	2	38,453	7	129,712	7	185,518	7	232,968	7	172,714	7	142,982	7	116,596	7	103,105	
自動車税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	11,335	-	43,865	-	210,768	-	310,387	-	374,396	-	294,320	-	243,310	-	207,184	-	187,761	

税目	平成17年度 決算	平成18年度 決算		平成19年度 決算		平成20年度 決算		平成21年度 決算		平成22年度 決算		平成23年度 決算		平成24年度 決算		平成25年度 決算		平成26年度 決算		
	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額		
道府県民税	8	1,895	16	7,176	23	11,004	29	15,506	30	17,516	30	17,472	31	18,530	33	19,966	33	20,231	35	22,230
個人均等割	-	-	-	-	1	2,457	1	3,063	1	2,729	1	2,472	1	2,470	1	2,658	1	2,698	1	2,488
所得割	9	5,679	16	6,202	23	7,507	28	8,043	30	8,393	30	8,985	31	9,367	33	9,560	33	9,975	35	10,022
法人均等割	46	110,186	46	132,587	46	141,097	46	125,768	46	73,528	46	82,400	46	85,987	46	92,617	46	94,467	46	110,342
法人税割	7	114,497	7	129,540	7	137,457	8	130,992	8	77,191	8	97,702	8	91,047	8	97,418	8	115,502	8	131,806
事業税	1	27	1	13	1	5	1	5	1	4	1	8	1	13	1	14	1	20	1	43
自動車税	-	232,286	-	275,518	-	299,527	-	283,376	-	179,360	-	209,040	-	207,414	-	222,233	-	242,893	-	276,932
合計	-	232,286	-	275,518	-	299,527	-	283,376	-	179,360	-	209,040	-	207,414	-	222,233	-	242,893	-	276,932

(注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。
 2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。
 3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都が独自の制度を実施しているが、平成13～15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

(2) 市町村税

税目	昭和40年度 決算	昭和45年度 決算	昭和50年度 決算	昭和55年度 決算	昭和60年度 決算	平成2年度 決算	平成7年度 決算	平成8年度 決算	平成9年度 決算	平成10年度 決算
市町村民税	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	309,964	282,903	253,361
個人均等割	387	273	189	139	131	127	127	43	35	24
所得割	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-
法人均等割	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	14,702	14,709	14,290
法人税割	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	295,219	268,159	239,047
固定資産税	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	40,683	39,969	41,068
土地	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,025	12,092	12,337
家屋	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	17,590	16,763	17,571
償却資産	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,068	11,114	11,160
軽自動車税	54	67	77	187	290	324	383	385	411	436
釵産税	48	96	144	217	190	88	51	47	37	32
入湯税	4	141	35	24	61	30	30	30	27	28
合計	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	351,109	323,347	294,925

税目	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算	平成26年度 決算	平成27年度 決算	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算
市町村民税	202,011	220,749	227,951	244,809	248,474	280,551	287,469	300,880	306,732	335,278
個人均等割	1,498	1,690	1,617	1,619	1,633	1,646	1,648	1,683	1,691	1,712
所得割	75	70	67	69	69	69	69	70	51	51
法人均等割	14,601	15,314	15,416	15,259	15,858	16,209	15,621	16,356	16,389	16,335
法人税割	185,836	203,675	210,851	227,861	230,914	262,627	270,130	282,770	288,601	317,180
固定資産税	37,706	37,189	35,756	34,130	33,847	34,083	33,383	35,120	35,496	35,175
土地	12,339	12,071	11,156	10,829	10,454	10,334	9,923	10,249	10,127	10,003
家屋	15,813	16,068	15,821	14,557	14,688	15,106	14,482	15,471	15,747	15,428
償却資産	9,554	9,051	8,779	8,744	8,704	8,644	8,978	9,401	9,622	9,744
軽自動車税	666	715	729	679	687	693	588	433	492	436
釵産税	8	9	10	10	9	10	11	9	9	8
入湯税	23	23	24	23	23	23	23	22	34	33
合計	240,413	258,685	264,469	279,650	283,040	315,359	321,475	336,465	342,762	370,930

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合計

税目	昭和40年度 決算	昭和45年度 決算	昭和50年度 決算	昭和55年度 決算	昭和60年度 決算	平成2年度 決算	平成7年度 決算	平成8年度 決算	平成9年度 決算	平成10年度 決算
合計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	580,067	539,952	482,364

税目	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算	平成26年度 決算	平成27年度 決算	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算
合計	419,773	467,725	471,883	501,883	525,933	592,291	608,115	651,480	631,022	702,499

(単位 百万円)

平成7年度 決算		平成8年度 決算		平成9年度 決算		平成10年度 決算		平成11年度 決算		平成12年度 決算		平成13年度 決算		平成14年度 決算		平成15年度 決算		平成16年度 決算		税 目
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	115	2	459	道府県民税	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,117	1	4,776	2	5,154	3	5,327	個人均等割
45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	46	92,688	46	76,537	46	83,385	46	95,251	法人均等割
7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	7	94,314	7	77,492	7	84,338	7	98,216	事業税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	53	法人
-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	-	188,119	-	158,805	-	172,992	-	199,306	自動車税
																				合 計

平成27年度 決算		平成28年度 決算		平成29年度 決算		平成30年度 決算		令和元年度 決算		令和2年度 決算		令和3年度 決算		令和4年度 決算		令和5年度 決算見込		税 目		
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額			
35	21,987	37	23,878	37	24,361	37	24,619	37	24,879	37	25,118	37	25,083	37	25,089	37	24,890	道府県民税		
1	2,563	1	2,609	1	2,647	1	2,731	1	2,766	1	2,860	1	2,763	1	2,935	1	3,067	個人均等割		
35	10,122	35	10,309	35	10,345	35	10,397	35	10,213	35	10,126	35	10,374	35	10,530	35	10,455	所得割		
46	109,483	46	118,199	46	119,318	46	134,251	46	131,818	46	99,781	46	148,737	46	156,650	46	152,425	法人均等割		
8	142,486	8	160,021	8	131,589	8	159,570	8	165,728	8	145,043	8	168,892	8	192,360	8	193,708	事業税		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	法人	
-	286,640	-	315,016	-	288,260	-	331,569	-	335,403	-	282,927	-	355,850	-	387,564	-	384,545	-	-	自動車税
																				合 計

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
223,930	239,376	241,074	199,842	214,346	243,101	279,059	331,698	351,689	321,168	市町村民税
26	22	20	19	20	-	-	-	2	2	個人均等割
-	-	-	-	-	-	-	-	29	24	所得割
14,020	13,990	14,058	13,576	13,848	14,151	14,455	14,575	14,635	15,108	法人均等割
209,884	225,364	226,996	186,247	200,478	228,950	264,604	317,123	337,023	306,033	法人税割
42,419	40,858	41,470	41,710	39,063	38,425	37,381	34,791	35,857	37,168	固定資産税
12,614	12,733	12,820	12,809	12,582	12,331	11,730	11,598	11,913	12,092	土地
18,351	17,067	17,684	18,238	16,380	16,473	16,259	14,448	15,046	15,736	家屋
11,454	11,058	10,966	10,663	10,101	9,621	9,392	8,746	8,899	9,340	償却資産
439	443	457	468	483	501	528	497	509	564	軽自動車税
11	11	13	5	9	9	9	9	9	7	鉱産税
24	22	24	26	25	21	24	23	23	24	入湯税
266,823	280,710	283,038	242,051	253,926	282,057	317,001	367,018	388,088	358,931	合 計

令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 決算見込
333,549	275,812	379,317	399,198	388,437
1,998	2,058	2,065	2,083	2,094
52	52	52	57	54
16,553	16,341	16,921	17,205	17,483
314,946	257,361	360,278	379,852	368,806
35,539	35,286	34,184	35,914	36,382
9,847	9,678	9,553	9,616	9,801
15,721	15,739	14,687	15,899	16,149
9,971	9,870	9,944	10,398	10,432
310	276	224	189	165
7	7	7	6	6
187	173	223	340	377
369,592	311,554	413,955	435,648	425,367

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
419,590	462,972	471,157	400,856	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,308	合 計

令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 決算見込
704,995	594,481	769,805	823,212	809,912

15 法定外税の実施状況（令和5年度）

(1) 道府県法定外普通税

令和6年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 4年度決算額 (百万円)
1	沖縄県	石油価格調整税	元売業者の揮発油の販売	揮発油の販売に係る数量から規則で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするもので知事が指定するもの(元売業者)	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 (R4.4.1) 943
2	福井県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S51.11.10施行 (R3.11.10)
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②51,200円/千kW(3か月)(廃止措置中は2分の1)	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③375円/kg(3か月)	14,247
3	愛媛県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.1.16施行 (H31.1.16)
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②44,000円/千kW(3か月)(廃止措置計画の認可後は22,000円/千kW/課税期間(3か月))	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③500円/kg	1,112
4	佐賀県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.4.1施行 (H31.4.1)
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②46,000円/千kW(3か月)(廃止措置計画の認可日の翌月以降23,000円/千kW/課税期間(3か月))	
			③発電用原子炉施設における使用済核燃料の貯蔵	③使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの			③500円/kg	3,850
5	島根県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (R2.4.1)
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②41,100円/千kW(3か月)(発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW/課税期間(3か月))	
6	静岡県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (R2.4.1)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②29,500円/千kW(3か月)	
7	鹿児島県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S58.6.1施行 (R5.6.1)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②54,150円/千kW(3か月)	
8	宮城県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S58.6.21施行 (R5.6.21)
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②22,300円/千kW(3か月)(廃止措置中は11,150円/千kW(3か月))	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 4年度決算額 (百万円)
9	新潟県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の4.5	S59.11.15施行 (R1.11.15) 4,713
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②48,450円/千kW(3か月)	
10	北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S63.9.1施行 (R5.9.1) 900
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②37,750円/千kW(3か月)	
11	石川県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	H4.10.8施行 (R4.10.8) 770
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②34,900円/千kW(3か月)	
12	茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉の設置	①原子炉の熱出力	①原子炉設置者	申告納付	①30,500円/千kW(3か月)	S53.10.18施行 (H31.4.1) 1,227
			②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の8.5	
			③使用済燃料の受入れ	③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③再処理事業者		③60,100円/kg	
			④使用済燃料の保管	④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④1,500円/kg	
			⑤高放射性廃液の保管	⑤高放射性廃液の数量	⑤再処理事業者		⑤1,594,000円/m ³	
			⑥ガラス固化体の保管	⑥ガラス固化体の容器の数量	⑥再処理事業者		⑥1,219,000円/本	
			⑦プルトニウムの保管	⑦プルトニウムの重量	⑦原子力事業者		⑦5,100円/kg	
			⑧放射性廃棄物の発生	⑧放射性廃棄物の容器の容量	⑧原子力事業者		⑧106,000円/m ³	
13	青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①36,500円/kg	H3.9.28施行 (H31.4.1) 19,503
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②38,250円/千kW(3か月)	
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の8.5	
			④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④19,400円/kg	
			⑤使用済燃料の貯蔵	⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤1,300円/kg (当分の間8,300円/kg)	
			⑥廃棄物の埋設	⑥廃棄物埋設に係る廃棄物に係る容器の容量	⑥廃棄物埋設事業者		⑥52,400円/m ³	
			⑦廃棄物の管理	⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦廃棄物管理事業者		⑦1,614,600円/本	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 4年度決算額 (百万円)
14	宮城県	再生可能エネルギー地域共生促進税	再生可能エネルギー発電設備(太陽光、風力、バイオマスに限る。)ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される(地域との共生が図られている)場合等は除く。	総発電出力(再生可能エネルギー発電設備の再生可能エネルギー源ごとの定格出力の合計値)	再生可能エネルギー発電設備の所有者	普通徴収	① 太陽光発電設備：620円/kW ② 風力発電設備：2,470円/kW ③ バイオマス発電設備：1,050円/kW ただし、①、②については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備であつて、かつ、当該設備に係る同法第3条第2項に規定する調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額が一定の価格以上の場合は、当該額に応じて別に定める税率。	R6.4.1施行 (予定)

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 宮城県再生可能エネルギー地域共生促進税は、令和6年4月1日施行予定であるため、令和4年度の徴収実績はない。

(2) 市町村法定外普通税

令和6年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 4年度決算額 (百万円)
1	静岡県 熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1㎡…年 650円	S51. 4. 1施行 (R3. 3. 31) 529
2	福岡県 太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く)…50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15. 5. 23施行 (R3. 5. 23) 63
3	鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	270,000円/体	H15. 11. 1施行 (H31. 1. 5) 523
4	愛媛県 伊方町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	発電用原子炉の設置者	申告納付	550円/kg	H30. 4. 1施行 (R5. 4. 1) 406
5	新潟県 柏崎市	使用済核燃料税	①発電用原子炉施設における使用済核燃料の保管 ②発電用原子炉施設における搬出が可能になった年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料(ただし、保管開始から15年を経過しないものを除く。)	賦課期日において保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	①620円/kg ②使用済核燃料が使用済核燃料貯蔵施設等へ搬出されるまでの間、重量1kgにつき次の額を加算 1年目: 50円 2年目: 100円 3年目: 150円 4年目: 200円 5年目: 250円 (5年が上限)	R2. 10. 1施行 747
6	東京都 豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸(専用面積30㎡未満の住戸)を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16. 6. 1施行 262
7	大阪府 泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来する回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25. 3. 30施行 (R4. 8. 1) 267

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 施行年月日 (百万円)
8	広島県 廿日市市	宮島訪問 税	船舶により宮島町の区域に訪問(※)をする行為 (※)訪問とは、宮島町以外の区域(公有水面を除く。)から宮島町の区域(公有水面を除く。)に入域することをいう。	船舶により宮島町の区域への訪問をする回数	訪問者(※) (※)訪問者とは、旅客船舶により訪問をする旅客その他の者(旅客船舶の乗員を除く。)又は旅客船舶以外の船舶により訪問をする者であって、宮島町の区域の住民その他これに準ずる者として次に掲げるもの以外のものをいう。 (1)宮島町の区域内にある事務所又は事業所に通勤する者 (2)宮島町の区域内にある学校、保育所等に通う児童、幼児等	特別徴収、 申告納付	1人1回につき100円 1年分を一時に納付する場合は、1人1年につき500円	R5.9.1施行 ※徴収開始日は R5.10.1 (平年度見込額 300)

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 広島県廿日市市宮島訪問税(令和5年9月1日施行)は、令和4年度徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。
○ 青森県むつ市使用済燃料税は、施行日が未定とされているため記載していない。(参考:総務大臣協議時の平年度税収見込額約7百万円)
○ 京都府京都市非居住住宅利活用促進税は、施行日が未定とされているため記載していない。(参考:総務大臣協議時の平年度税収見込額約954百万円)

(3) 道府県法定外目的税

令和6年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 4年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行 519
2	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 527
3	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (R5.4.1) 630
4	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (R5.4.1) 11
5	青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 91
6	岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 82
7	秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行 231
8	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン以下は免税	H16.1.1施行 51

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 4年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 160
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 206
11	新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 143
12	京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 141
13	宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (R2.4.1) 478
14	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (R2.4.1) 236
15	福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 210
16	佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 152
17	長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 128

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新)
18	大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 330
19	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 186
20	宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 309
21	熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 137
22	福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 419
23	愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行 626
24	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行 47
25	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 862
26	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 149

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 0 (百万円)
27	愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分及び設置費用を負担した最終処分場の処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン、設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	H19.4.1施行 231
28	東京都	宿泊税	旅館・ホテルへの宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	旅館・ホテルへの宿泊数	旅館・ホテルの宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 10千円以上15千円未満 …100円 15千円以上 …200円	H14.10.1施行 1,583
29	大阪府	宿泊税	ホテル、旅館、簡易宿所(旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項及び第三項の営業)、国家戦略特別区域法第十三条第五項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業に係る施設における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業に係る施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 7千円以上15千円未満 …100円 15千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …300円	H29.1.1施行 1,060
30	福岡県	宿泊税	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	福岡県内の宿泊施設における宿泊数	福岡県内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき200円 ただし、宿泊に対して税を課す市町村がある場合、当該市町村内に所在する宿泊施設への宿泊については、1人1泊につき100円とする。 上記に関わらず、北九州市内及び福岡市内に所在する宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は1人1泊につき50円とする。	R2.4.1施行 1,312
31	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合バス以外 …3,000円/回 ・一般乗合バス …2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 …1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 …300円/回	H15.4.1施行 8

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

令和6年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 4年度決算額 (百万円)
1	山梨県 富士河口 湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺 地域における環境の 保全、環境の美化及 び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行 9
2	福岡県 北九州市	環境未来 税	最終処分場において 行われる産業廃棄物 の埋立処分	廃棄物の適正な処理 の推進、廃棄物の再 生利用の促進に資す る事業の支援その他 環境に関する施策に 要する費用	最終処分場において埋立処 分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立 処分される産業廃棄物 の最終処分業者及び 自家処分事業者	申告納付	1,000円/ト	H15.10.1施行 1,147
3	佐賀県 玄海町	使用済核 燃料税	使用済核燃料の貯蔵	原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用	使用済核燃料に係る原子核 分裂をさせる前の核燃料物 質の重量 (使用済核燃料とした日か ら5年を経過したものに限 る。ただし、発電用原子炉 を廃止したものはこの限り ではない。)	発電用原子炉の設置 者	申告納付	550円/kg	H29.4.1施行 (R4.4.1) 483
4	沖縄県 伊是名村	環境協力 税	旅客船、飛行機等に より伊是名村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、飛行機等により伊 是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等に より伊是名村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H17.4.25施行 4
5	沖縄県 伊平屋村	環境協力 税	旅客船等により伊平 屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等により伊平屋村へ 入域する回数	旅客船等により伊平 屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H20.7.1施行 3
6	沖縄県 渡嘉敷村	環境協力 税	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等又はヘリコプター により渡嘉敷村へ入域する 回数	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、中学生以 下は課税免除)	H23.4.1施行 10
7	沖縄県 座間味村	美ら島税	旅客船、航空機等に より座間味村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、航空機等により座 間味村へ入域する回数	旅客船、航空機等に より座間味村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、中学生以 下は課税免除)	H30.4.1施行 9
8	大阪府 箕面市	開発事業 等緑化負 担税	事業として行う開発 行為等	良好な自然環境や住 環境をはじめとする 都市環境の維持、保 全及び向上に要する もの	開発行為等の行われる土地 の面積に0.9を乗じて得た 値に、当該土地に係る建築 基準法の規定による建築物 の容積率の最高限度の数値 を乗じて得た面積	開発行為等を行う事 業者	申告納付	250円/㎡	H28.7.1施行 48

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 4年度決算額 (百万円)
9	京都府 京都市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル営業、簡易宿所営業)を営む施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 20千円未満 …200円 20千円以上50千円未満 …500円 50千円以上 …1,000円 (修学旅行その他学校行事等に参加する者及びその引率者は課税免除)	H30.10.1施行 3,046
10	石川県 金沢市	宿泊税	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊行為	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊数	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	H31.4.1施行 782
11	北海道 倶知安町	宿泊税	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	宿泊料金の2%	R1.11.1施行 244
12	福岡県 福岡市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について、宿泊料金が 2万円未満 …150円 2万円以上 …450円	R2.4.1施行 1,915
13	福岡県 北九州市	宿泊税	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業(旅館・ホテル営業、簡易宿所営業)を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	北九州市内の宿泊施設における宿泊数	北九州市内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき 150円	R2.4.1施行 330
14	長崎県 長崎市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 10千円未満 …100円 10千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	R5.4.1施行 (平年度見込額 440)

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 長崎県長崎市宿泊税(令和5年4月1日施行)は、令和4年度徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

16 政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（令和4年度）

(単位 百万円、%)

区分 団体名	歳入総額	税 収 入		地方交付税		国県支出金		地 方 債		そ の 他	
	金額 A	金額 B	$\frac{B}{A}$	金額 C	$\frac{C}{A}$	金額 D	$\frac{D}{A}$	金額 E	$\frac{E}{A}$	金額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	1,227,840	347,606	28.3	124,391	10.1	421,639	34.3	77,721	6.3	256,482	20.9
仙台	590,228	224,908	38.1	26,630	4.5	169,841	28.8	52,785	8.9	116,064	19.7
さいたま	666,657	282,234	42.3	11,455	1.7	187,094	28.1	55,316	8.3	130,558	19.6
千葉	534,983	205,438	38.4	20,922	3.9	151,322	28.3	60,035	11.2	97,266	18.2
横浜	2,107,978	867,276	41.1	40,087	1.9	569,720	27.0	142,108	6.7	488,787	23.2
川崎	805,341	378,171	47.0	340	0.0	231,404	28.7	61,491	7.6	133,937	16.6
相模原	354,094	134,402	38.0	23,649	6.7	106,898	30.2	20,079	5.7	69,065	19.5
新潟	436,288	134,988	30.9	69,540	15.9	118,367	27.1	39,512	9.1	73,881	16.9
静岡	360,822	139,821	38.8	27,241	7.5	96,065	26.6	36,452	10.1	61,242	17.0
浜松	396,006	150,582	38.0	33,648	8.5	103,249	26.1	34,406	8.7	74,121	18.7
名古屋	1,435,286	609,534	42.5	12,874	0.9	382,923	26.7	110,598	7.7	319,356	22.3
京都	963,093	311,852	32.4	61,562	6.4	247,206	25.7	62,970	6.5	279,504	29.0
大阪	1,938,281	785,946	40.5	46,570	2.4	659,395	34.0	104,174	5.4	342,196	17.7
堺	462,932	156,357	33.8	42,654	9.2	158,727	34.3	24,033	5.2	81,161	17.5
神戸	976,542	314,054	32.2	82,875	8.5	291,679	29.9	109,551	11.2	178,383	18.3
岡山	391,046	133,320	34.1	41,641	10.6	107,967	27.6	41,594	10.6	66,525	17.0
広島	710,148	242,138	34.1	58,473	8.2	206,243	29.0	77,144	10.9	126,151	17.8
北九州	605,370	179,670	29.7	68,977	11.4	175,188	28.9	50,660	8.4	130,875	21.6
福岡	1,142,879	358,266	31.3	43,847	3.8	288,431	25.2	67,053	5.9	385,283	33.7
熊本	412,806	125,494	30.4	52,446	12.7	133,083	32.2	34,143	8.3	67,639	16.4
計	16,518,620	6,082,055	36.8	889,823	5.4	4,806,441	29.1	1,261,825	7.6	3,478,477	21.1

- (注) 1 普通会計における決算額である。
 2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税率		(創設) 均等割 年額 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税 標準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年度 から適用すること とされたが、同年 度において再び法 改正が行われ、実 施されなかった。	所得割 150 万円以下 2% 150 万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税環境性能割、鉱区税、軽自動車税環境性能割、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税にあっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10 万円		11 万円	12 万円	13 万円	14 万円
(新設) 8 万円		9 万円	10 万円	11 万円	13 万円
扶養親族 1 人 4 万円 控除対象配偶者が ない場合 1 人目 7 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 6 万円	扶養親族 1 人 4 万円 控除対象配偶者が ない場合 1 人目 7 万円	扶養親族 1 人 5 万円 控除対象配偶者が ない場合 1 人目 8 万円	扶養親族 1 人 6 万円 控除対象配偶者が ない場合 1 人目 8 万円	扶養親族 1 人 8 万円 配偶者がいない場合 1 人目 9 万円	扶養親族 1 人 10 万円 配偶者がいない場合 1 人目 11 万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創 設 (昭和 42 年 1 月 1 日以後に支払を 受けるべき退職手 当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 46、47 年度 1.3% (ロ) 48、49 年度 1.6% (ハ) 50、51 年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合 の課税短期譲渡所得金額に 対する税額の 110%相当額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者がいない場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 1人目 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 1人目 19万円	
税率			所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域 農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50、51年度 1.6% (2) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事 業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算し た場合の課税事業 所得等の金額に対 する税額の110% 相当額	均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和50年度欄における所得割の税率は昭和49年度改正によるものである。
2 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 1人目 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 1人目 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額 の4分の3を総合課税した場合の 当該2,000万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額 から2,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地 等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 の2分の1を総合課税した場合の当 該4,000万円を超える部分に係る上 積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額 から4,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 以外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 のうち、4,000万円を超え8,000万 円以下の額の2分の1の額と8,000 万円を超える金額の4分の3の額と の合計額を総合課税した場合の当 該4,000万円を超える部分に係る上 積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

3 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

4 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を 総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相 当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除し た金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の 1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額 の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する 金額との合計額	

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について
上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61～63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ③ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ④ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61～63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63～平成3年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

- 3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。
- 4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。
- 5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(平成元年～3年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものであり、又は昭和

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する 税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の 税率適用）

和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄については、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%) (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄については、平成3年度改正によるものである。
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 3 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額(20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。)を控除した。
 4 平成7年度欄については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000 円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除 した金額の 3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 (1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 3%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2% に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税 額の 110%相当額</p>

5 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

6 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

7 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（平成11年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用（～平成13年度）</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>

- (注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
- 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。
- 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税 率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期 (1 年超) 保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 1%</p> <p>※ (イ)について、税率 1%の特例を創設(～平成 20 年度) (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 21 年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

- (注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1)(※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
- 2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額 (7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除する (平成 17 年度改正による。)。平成 19 年度分以降については定率減税を廃止する (平成 18 年度改正による。)

19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成21年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成20年度） 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 4.8%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>(平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率 5%</p> <p>(平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>※ 3%軽減税率は、平成22年12月31日まで延長。</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>(平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>

4 平成19年度欄において、所得割については平成18年度改正、それ以外については平成19年度改正によるものである。

5 平成20年度欄において、配当割（※を除く。）については平成19年度改正、それ以外については平成20年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22	23
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成21年度) 1.2%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成26年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を 控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成26年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成22年度～平成24年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率(平成22年度～平成24年度) 1.2%</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した 特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等 に係る税率 3%)</p>	<p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12 月31日までの間に支払を受けるべ き上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉 徴収を選択した特定口座)内の株式等 の譲渡による所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12 月31日までの間に支払を受ける源泉 徴収口座内の上場株式等の譲渡所得 等に係る税率 3%)</p>

- (注) 1 平成21年度欄については、平成19年度改正によるものである。
2 平成22年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成20年度改正により創設されたもの、その他の記載については、平成21年度改正によるものである。
3 平成23年度欄については、平成23年度改正(平成23年6月)によるものである。

24	25	26
<p>同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組</p>		
<p>扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組</p>		
<p>所得割 退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)</p>	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2%</p>	<p>均等割 標準税率 (平成 26 年度～令和 5 年度) 年額 1,500 円 [本則税率 年額 1,000 円に 年額 500 円を加算した額]</p> <p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)</p>

- 4 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるものである。
- 5 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。
- 6 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるもの、所得割については、平成 26 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	27	29
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～令和2年3月31日までの譲渡)</p>

(注) 1 平成27年度欄において、所得割については、平成23年度改正によるもの、配当割については、平成25年度改正によるものである。
2 平成29年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成25年度改正によるもの、その他の記載については、平成29年度改正によるものである。

30	令和元年度
	<p>配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失)</p> <p>配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて 3 段階で通減、1,000 万円超の場合には消失</p> <p>〔 控除対象配偶者 33、22、11 万円 〕 〔 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円 〕</p>
<p>所得割(指定都市の存する区域の場合)</p> <p>(1) 一律 2% (ただし、分離課税に係る退職所得については 4%)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 1%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和 2 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 0.8%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 16 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 0.8%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 1.8%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1%</p> <p>(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%</p> <p>(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 1%</p> <p>(6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 1%</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 2.4%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ただし、令和 2 年 3 月 31 日までの譲渡については特例不適用)</p>	

3 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

4 令和元年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	2	3
基礎控除		43万円 基礎控除の額について、合計所得金額に応じて3段階で通減、2,500万円超の場合には消失 〔基礎控除の額 43、29、15万円〕
配偶者控除		同一年計配偶者の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。
扶養控除		扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和5年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% （指定都市の存する区域の場合、0.8%）</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、16万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1%に相当する金額との合計額）</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和5年3月31日までの譲渡）</p>	

- (注) 1 令和2年度欄については、令和2年度改正によるものである。
2 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

5
<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和 8 年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (指定都市の存する区域の場合、0.8%)</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、16 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額）</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和 8 年 3 月 31 日までの譲渡）</p>

- (注) 3 令和 5 年度欄については、令和 5 年度改正によるものである。
- 4 令和 6 年度改正案により、令和 6 年度分に限り、合計所得金額が 1,805 万円以下の納税義務者について、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人 10,000 円、控除対象配偶者又は扶養親族(国外居住者を除く。)1 人につき 10,000 円の合計額。ただし、令和 6 年度分の所得割額を限度とする。）を控除する。

② 法人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する 事業年度から適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円を超える法人 年 1,000 円 (2) 上記法人以外の法人等 年 600 円

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額 …資本の金額又は出資金額と資本積立金との 合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000 円

45	49	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 2,000円

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円	均等割 資本等の金額 …資本の金額又は 出資金額と資本 積立金額又は連 結個別資本積立 金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等	均等割 資本金等の額 …法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 20 年度	26	27	令和元年度
税率	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円 (2) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (5) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※平成 26 年 10 月 1 日 以後に開始する事業年 度から適用	均等割 資本金等の額 法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額に、資本金 又は資本準備金を 欠損の填補又は損 失の填補に充てた 金額を控除すると ともに、剰余金又 は利益準備金を資 本金とした金額を 加算した額	法人税割 標準税率 1% 制限税率 2% ※令和元年 10 月 1 日 以後に開始する事業 年度から適用

③ 利子割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度	27
税率等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行 (交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 95%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	平成 28 年 1 月 1 日以後に支払 いを受けるべき利子等に係る法人 の利子割について廃止

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

(注) 平成 27 年度欄については、平成 25 年度改正によるものである。

令和4年度

均等割

資本金等の額

法人税法に規定する資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額（連結個別資本金等の額を削除）

法人税割

課税標準を法人税額とする（個別帰属法人税額を削除）

※上記は国税における連結納税制度の見直しに伴う改正

2. 事業税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円		
税 率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務のうち助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 第 3 種業務のうち助産婦業等 4%			第 1 種事業課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%	
事業専従者控除等				特別所得税が事業税の第 3 種事業とされた。				事業専従者控除 (青色) 年 80,000 円

年度 項目	昭和 46 年度	47	48	49	50	51	52	60
事業主控除等	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円	事業主控除 年 2,400,000 円
税 率					制限税率が設けられた。 (標準税率の 1.1 倍)			
事業専従者控除等		事業専従者控除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、本則は年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、本則は年 300,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 400,000 円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000 円

34	37	39	40	41	42	43	44	45
基礎控除 年 200,000 円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000 円	事業主控除 年 240,000 円	事業主控除 年 250,000 円	事業主控除 年 270,000 円			事業主控除 年 320,000 円
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%							
	事業専従者控除 (白色) 年 50,000 円 (青色の 年 80,000 円 についても 法律に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000 円 (白色) 年 60,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000 円 (白色) 年 80,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円	

63	平成2年度	5	8	11
		事業主控除 年 2,700,000 円		事業主控除 年 2,900,000 円
事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000 円 その他の 事業専従者 年 450,000 円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000 円 その他の 事業専従者 年 470,000 円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000 円 その他の 事業専従者 年 500,000 円	

(注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。
2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3 以上の道府 県に事務所等 を有する法人 で資本又は出 資の金額 500 万円以上の法 人の所得及び 清算所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は出 資の金額 500 万円 以上の法人の所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 7% 年 100 万円以下 8% 年 200 万円以下 10% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は 出資の金額 500 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 50 万円以下 7% 年 50 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県 に事務所等を有 する法人で資本 又は出資の金額 500 万円以上の 法人の所得 8%	普通法人 年 100 万円以下 6% 年 200 万円以下 9% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本又は出資の金 額 1,000 万円以上の 法人の所得 12% 特別法人 年 100 万円以下 6% 年 100 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県に事務 所等を有する法人で 資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人 の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円以下 9%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 150 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超 700 万円以下 9%</p> <p>年 700 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間に終了する法人については次による。</p> <p>普通法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超 600 万円以下 9%</p> <p>年 600 万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率が設けられた。</p> <p>標準税率の 1.1 倍</p>	<p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 8.4%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 11%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 7.3%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人 1.3%</p> <p>※上記税率は恒久的な減税として法附則 40⑩に定められているものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	16	20	
税 率	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本又は出資の金額1億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 3.8%</p> <p>年400万円超800万円以下 5.5%</p> <p>年800万円超及び清算所得 7.2%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 7.2%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 7.9%]</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額1,000万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 7.9%]</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p> <p>※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則40⑩に定められているものであり、本則(法72の24の7)の税率とは異なる。制限税率が引き上げられた。〔標準税率の1.2倍〕</p>	<p>所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本又は出資の金額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超800万円以下 7.3%</p> <p>年800万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額1,000万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 7.9%]</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額1,000万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 7.9%]</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p>	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額1億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 1.5%</p> <p>年400万円超800万円以下 (3.8%)</p> <p>年400万円超800万円以下 (5%)</p> <p>年800万円超及び清算所得 2.2%</p> <p>年800万円超及び清算所得 (5.5%)</p> <p>2.9%</p> <p>(7.2%)</p> <p>2.9%</p> <p>(7.2%)</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 2.7%</p> <p>年400万円超及び清算所得 (5%)</p> <p>3.6%</p> <p>(6.6%)</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 4.3%</p> <p>(7.9%)</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>(6.6%)</p> <p>[一定の協同組合等については 年10億円超 4.3%</p> <p>(7.9%)</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 0.7%</p> <p>(1.3%)</p>
	そ の 他		<p>※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用 下段()内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>

(注) 1 平成16年度欄については、平成15年3月改正によるものである。

2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成18年度改正により平成19年4月1日から本則の税率となったものである。

22		26	
右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)	所得課税法人 (特別法人を除く。) のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)	所得課税法人 (特別法人を除く。) のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
付加価値割 0.48%		付加価値割 0.48%	
資本割 0.2%		資本割 0.2%	
所得割	所得割	所得割	所得割
年 400 万円以下 1.5% (3.8%)	年 400 万円以下 2.7% (5%)	年 400 万円以下 2.2% (3.8%)	年 400 万円以下 3.4% (5%)
年 400 万円超 800 万円以下 2.2% (5.5%)	年 400 万円超 800 万円以下 4.0% (7.3%)	年 400 万円超 800 万円以下 3.2% (5.5%)	年 400 万円超 800 万円以下 5.1% (7.3%)
年 800 万円超 2.9% (7.2%)	年 800 万円超 5.3% (9.6%)	年 800 万円超 4.3% (7.2%)	年 800 万円超 6.7% (9.6%)
3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9% (7.2%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 5.3% (9.6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 4.3% (7.2%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 6.7% (9.6%)
	特別法人		特別法人
	所得割		所得割
	年 400 万円以下 2.7% (5%)		年 400 万円以下 3.4% (5%)
	年 400 万円超 3.6% (6.6%)		年 400 万円超 4.6% (6.6%)
	[一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)]		[一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)]
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6% (6.6%)		3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.6% (6.6%)
	[一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)]		[一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)]
	収入金額課税法人		収入金額課税法人
	収入割 0.7% (1.3%)		収入割 0.9% (1.3%)
※平成 22 年 10 月 1 日以後に解散 (合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。) 又は破産手続開始の決定が行われる場合に適用 下段 () 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率		※平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段 () 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	27	28	令和元年度	
税 率	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
	付加価値割 0.72%	付加価値割 1.2%	付加価値割 1.2%	所 得 割
	資 本 割 0.3%	資 本 割 0.5%	資 本 割 0.5%	年 400 万円以下 3.5%
	所 得 割	所 得 割	所 得 割	年 400 万円超 800 万円以下 5.3%
	年 400 万円以下 1.6% (3.1%)	年 400 万円以下 0.3% (1.9%)	年 400 万円以下 0.4%	年 800 万円超 7%
	年 400 万円超 800 万円以下 2.3% (4.6%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.5% (2.7%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.7%	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得
	年 800 万円超 3.1% (6%)	年 800 万円超 0.7% (3.6%)	年 800 万円超 1%	7%
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得	特別法人
	3.1% (6%)	0.7% (3.6%)	1%	所 得 割
				年 400 万円以下 3.5%
			年 400 万円超 4.9%	
			一定の協同組合等については年 10 億円超 5.7%	
			3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得	
			4.9%	
			一定の協同組合等については年 10 億円超 5.7%	
			収入金額課税法人	
			収 入 割 1%	
そ の 他	※平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用	

2	4	
<p>電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等）</p> <p>(1) 資本金の額又は出資金の額1億円超の法人</p> <p>収入割 0.75%</p> <p>付加価値割 0.37%</p> <p>資本割 0.15%</p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>収入割 0.75%</p> <p>所得割 1.85%</p>	<p>資本金の額又は出資金の額1億円超の法人（付加価値割、資本割及び所得割により課税される法人）</p> <p>付加価値割 1.2%</p> <p>資本割 0.5%</p> <p>所得割 1% (所得割の軽減税率の廃止)</p>	<p>ガス供給業（特定ガス供給業）を行う法人</p> <p>収入割 0.48%</p> <p>付加価値割 0.77%</p> <p>資本割 0.32%</p> <p>ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業（特定ガス供給業を除く。））</p> <p>(1) 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人</p> <p>付加価値割 1.2%</p> <p>資本割 0.5%</p> <p>所得割 1%</p> <p>(2) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 3.5%</p> <p>年400万円超800万円以下 5.3%</p> <p>年800万円超 7%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 7%</p> <p>(3) 特別法人</p> <p>所得割</p> <p>年400万円以下 3.5%</p> <p>年400万円超 4.9%</p> <p>〔一定の協同組合等については年10億円超 5.7%〕</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 4.9%</p> <p>〔一定の協同組合等については年10億円超 5.7%〕</p> <p>※一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業を行う法人は、引き続き収入割1%が課される。</p>
<p>※令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用</p>	<p>※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用。</p>	

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	7・8 (改正案による)	
税 率	<p>○地方税法第72条の2第1項第1号イ 第1号ロに掲げる法人以外の法人</p> <p>付加価値割 1.2%</p> <p>資 本 割 0.5%</p> <p>所 得 割 1%</p> <p>○地方税法第72条の2第1項第1号ロ 資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人(※1・2)、公益法人等及び投資法人等(特別法人を除く。)</p> <p>※1 <u>当分の間、当該事業年度の前事業年度に第1号イに該当していた法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超えるものを除く。</u></p> <p>※2 <u>資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人又は相互会社・外国相互会社の100%子法人等であって、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものを除く。</u></p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 3.5%</p> <p>年400万円超800万円以下 5.3%</p> <p>年800万円超 7%</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 7%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 3.5%</p> <p>年400万円超 4.9%</p> <p>[一定の協同組合等については年10億円超 5.7%]</p> <p>3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額1,000万円以上の法人の所得 4.9%</p> <p>[一定の協同組合等については年10億円超 5.7%]</p>	<p>○地方税法第72条の2第1項第2号 電気供給業(第3号に掲げる事業を除く。)、一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業、保険業並びに貿易保険業を行う法人</p> <p>収 入 割 1%</p> <p>○地方税法第72条の2第1項第3号 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業)を行う法人</p> <p>(イ)(ロ)に掲げる法人以外の法人</p> <p>収 入 割 0.75%</p> <p>付加価値割 0.37%</p> <p>資 本 割 0.15%</p> <p>(ロ)第1号ロに掲げる法人</p> <p>収 入 割 0.75%</p> <p>所 得 割 1.85%</p> <p>○地方税法第72条の2第1項第4号 ガス供給業(特定ガス供給業)を行う法人</p> <p>収 入 割 0.48%</p> <p>付加価値割 0.77%</p> <p>資 本 割 0.32%</p>
	そ の 他	<p>※1 令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用。</p> <p>※2 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用。</p>

(注) 3 令和7年度及び令和8年度欄については、令和6年度改正案によるものである(改正内容は下線部)。

法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45	47
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の 数		各月の延従業者の数を 期末現在の従業者 の数とした。	資本金が 1 億円以上 の法人の本社管理部門 の従業者数について は1/2	
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等						
製造業		資本金 1 億円以上の 法人の本社管理部門 の従業者数について は1/2				
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価 額 他の 1/2 を従業者の 数	軌道の延長キロメー トル数				
ガス供給業 倉庫業						
電気供給業		固定資産の価額				1/2 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/2 を固定資産 の価額

年度 区分	57	平成元年度	17	29	令和 4 年度
銀行業 保険業 (証券業)		証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の 数		
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等			本社管理部門の従業 者数 1/2 措置を廃止		
製造業		資本金 1 億円以上の 法人の工場の従業者 数については 1.5 倍	本社管理部門の従業 者数 1/2 措置を廃止		
鉄道業 軌道業					
ガス供給業 倉庫業					
電気供給業	3/4 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/4 を固定資産 の価額 ※激変緩和のため経 過措置を講じた。			(小売電気事業) 1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数 (一般送配電事業・送電事業・ 特定送配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線路の 電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (発電事業) 3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額 昭和 57 年度改正で設けられた経 過措置を廃止	(配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線路の 電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (特定卸供給事業) 3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額

3. 地方消費税

年度 項目	平成9年度	26	27	29
税 率 等	(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 (清算基準) 指定統計(商業統計・サービス基本調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数1:1で按分 (交付金) 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付 (交付基準) 人口と従業者数を1:1で按分	(税率) 一定税率 消費税額の63分の17 (交付基準) 従来分の地方消費税収については、人口と従業者数を1:1で按分 引上げ分の地方消費税収については、人口のみで按分 (使途) 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数3:2で按分	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数7:3で按分

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
 2 平成26年度欄については、平成24年8月改正によるものである。
 3 令和元年度欄については、平成28年11月改正によるものである。
 4 譲渡割については、当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収し、貨物割については、国が消費税と併せて賦課徴収する。

30	令和元年度	6 (改正案による)
(清算基準) 基幹統計(商業統計・ 経済センサス活動調査) ウェイト 50%、残り 50% を人口で按分	(税率) 一定税率 消費税額の78分の22 (令和元年10月～) ※消費税率換算 2.2% (軽減税率適用時 1.76%)	(清算基準) 基幹統計(経済センサ ス活動調査) ウェイト 50%、残り 50%を人口 で按分

4. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）（平成12年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30	32
税率等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 (非課税制度が免税点制度 に改められた。)	芸者の花代及びカフェー ・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下

年度 項目	昭和48年度	49	50	52	53
税率等	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円

36	37	41	44	46
名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控除) 1,000円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収書制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付	4月1日廃止

5. 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
税 率 等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円	税率4% ただし、昭和56年7月1日 から昭和61年6月30日まで に行われた住宅の取得につい ては3%とされた。 昭和56年7月1日から昭和 61年6月30日までの間に行 われた一定の住宅用土地の取 得については税額から4分の 1に相当する額を減額するこ ととされた。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置につい て、平成元年6月 30日まで3年間延 長された。

年度 項目	平成12年度	13	15	18
税 率 等	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成12年1月1日か ら平成14年12月 31日までに行われ た場合においては 課税標準を価格の 2分の1とする特 例措置が講じられ た。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置について 平成16年6月30 日まで3年間延長 された。	税率4% ただし、平成15年4月1日から平 成18年3月31日までに行われた不動 産の取得については課税標準を3%と する特例措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15 年1月1日から平成17年12月31日まで に行われた場合においては課税標準を価格 の2分の1とする特例措置が講じられた。	税率4% ただし、住宅及び土地に係る税率の 特例措置については平成21年3月31 日まで3年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措 置については平成18年4月1日から 平成20年3月31日までの2年間に限 り、標準税率を3.5%とする経過措置 が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税 標準の特例措置について平成21年3月31 日まで延長する。

年度 項目	令和6年度(改正案による)
税 率 等	税率4% ただし、住宅及び 土地に係る税率の特 例措置については令 和9年3月31日まで 3年間延長する。 宅地及び宅地比準土地の取 得に係る課税標準の特例措置 について令和9年3月31日ま で延長する。

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21	24	27	30	令和3年度
<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成30年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については令和3年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について令和3年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については令和6年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について令和6年3月31日まで延長する。</p>

6. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税 率 等		(創設) 税率 115分の5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 [ただし、昭和61年5月から 昭和62年3月までの間に行わ れた売渡し等分については、 特例措置として、1,000本に つき160円を加算。]

年度 項目	平成15年度	18	22	25
税 率 等	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円	平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円

年度 項目	令和2年度	3
税 率 等	令和2年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき1,000円	令和3年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき1,070円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。
3 平成30年度欄（下欄）については、平成30年度改正によるものである。
4 令和元年度欄については、平成30年度改正によるものである。
5 令和2年度欄については、平成30年度改正によるものである。
6 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。				

28	29	30	令和元年度
平成28年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円	平成29年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円	平成30年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	令和元年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 930円
		平成30年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年度改正）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、平成30年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成30年10月1日から令和4年10月1日までに段階的に移行することとされた。

※軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年度改正）について

軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこをいう。）について、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、令和2年度改正において、当該軽量な葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する方法に、令和2年10月1日から令和3年10月1日までに段階的に移行することとされた。

7. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和 25 年度	27	29	32	36	37	41	46
税 率 等	(入場税) 第 1 種の場所 100% 第 2 種の場所 40% 第 3 種の施設 100%	(入場税) 税率が従前 の 2 分の 1 に引き下げ られた。	入場税が国税に移譲 され、第 3 種の施設の 利用に対し娯楽施設 利用税を課すること とされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、 ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の 運動競技の 施設利用 10% (2) 外形課税(月額) 税率 ぱちんこ場 1 台 150 円 まあじゃん場 1 卓 500 円 たまつき場 1 台 1,000 円	ゴルフ場 に対し定額課 税が採用さ れた。 1 人 1 日 200 円	(1) 料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の 定額課税の 税率 1 人 1 日 400 円	料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場 の定額課 税の税率 1 人 1 日 600 円 (2) ゴルフ場 所在市町 村に対 して 6 分の 1 を交付	ゴルフ場 所在市町 村に対 して 3 分の 1 を交付

8. 自動車取得税（令和元年 10 月 1 日廃止）

年度 項目	昭和 43 年度	44	49	51	53
税 率 等	自動車取得税(目的税)が 創設され、法定外普通税 としての自動車取得税が 廃止された。 税率 3% 免税点 10 万円 (交付金) 市町村に対して 10 分の 7 を交付(指定市に対 しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15 万円	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動 車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30 万円 (2 年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置 が 2 年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置 がさらに 2 年度間延長さ れた。

年度 項目	平成 5 年度	10	15	20	21
税 率 等	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 10 年度間延 長された。	自動車取得税が目的税 から普通税に改められ た。

47	48	52	58	平成元年度	15	令和2年度
ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 (標準税率の1.5倍)	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付	18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者の利用並びに国民体育大会のゴルフ競技及び学校の教育活動としての利用について、非課税措置が設けられた。	国民体育大会のゴルフ競技の公式練習及び2020年東京オリンピック競技大会を含む国際競技大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）としての利用について、非課税措置が設けられた。

55	58	60	63	平成2年度
自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)

22	26	30	令和元年度
自動車取得税に係る平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準（3%。自家用の自動車で軽自動車以外のものは5%）を維持することとされた。	自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。 自家用自動車（軽自動車を除く） 3% 営業用自動車・軽自動車 2%	自動車取得税の免税点の特例措置の適用期限が1年6月延長された。	令和元年10月1日に自動車取得税を廃止。

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51	53
税 率 等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円 (交付金) 指定都市に対し て10分の9に相 当する額を道路 面積等にあん分 して交付	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。

年度 項目	平成22年度	23
税 率 等	<p>平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準（1キロリットル32,100円）を維持することとされた。</p> <p>揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率（1キロリットル15,000円）を上回る部分の課税措置を停止することとされた。また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に復元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に復元することとされた。</p>	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20	21
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫 定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。	暫定税率が 3年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が平成5年11 月30日まで延長され、 平成5年12月1日から 平成10年3月31日まで の間適用する暫定税率 が1キロリットル当たり 32,100円とされた。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 10年度間延 長された。	目的税から 普通税に改 められた。

10. 自動車税

①環境性能割（令和元年10月1日～）

年度 項目	令和元年度			
税率等	自動車税環境性能割の導入 令和元年10月1日以後に取得された自動車に対して、環境性能に応じて課税。 〔平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が令和元年10月1日に変更された。〕			
	令和元年10月1日以後取得分 〔乗用車〕			
	区分		税率	
			自家用 営業用	
	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車（H30規制適合又はH21規制適合）		非課税 非課税	
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG車	2020年度燃費基準+20%達成	100分の1	100分の0.5
		2020年度燃費基準+10%達成		
		2020年度燃費基準達成	100分の2	100分の1
	上記以外の車	2015年度燃費基準+10%達成	100分の3	100分の1
				100分の2
(注) ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。 ※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。				

年度 項目	令和5年度			
税率等	令和6年1月1日以後取得分 〔乗用車〕			
	区分		税率	
			自家用 営業用	
	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、プラグインハイブリッド自動車		非課税 非課税	
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG車、クリーンディーゼル車（H30規制適合又はH21規制適合）	2030年度燃費基準85%達成	100分の1	100分の0.5
		2030年度燃費基準80%達成		
		2030年度燃費基準70%達成	100分の2	100分の1
	上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車	2030年度燃費基準60%達成	100分の3	100分の1
				100分の2
	(注) ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。 ※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。			

令和3年4月1日以後取得分

〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、 LPG車、 クリーンディーゼル車 （H30規制適合又はH21規制適合）	2030年度燃費基準85%達成		
	2030年度燃費基準75%達成		
	2030年度燃費基準65%達成	100分の2	100分の1
	2030年度燃費基準60%達成		
上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車		100分の3	100分の2

（注）ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）
又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

令和7年4月1日以後取得分

〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、 LPG車、 クリーンディーゼル車 （H30規制適合又はH21規制適合）	2030年度燃費基準95%達成		
	2030年度燃費基準90%達成		
	2030年度燃費基準85%達成	100分の2	100分の1
	2030年度燃費基準80%達成		
	2030年度燃費基準75%達成	100分の3	100分の2
	2030年度燃費基準70%達成		
上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車		100分の3	100分の2

（注）ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）
又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

- （注） 1 令和元年度欄において、自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成28年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、令和元年度改正によるものである。
2 令和3年度欄については、令和3年度改正によるものである。
3 令和5年度欄・令和7年度欄については、令和5年度改正によるものである。

②種別割（令和元年10月1日～）（令和元年9月30日まで自動車税）

年度 項目	昭和25年度	28	29	31	33	36	37
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000円	普通自動車 自家用 30,000円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000円	トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率が「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げられた。	二輪小型自動車及び軽自動車が市町村税の軽自動車税の課税客体とされた。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円
	営業用 10,000円	営業用 14,000円	120インチ超 60,000円			普通自動車 営業用 3.048メートル超 60,000円	
	トラック及びバス 10,000円	トラック 14,000円	営業用 120インチ以下 15,000円			普通自動車 営業用 3.048メートル以下 15,000円	
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500円	バス 観光用 25,000円	120インチ超 30,000円			普通自動車 3.048メートル超 30,000円	
	その他 3,000円	その他 14,000円	トラック 自家用 揮発油 15,000円			トラック 15,000円	
	三輪車 2,000円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200円	その他 23,000円			バス 観光用 30,000円	
	二輪車 1,000円	営業用 4,200円	営業用 揮発油 14,000円			その他 14,000円	
	軽自動車 500円	三輪車 2,800円	その他 21,000円			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円	
		二輪車 1,400円	バス 観光用 揮発油 30,000円			営業用 8,000円	
		軽自動車 700円	その他 45,000円			三輪車 3,800円	
			その他 揮発油 14,000円				
			その他 21,000円				
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円				
			営業用 8,000円				
			三輪車 自家用 4,300円				
			営業用 3,300円				
			二輪車 2,500円				
			軽自動車 1,500円				

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 トラック 自家用 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 バス トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税「種別割」つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18	
税 率 等	トラック（三輪の小型自動車を除く。）	制限税率が引き上げられた。 (標準税率の 1.5 倍)	
	営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）		
	1 トン以下 6,500 円		5 トン超 6 トン以下 22,000 円
	1 トン超 2 トン以下 9,000 円		6 トン超 7 トン以下 25,500 円
	2 トン超 3 トン以下 12,000 円		7 トン超 8 トン以下 29,500 円
	3 トン超 4 トン以下 15,000 円		8 トン超 29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 4,700 円を加算した額
	4 トン超 5 トン以下 18,500 円		
	自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）		
	1 トン以下 8,000 円		5 トン超 6 トン以下 30,000 円
	1 トン超 2 トン以下 11,500 円		6 トン超 7 トン以下 35,000 円
	2 トン超 3 トン以下 16,000 円		7 トン超 8 トン以下 40,500 円
	3 トン超 4 トン以下 20,500 円		8 トン超 40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで ごとに 6,300 円を加算した額
	4 トン超 5 トン以下 25,500 円		
	けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 7,500 円		
	普通自動車 15,100 円		
	自家用		
	小型自動車 10,200 円		
	普通自動車 20,600 円		
	被けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 3,900 円		
	普通自動車で 8 トン以下のもの 7,500 円		
	普通自動車で 8 トン超のもの 7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800 円を加算した額		
自家用			
小型自動車 5,300 円			
普通自動車で 8 トン以下のもの 10,200 円			
普通自動車で 8 トン超のもの 10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100 円を加算した額			
※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分に応じた額 を加算した額			
営業用	自家用		
1 リットル以下 3,700 円	1 リットル以下 5,200 円		
1 リットル超 1.5 リットル以下 4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下 6,300 円		
1.5 リットル超 6,300 円	1.5 リットル超 8,000 円		
バス（三輪の小型自動車を除く。）			
営業用			
一般乗合用	一般乗合用以外		
30 人以下 12,000 円	30 人以下 26,500 円		
30 人超 40 人以下 14,500 円	30 人超 40 人以下 32,000 円		
40 人超 50 人以下 17,500 円	40 人超 50 人以下 38,000 円		
50 人超 60 人以下 20,000 円	50 人超 60 人以下 44,000 円		
60 人超 70 人以下 22,500 円	60 人超 70 人以下 50,500 円		
70 人超 80 人以下 25,500 円	70 人超 80 人以下 57,000 円		
80 人超 29,000 円	80 人超 64,000 円		
自家用			
30 人以下 33,000 円			
30 人超 40 人以下 41,000 円			
40 人超 50 人以下 49,000 円			
50 人超 60 人以下 57,000 円			
60 人超 70 人以下 65,500 円			
70 人超 80 人以下 74,000 円			
80 人超 83,000 円			

令和元年度

自動車税環境性能割の導入に伴い、令和元年10月1日以後、従来の自動車税を自動車税種別割に名称変更。

令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、小型自動車を中心に全ての排気量において、標準税率が引き下げられた。

乗用車

自家用

1リットル以下

25,000 円

1リットル超1.5リットル以下

30,500 円

1.5リットル超2リットル以下

36,000 円

2リットル超2.5リットル以下

43,500 円

2.5リットル超3リットル以下

50,000 円

3リットル超3.5リットル以下

57,000 円

3.5リットル超4リットル以下

65,500 円

4リットル超4.5リットル以下

75,500 円

4.5リットル超6リットル以下

87,000 円

6リットル超

110,000 円

(注) 令和元年度欄において、自動車税種別割への名称変更に係る部分については、平成28年度改正によるもの、標準税率の引下げに係る部分については、令和元年度改正によるものである。

年度 項目	平成 14 年度	16				
税率等	軽減〔平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度)〕 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>標準税率より概ね 50%軽減</td> </tr> </table> ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 " 25%軽減 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 " 13%軽減	}	標準税率より概ね 50%軽減	軽減〔平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>標準税率より概ね 50%軽減</td> </tr> </table>	}	標準税率より概ね 50%軽減
	}	標準税率より概ね 50%軽減				
	}	標準税率より概ね 50%軽減				
重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>標準税率より概ね 10%重課</td> </tr> </table>	}	標準税率より概ね 10%重課	重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>標準税率より概ね 10%重課</td> </tr> </table>	}	標準税率より概ね 10%重課	
}	標準税率より概ね 10%重課					
}	標準税率より概ね 10%重課					

税率の特例

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。
 3 ☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準 75%以上低減達成車
 4 ☆☆は " 50%以上 "
 5 ☆は " 25%以上 "
 6 平成 16 年度については、平成 16 年度欄に掲げるほか、平成 14 年度欄における平成 14 年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成 21 年度	23										
税率等	軽減〔平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +25%以上達成 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +15%以上達成 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>標準税率より概ね 50%軽減</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>" 25%軽減</td> </tr> </table> 重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>標準税率より概ね 10%重課</td> </tr> </table>	}	標準税率より概ね 50%軽減	}	" 25%軽減	}	標準税率より概ね 10%重課	軽減〔平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +25%以上達成 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>標準税率より概ね 50%軽減</td> </tr> </table> 重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>標準税率より概ね 10%重課</td> </tr> </table>	}	標準税率より概ね 50%軽減	}	標準税率より概ね 10%重課
	}	標準税率より概ね 50%軽減										
	}	" 25%軽減										
}	標準税率より概ね 10%重課											
}	標準税率より概ね 50%軽減											
}	標準税率より概ね 10%重課											

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。
 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

17	19
<p>軽 減 (平成 16 年度・17 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +5%以上達成</p> <p>標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★かつ 2010 年度燃費基準達成 ★★★ かつ 2010 年度燃費基準 +5%以上達成</p> <p>” 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 10%重課</p>	<p>軽 減 (平成 18 年度・19 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +20%以上達成</p> <p>標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +10%以上達成</p> <p>” 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 10%重課</p>

- (注) 7 平成 17 年度欄については、平成 16 年度改正によるものである。
8 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。
9 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車
10 ★★★ は ” 50%以上 ”

25	27
<p>軽 減 (平成 24 年度・25 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +10%以上達成</p> <p>標準税率より概ね 50%軽減</p> <p>★★★★かつ 2015 年度燃費基準 ” 25%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 10%重課</p>	<p>軽 減 (平成 26 年度・27 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +20%達成 (2020 年度燃費基準達成車)</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ 2015 年度燃費基準+20%達成 (2020 年度燃費基準未達成車) ★★★★かつ 2015 年度燃費基準+10%達成</p> <p>” 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>

- (注) 4 平成 25 年度欄については、平成 24 年度改正によるものである。
5 平成 27 年度欄については、平成 26 年度改正によるものである。
6 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

平成 29 年度	30
<p>軽 減 (平成 28 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準 +10%達成</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +20%達成 " 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>	<p>軽 減 (平成 29 年度・30 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減又 は平成 30 年排出ガス規制に適合しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準+30%達成</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ 2020 年度燃費基準+10%達成 " 50%軽減</p> <p>※ 令和元年度・2 年度新車新規登録分は平成 30 年度新車新規登録分と 同様の措置</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>

- (注) 1 平成 29 年度欄については、平成 28 年度改正によるものである。
2 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。
3 平成 29 年度欄において、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車、平成 30 年度欄については、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車。

令和4年度	8
<p>軽 減 〔 令和3年度・4年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 〕</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減又は 平成30年排出ガス規制に適合しているもの) プラグインハイブリッド自動車 } 標準税率より概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ2030年度燃費基準 90%達成(営業用乗用車) } " 概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ2030年度燃費基準 70%達成(営業用乗用車) } " 概ね50%軽減</p> <p>※ 令和5年度・6年度新車新規登録分は令和4年度新車新規登録分と 同様の措置</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)</p>	<p>軽 減 〔 令和7年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 〕</p> <p>電気自動車 天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減又は 平成30年排出ガス規制に適合しているもの) プラグインハイブリッド自動車 } 標準税率より概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ2030年度燃費基準 90%達成(営業用乗用車) } " 概ね75%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)</p>

- (注) 4 令和4年度欄について、自家用乗用車の電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車に係る軽減措置は、令和元年度改正によるもの(なお、当該措置の対象からクリーンディーゼル車を除くことについては、令和3年度改正によるもの)、それ以外は、令和3年度改正によるものである。
- 5 令和4年度・令和8年度欄については、★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車。
- 6 令和8年度欄については、令和5年度改正によるものである。

11. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33
税 率 等	<p>附加価値税が創設され、実施は昭和27年1月1日からとされた。</p> <p>漁業権税 賃貸料の10%</p>	<p>附加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された。</p> <p>漁業権税は廃止された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税は廃止された。</p>	<p>大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。</p>	<p>狩猟者税の税率が改正された。</p>

年度 項目	昭和58年度	平成14年度	16
税 率 等	<p>鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の1.1倍程度に改正された。</p> <p>(鉱区税)</p> <p>1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額200円 など</p> <p>(狩猟者登録税及び入猟税)</p> <p>1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000円又は4,500円 (入) 6,500円</p> <p>2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300円 (入) 2,200円 など</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、</p> <p>甲種狩猟免許が 網・わな猟免許に、 乙種狩猟免許が 第一種銃猟免許に、 丙種狩猟免許が 第二種銃猟免許に 改正された。 (平成15年4月16日施行)</p>	<p>目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。</p> <p>1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円</p> <p>2 第二種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など</p>

年度 項目	令和元年度	6 (改正案による)
税 率 等	<p>対象鳥獣捕獲員等に係る狩猟税の課税免除又は税率の特例措置が5年度間延長された。</p>	<p>対象鳥獣捕獲員等に係る狩猟税の課税免除又は税率の特例措置が5年度間延長された。</p>

38	41	46	52	54
狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。	鉾区税について、石油又は天然ガスの鉾区に係る現行の税率（試掘 90 円、採掘 180 円）が、それぞれ3分の2（試掘 60 円、採掘 120 円）に引き下げられた。	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	鉾区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の2倍に改正された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

19	20	25	27
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。</p> <p>1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000 円 <p>2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500 円 <p>3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500 円 など</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を 2 分の 1 とする特例措置を講じた。</p>	<p>対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が 3 年度間延長された。</p>	<p>平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除 3 狩猟者の登録をする日前 1 年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率 2 分の 1

II 市町村税

1. 市町村民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 800 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円 (3)その他の市町村 年額 400 円 制限税率 上記区分による (1)年額 1,000 円 (2)年額 750 円 (3)年額 500 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20% ただし、昭和 25 年度に限り (1)方式のみしかとれない。</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 700 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円 (3)その他の市町村 年額 300 円 制限税率 上記区分による (1)年額 900 円 (2)年額 650 円 (3)年額 400 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 本文 } (3)第二課税方式 但書 } 制限税率 10% (4)第三課税方式 本文 } (5)第三課税方式 但書 } 制限税率 20%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20%</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 600 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円 (3)その他の市町村 年額 200 円 制限税率 上記区分による (1)年額 800 円 (2)年額 550 円 (3)年額 300 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5% (2)第二課税方式 本文 } (3)第二課税方式 但書 } 制限税率 7.5% (4)第三課税方式 本文 } (5)第三課税方式 但書 } 制限税率 15%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)以下左に同じ</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)第二課税方式 本文 } (3)第二課税方式 但書 } 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.2% 3 万円を超える金額 3.0% 8 万円 // 3.7% 15 万円 // 4.5% 30 万円 // 5.2% 50 万円 // 6.0% 80 万円 // 6.7% 120 万円 // 7.5% 200 万円 // 8.2% 300 万円 // 9.0% (4)第三課税方式 本文 } (5)第三課税方式 但書 } 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.6% 3 万円を超える金額 3.7% 7 万円 // 5.0% 12 万円 // 6.4% 20 万円 // 8.1% 35 万円 // 10.0% 50 万円 // 12.3% 80 万円 // 15.0% 120 万円 // 18.3% 160 万円 // 22.5%</p>

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者が ある場合 1人目 5万円		
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0% 8万円 " 3.1% 15万円 " 3.5% 20万円 " 4.1% 30万円 " 4.4% 50万円 " 5.4% 80万円 " 5.5% 100万円 " 6.3% 120万円 " 6.5% 150万円 " 7.2% 200万円 " 7.4% 250万円 " 8.1% 300万円 " 8.3% 400万円 " 9.1% 500万円 " 9.2%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5% 7万円 " 3.8% 13万円 " 4.3% 17万円 " 5.2% 25万円 " 5.8% 40万円 " 7.5% 60万円 " 7.9% 75万円 " 9.5% 90万円 " 10.0% 110万円 " 11.8% 140万円 " 12.3% 170万円 " 14.5% 200万円 " 15.1% 250万円 " 17.8% 300万円 " 18.5% 350万円 " 21.7%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2% 3万円 を超える金額 3% 8万円 " 4% 20万円 " 5% 40万円 " 6% 60万円 " 7% 80万円 " 8% 110万円 " 9% 140万円 " 11% 180万円 " 13% 270万円 " 16% 380万円 " 20% 580万円 " 24%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>10万円 以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3% 10万円 " 4% 以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3% 以下左に同じ</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 を超える金額 3% 10万円 を超える金額 4% 以下左に同じ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準拠税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準拠税率</p> <p>15万円以下の金額 2% 15万円 を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 以下左に同じ</p>	<p>所得割の 不均衡是正</p> <p>1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の 廃止) (2) 標準税率の法 定 (段階、税率 は左に同じ) (3) 制限税率の法 定 (標準税率の 1.5倍の率)</p> <p>2 39年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所 得控除とした。 (2) 専従者の税額 控除の最低限の 法定</p> <p>3 上記1、2によ る減収について は市町村民税臨 時減税補てん債 により元利とも 補てんすること とされた。</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が不在 場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者があ る場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が不在 場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が不在 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が不在 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者が不在場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得に係る 10% 税額控除の創設 (昭和 42年1月1日以後に受け るべき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 46、47年度 2.7% (ロ) 48、49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算 した場合の課税短 期譲渡所得金額に 対する税額の 110% 相当額

46	47	48	49	50
14 万円	15 万円	16 万円	18 万円	19 万円
13 万円	14 万円	15 万円	18 万円	19 万円
扶養親族 1 人 10 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 11 万円	扶養親族 1 人 11 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 12 万円	扶養親族 1 人 12 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 14 万円 (新設) 老人扶養親族 14 万円	扶養親族 1 人 14 万円 老人扶養親族 1 人 16 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 16 万円	扶養親族 1 人 17 万円 老人扶養親族 1 人 19 万円 配偶者が不在の場合 1 人目 19 万円
		所得割 30 万円以下の金額 2% 30 万円を超える金額 3% 50 万円 " 4% 80 万円 " 5% 110 万円 " 6% 150 万円 " 7% 250 万円 " 8% 400 万円 " 9% 600 万円 " 10% 1,000 万円 " 11% 2,000 万円 " 12% 3,000 万円 " 13% 5,000 万円 " 14%	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 長期譲渡所得のうち 特定市街化区域農地等 の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (2) みなし法人所得 みなし法人税額相当所 得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (イ) 又は(ロ) のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した 場合の課税事業所得等 の金額に対する税額の 110%相当額

(注) 昭和 50 年度欄における所得割の税率は、昭和 49 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 1人目 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 1人目 21万円
税率	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 1,700円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3)その他の市町村 年額 700円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得(52~56年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52~54年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。
2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。
3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56
22 万円	
22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 2,000 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 1,000 円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 2,600 円</p> <p>(2) 年額 2,000 円</p> <p>(3) 年額 1,400 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 30 万円以下の金額 2%</p> <p>30 万円を超える金額 3%</p> <p>45 万円 " 4%</p> <p>70 万円 " 5%</p> <p>100 万円 " 6%</p> <p>130 万円 " 7%</p> <p>230 万円 " 8%</p> <p>370 万円 " 9%</p> <p>570 万円 " 10%</p> <p>950 万円 " 11%</p> <p>1,900 万円 " 12%</p> <p>2,900 万円 " 13%</p> <p>4,900 万円 " 14%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和 56 年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合</p> <p>160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超え 8,000 万円以下の金額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円を超える金額の 4 分の 3 の額との合計額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 2,500円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円 (3)その他の市町村 年額 1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200円 (2) 年額 2,600円 (3) 年額 2,000円 所得割 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

61	63
	28万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ③ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄においては、昭和62年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税 率	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 〃 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
- 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもので、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4	5
31 万円		
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円		
所得割 (1) 160 万円以下の金額 3% 160 万円を超える金額 8% 550 万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率（～平成 10 年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲 渡所得（～平成 9 年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日まで の譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの譲 渡に係る分は 5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超 える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換） の特例の適用を受けけるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 を超える場合 162 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 6,000 万円を控除した金額の 3.4%に 相当する金額との合計額

3 平成 4 年度欄及び平成 5 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7	8
基礎控除		33万円	
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である 特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円	
税 率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 3,000円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,500円 (3)その他の市町村 年額 2,000円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,800円 (2) 年額 3,200円 (3) 年額 2,600円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 5.5% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 220万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
3 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。
4 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

9	10
<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3%</p> <p>200万円を超える金額 8%</p> <p>700万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成15年度)</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 12%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額</p> <p>③ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 380万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>	<p>均等割</p> <p>制限税率の廃止</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 制限税率の廃止</p>

5 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

6 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

7 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。

8 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	11	12
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円	
扶養控除	同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円	特定扶養親族 1人 45万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 68万円
税率	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 4%

- (注) 1 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 2 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

14	15	16
<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 16 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成 16 年度） 4%</p> <p>(3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日 までの取引に係る分） 4%</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得（～平成 16 年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 3.4%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 4,000 万円を控除した金額の 4%に 相当する金額との合計額</p>	<p>均等割 標準税率 年額 3,000 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （平成 15 年 1 月～）</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4%</p> <p>(ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例 （平成 15～17 年） 2%</p> <p>※ (イ)について、税率 2%の特例を創設 （～平成 20 年度） (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>

3 平成 12 年度欄については、平成 11 年度改正によるものである。

4 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

5 平成 15 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

6 平成 16 年度欄において、均等割については平成 16 年度改正、(1)(※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	17	19
基礎控除		
配偶者控除	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 21 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.7%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 54 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3.4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3.4%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 3%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （～平成 20 年度） 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 7.2%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用）</p>

(注) 1 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
 2 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降は定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。

21	22
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成 21 年度) 1.8%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した 金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p>

3 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

4 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	24	25	26
基礎控除			
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養控除	扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
税 率	所得割 退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8%	均等割 標準税率 (平成 26 年度～令和 5 年度) 年額 3,500 円 〔本則税率 年額 3,000 円に〕 年額 500 円を加算した額 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)

- (注) 1 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正(平成 23 年 12 月)によるものである。
- 2 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正(平成 23 年 6 月)によるものである。
- 3 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正(平成 23 年 12 月)によるもの、その他の記載については、平成 26 年度改正によるものである。

27	29
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 3% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 3% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 3% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～令和2年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～令和2年3月31日までの譲渡)</p>

4 平成27年度欄については、平成23年度改正によるものである。

5 平成29年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成25年度改正によるもの、その他の記載については、平成29年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	30	令和元年度
基礎控除		
配偶者控除		<p>配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失)</p> <p>配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて3段階で通減、1,000 万円超の場合には消失</p> <p>[控除対象配偶者 33、22、11 万円] [老人控除対象配偶者 38、26、13 万円]</p>
扶養控除		
税 率	<p>所得割(指定都市の場合)</p> <p>(1) 一律 8%</p> <p>(ただし、分離課税に係る退職所得については6%)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 4%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000 万円以下である場合 3.2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000 万円以下である場合 3.2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000 万円を超える場合 192 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 7.2%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 4%</p> <p>(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4%</p> <p>(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 4%</p> <p>(6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 4%</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9.6%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ただし、令和2年3月31 日までの譲渡については特例不適用)</p>	

- (注) 1 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。
2 令和元年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

2	3
	<p style="text-align: center;">43万円</p> <p>基礎控除の額について、合計所得金額に応じて3段階で通減、2,500万円超の場合には消失</p> <p style="text-align: center;">〔基礎控除の額 43、29、15万円〕</p>
	<p>同一生計配偶者の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。</p> <p>配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。</p>
	<p>扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。</p>
<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和5年度）</p> <p>(i) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4%（指定都市の存する区域の場合、3.2%）</p> <p>(ii) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合</p> <p>48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、64万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額）</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>特例不適用（～令和5年3月31日までの譲渡）</p>	

- (注) 3 令和2年度欄については、令和2年度改正によるものである。
- 4 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	5
基礎控除	
配偶者控除	
扶養控除	
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和8年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4% （指定都市の存する区域の場合、3.2%）</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、64万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額）</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和8年3月31日までの譲渡）</p>

- (注) 1 令和5年度欄については、令和5年度改正によるものである。
- 2 令和6年度改正案により、令和6年度分に限り、合計所得金額が1,805万円以下の納税義務者について、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人10,000円、控除対象配偶者又は扶養親族(国外居住者を除く。)1人につき10,000円の合計額。ただし、令和6年度分の所得割額を限度とする。）を控除する。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41
税 率	均等割	法人税割	法人税割	法人税割	法人税割	法人税割	法人税割
	標準税率 (制限税率)	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率	標準税率
	人口 50 万以上の市 2,400 円 (4,000 円)	15.0%	12.5%	7.5%	8.1%	8.4%	8.9%
	制限税率	制限税率	制限税率	制限税率	制限税率	制限税率	制限税率
	人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円) 上記以外の市並びに町村 1,200 円 (2,000 円)	16.0%	15.0%	9.0%	9.7%	10.1%	10.7%
			※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する事 業年度から適用	※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%			

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割	均等割	均等割
	標準税率 (制限税率)	標準税率 (制限税率)	標準税率 (制限税率)
	(1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円 (1,500,000 円)
	(2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人 超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超 の法人 年額 700,000 円 (1,000,000 円)
	(3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人 及び資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村 内に 有する事務所等の従業者の数の合計 数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、 市町村内に 有する事務所等の従業者の数の 合計数が 100 人以下の法人及び資本等 の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつ て、かつ、市町村内に 有する事務所等の 従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、 市町村内に 有する事務所等の従業者の数の 合計数が 50 人以下の法人及び資本等 の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつ て、かつ、市町村内に 有する事務所等の 従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 160,000 円 (270,000 円)
(4) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内 に 有する事務所等の従業者の数の合計 数が 100 人以下の法人及び資本の金額又は 出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の 法人 年額 24,000 円 (40,000 円)	(4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以 下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人 以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円を 超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円)	(4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以 下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円を 超え 1 億円以下であつて、かつ、市町村内 に 有する事務所等の従業者の数の合計 数が 50 人超の法人 年額 60,000 円 (100,000 円)	
(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 (13,000 円)	(5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 (13,000 円)	(5) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円 以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円以 下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超 の法人 年額 48,000 円 (80,000 円)	
	法人税割 標準税率 12.3% 制限税率 14.7%	法人税割 標準税率 12.3% 制限税率 14.7%	(6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 16,000 円 (27,000 円)
		※資本等の金額…資本の金額又は出資金 額と資本積立金額との 合計額	

42	45	49	51	52
<p>均等割 標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額 4,000円(7,000円)</p> <p>(2) 上記法人以外の法人等 年額 2,400円(4,000円)</p>	<p>法人税割 標準税率 9.1%</p>	<p>法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%</p>	<p>均等割 標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 24,000円(40,000円)</p> <p>(2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円(20,000円)</p> <p>(3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200円(12,000円)</p>	<p>均等割 標準税率（制限税率）</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円(134,000円)</p> <p>(2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円(40,000円)</p> <p>(3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000円(13,000円)</p>

59	平成6年度	14	18
<p>均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍)</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円</p>	<p>均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍)</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(8) 資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円</p>	<p>均等割 資本金等の額… 資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額</p> <p>法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等</p>	<p>均等割 資本金等の額… 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額</p> <p>法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等</p>

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20	26	27	令和元年度
税 率	<p>均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本金等の額が1千万円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が1千万円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p>	<p>法人税割</p> <p>標準税率 9.7%</p> <p>制限税率 12.1%</p> <p>※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p>	<p>均等割</p> <p>資本金等の額</p> <p>法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額</p>	<p>法人税割</p> <p>標準税率 6%</p> <p>制限税率 8.4%</p> <p>※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p>

令和4年度

均等割

資本金等の額

法人税法に規定する資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額（連結個別資本金等の額を削除）

法人税割

課税標準を法人税額とする（個別帰属法人税額を削除）

※上記は国税における連結納税制度の見直しに伴う改正

2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所在市町村交付金、公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和 39 年度～ 昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 m ² 以下の住宅用地（200 m ² を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 m ² までの住宅用地）について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の 1.5 倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれていたが、昭和 51 年度から昭和 53 年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課税する市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(4) 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地(生産緑地地区内の農地等)と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)</p>

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地(特定市街化区域農地を除く。) 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあつては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途(小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等)が前年度の賦課期日と異なるもの(「用途変更宅地等」という。)に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。</p> <p>(2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であつて、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。</p>

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。
 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
 3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。
 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い、平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る3%減価の措置が講ぜられた。(注4)</p>	<p>地下の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>

12	13	14	15
<p>平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の80%から平成12年度、平成13年度に75%、平成14年度に70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成14年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去3年間15%以上とする措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講ぜられた。</p>

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分のまでの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>

年度 項目	平成 24 年度	27
税 率		
そ の 他	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担調整措置について、住宅用地の据置特例を段階的に廃止するという見直しを行うこととされた。 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

18	21
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあつては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。 ・ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の60%、住宅用地にあつては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。</p>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額（前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額）に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

30	令和2年度
<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち特定生産緑地の指定がされたもの（指定の期限の延長がされなかったものを除く。）に係る固定資産税について、現行制度と同様の措置が講ぜられた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち申出基準日までに特定生産緑地の指定がされなかったもの等に係る固定資産税について、宅地並み評価とした上で、一定の激変緩和措置の対象とされた。 	<p>(1) 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとされた。 <p>(2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとされた。（令和3年度分以後の固定資産税について適用）

(固定資産税つづき)

年度 項目	令和3年度	4
税 率		
そ の 他	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・ 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・ 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・ 令和3年度限りの措置として、宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とすることとされた。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・ 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 ・ 令和3年度限りの措置として、農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とすることとされた。 	<p>令和4年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額（ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。）とすることとされた。</p>

6 (改正案による)

(1) 宅地等

- ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。
- ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。
- ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。

(2) 農地

- ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。
- ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

3. 軽自動車税

①環境性能割（令和元年10月1日～）

年度 項目	令和元年度			
税率等	軽自動車税環境性能割の導入 令和元年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して、環境性能に応じて課税。 （平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、 消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が令和元年10月1日に変更された。）			
	令和元年10月1日以後取得分 〔乗用車〕			
	区分		税率	
			自家用	営業用
	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、 天然ガス軽自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）		非課税	非課税
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2020年度燃費基準+10%達成	100分の1	100分の0.5
2020年度燃費基準達成				
2015年度燃費基準+10%達成		100分の2	100分の1	
上記以外の車			100分の2	
（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★） 又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。				
※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。				

年度 項目	令和5年度			
税率等	令和6年1月1日以後取得分 〔乗用車〕			
	区分		税率	
			自家用	営業用
	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、 天然ガス軽自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）		非課税	非課税
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2030年度燃費基準80%達成	100分の1	100分の0.5
		2030年度燃費基準70%達成		
2030年度燃費基準60%達成		100分の2	100分の1	
上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車			100分の2	
（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★） 又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。				
※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。				

令和3年4月1日以後取得分
〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気軽自動車、燃料電池軽自動車、 天然ガス軽自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2030年度燃費基準75%達成 （2020年度燃費基準達成車に限る）		
	2030年度燃費基準60%達成 （2020年度燃費基準達成車に限る）	100分の1	100分の0.5
	2030年度燃費基準55%達成	100分の2	100分の1
上記以外の車	100分の2		

（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）
又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

令和7年4月1日以後取得分
〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気軽自動車、燃料電池軽自動車、 天然ガス軽自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2030年度燃費基準80%達成		
	2030年度燃費基準75%達成	100分の1	100分の0.5
	2030年度燃費基準70%達成	100分の2	100分の1
上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車	100分の2		

（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）
又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

（注）1 令和元年度欄において、軽自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成28年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、令和元年度改正によるものである。

2 令和3年度欄については、令和3年度改正によるものである。

3 令和5年度欄・令和7年度欄については、令和5年度改正によるものである。

② 種別割（令和元年10月1日～）（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税（令和元年9月30日まで））

年度 項目	昭和25年度	29	30	33	36	40
税率等	自転車 200円 荷積牛馬車 800円 荷積大車 400円 荷積小車 200円 リヤカー 200円	原動機付自転車 500円 その他の自転車 200円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	原動機付自転車 50cc以下 500円 50cc～90cc 800円 90cc超 1,000円	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の小型自動車 2,500円 軽自動車 1,500円	軽自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。） 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗用 3,000円 貨物用 2,500円	四輪以上のもの 乗用 4,500円

年度 項目	平成18年度	27	28	令和元年度
税率等	制限税率が引き上げられた。 （標準税率の1.5倍）	標準税率 平成27年4月1日以後に新規取得される新車の四輪車等に適用される税率 三輪のもの 年額 3,900円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円 貨物用 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 2,000円 50cc～90cc 年額 2,000円 90cc超 年額 2,400円 ミニカー 年額 3,700円 (2) 二輪の軽自動車 （側車付のものを含む。） 年額 3,600円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円	軽自動車税環境性能割の導入に伴い、令和元年10月1日以後、従来の軽自動車税を軽自動車税種別割に名称変更。

- (注) 1 平成27年度欄については、平成26年度改正によるものである。
 2 平成28年度欄については、平成27年度改正によるものである。
 3 令和元年度欄については、平成28年度改正によるものである。

51	54	59	60
<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc超 年額 1,300円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 5,900円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,300円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円</p> <p>制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 700円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc超 年額 1,450円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 6,500円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,650円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,500円 自家用 年額 7,200円 貨物用 営業用 年額 3,000円 自家用 年額 4,000円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車 (イ) 50cc以下 ((ニ)に掲げるものを除く。) 年額 1,000円 (ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200円 (ハ) 二輪のもので、90cc超 年額 1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、20cc超 (ミニカー) 年額 2,500円</p>

税率の特例

年度 項目	平成 28 年度	29	30
税率等	平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等に対して、グリーン化特例（軽課）を導入（軽減は平成 28 年度分の軽自動車税）	グリーン化特例（軽課）の適用期限を 1 年延長（平成 28 年度に新規取得した軽四輪等に対して、平成 29 年度分の軽自動車税を軽減）	グリーン化特例（軽課）の適用期限を 2 年延長（平成 29 年度・30 年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税を軽減）
	電気軽自動車 } 標準税率 天然ガス軽自動車 } より概ね 75%軽減		電気軽自動車 } 標準税率 天然ガス軽自動車 } より概ね 75%軽減
	★★★★かつ 2020 年度燃費基準+20%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+35%以上達成） } 標準税率 より概ね 50%軽減		★★★★かつ 2020 年度燃費基準+30%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+35%以上達成） } 標準税率 より概ね 50%軽減
	★★★★かつ 2020 年度燃費基準達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+15%以上達成） } 標準税率 より概ね 25%軽減		★★★★かつ 2020 年度燃費基準+10%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+15%以上達成） } 標準税率 より概ね 25%軽減
軽四輪等に対する経年車重課の導入			※ 令和元年度・2 年度新車新規登録分は平成 30 年度新車新規登録分と同様の措置
	最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪等 } 標準税率 より概ね 20%重課		

- (注)
- 1 経年車重課の導入については、平成 26 年度改正によるものである。
 - 2 グリーン化特例（軽課）の導入については、平成 27 年度改正によるものである。
 - 3 平成 28 年度欄において、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車、平成 30 年度欄については、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車。
 - 4 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

令和4年度	8
<p>令和3年度・4年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税種別割を軽減。</p> <p>電気軽自動車 } 標準税率より 天然ガス軽自動車 } 概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ2030年度 } 標準税率より 燃費基準90%達成 } 概ね50%軽減 (営業用乗用車)</p> <p>★★★★かつ2030年度 } 標準税率より 燃費基準70%達成 } 概ね25%軽減 (営業用乗用車)</p> <p>※ 令和5年度・6年度の新規取得分は令和4年度の新規取得分と同様の措置</p>	<p>令和7年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税種別割を軽減。</p> <p>電気軽自動車 } 標準税率より 天然ガス軽自動車 } 概ね75%軽減</p> <p>★★★★かつ2030年度 } 標準税率より 燃費基準90%達成 } 概ね50%軽減 (営業用乗用車)</p>

- (注) 5 令和4年度欄について、自家用乗用車の電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に係る軽減措置は、令和元年度改正によるもの、それ以外は、令和3年度改正によるものである。
- 6 令和4年度・令和8年度欄については、★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車。
- 7 令和8年度欄については、令和5年度改正によるものである。

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38	39	42	60
税 率 等		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%	税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円

年度 項目	平成9年度	11	15	18
税 率 等	平成9年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円	平成11年5月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円

年度 項目	平成30年度	令和元年度	2	3
税 率 等	平成30年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円 ----- 平成30年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円	令和元年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき5,692円	令和2年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,122円	令和3年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,552円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
 2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。
 3 平成30年度欄（下段）については、平成30年度改正によるものである。
 4 令和元年度欄については、平成30年度改正によるものである。
 5 令和2年度欄については、平成30年度改正によるものである。
 6 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年度改正）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、平成30年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成30年10月1日から令和4年10月1日までに段階的に移行することとされた。

※軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年度改正）について

軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこをいう。）について、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、令和2年度改正において、当該軽量な葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する方法に、令和2年10月1日から令和3年10月1日までに段階的に移行することとされた。

61	62	63	平成元年度
税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき 350円 [ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき290円を加算。]	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 ----- 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円

22	25	28	29
平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円	平成28年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,925円	平成29年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税率等	税率 10%	免税点制度が 創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税率等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4%	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2%	電気税 免税点 2,400円 (6月以降)
	ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	ガス税 税率 3%	ガス税 税率 2% (昭和52年1月以降)	ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

6. 木材引取税（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税率等	税率 価格 5%	課税標準を容積とすることが できることとされた。	税率 価格 4%	税率 価格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800 円	免税点 電気 月 500 円 ガス 月 1,000 円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600 円 ガス 月 1,200 円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700 円 ガス 月 1,400 円	免税点 電気 月 800 円 ガス 月 1,600 円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000 円 ガス 月 2,000 円

53	54	55	57	平成元年度
		電気税 免税点 3,600 円 (5 月以降)		電気税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止
ガス税 免税点 6,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 7,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 10,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 12,000 円 (6 月以降)	ガス税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止

7. 入湯税

年度 項目	昭和 25 年度	28	32	46	50	52
税率	税率 1 人 1 日 10 円	税率 1 人 1 日 20 円	目的税と された。	税率 1 人 1 日 40 円	税率 1 人 1 日 100 円	税率 1 人 1 日 150 円 (53 年 1 月以降)

8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45	47	48
税 率 等		都市計画税が創設された。 税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和47年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和48年度から、B農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 63 年度	平成 3 年度	4	6
税 率 等	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)	(1) 小規模住宅用地（200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地）の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。 (2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。 (3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた（一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた）。 (4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。 (注 2)

年度 項目	平成 13 年度	15	16	17
税 率 等	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。	固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。
2 平成 6 年度欄（(3)の（ ）内を除く）については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

51	53	54	57	60
昭和 51 年度から昭和 53 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3% に引き上げられた。	昭和 54 年度から昭和 56 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

7	8	9	10
地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (3) 農地（特例市街化区域農地を除く。） 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。

18	21	24	27	30	令和 3 年度
固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。

(都市計画税つづき)

年度 項目	令和4年度	6 (改正案による)
税 率 等	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。

9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	31	34	37	38
標準課税 総額等		国民健康保険税 が創設された。	課税限度額が 1万5千円から 3万円に引き上 げられた。	課税限度額が 5万円に引き上 げられた。	標準課税総額が療養給付 費の見込額から一部負担 金の総額の見込額を控除 した額の90%とされた。	標準課税総額が 80%とされた。	標準課税総額が 75%とされた。 低所得世帯の国 民健康保険税を 減額することと された。

年度 項目	昭和 57 年度	58	59	60
標準課税 総額等	課税限度額が 27万円に引き 上げられた。	課税限度額が28万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の 総額の見込額から療養の給付についての一部負 担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要す る費用の額から当該費用に係る国の負担金の見 込額を控除した額	課税限度額が 35万円に引き 上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療 養費及び療養費の支給に要する費用の総額 の見込額から療養の給付についての一部負担金 の総額の見込額を控除した額の75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要 する費用の額から当該費用に係る国の負担金 の見込額を控除した額

年度 項目	平成 7 年度	9	12	15	18	19	20
標準課税 総額等	課税限度額が 52万円に引き 上げられた。	課税限度額が 53万円に引き 上げられた。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額及び介 護納付金課税額の合算 額とされ、課税限度額 がそれぞれ53万円、7 万円とされた。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が8万円に 引き上げられ た。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が9万円に 引き上げられ た。	基礎課税額に 係る課税限度 額が56万円に 引き上げられ た。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額、後期 高齢者支援金等課税額 及び介護納付金課税額 の合算額とされ、基礎 課税額に係る課税限度 額が47万円、後期高 齢者支援金等課税額に 係る課税限度額が12 万円とされた。

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第77号による改正に係るものである。
 2 平成12年度欄の前段の改正については、平成9年法律第124号による改正に係るものである。
 3 平成20年度欄の前段の改正については、平成18年法律第83号による改正に係るものである。

43	46	49	51	52	53	54	55	56
標準課税総額が65%とされた。	課税限度額が8万円に引き上げられた。	課税限度額が12万円に引き上げられた。	課税限度額が15万円に引き上げられた。	課税限度額が17万円に引き上げられた。	課税限度額が19万円に引き上げられた。	課税限度額が22万円に引き上げられた。	課税限度額が24万円に引き上げられた。	課税限度額が26万円に引き上げられた。

61	62	63	平成元年度	3	4	5	6
課税限度額が37万円に引き上げられた。	課税限度額が39万円に引き上げられた。	課税限度額が40万円に引き上げられた。	課税限度額が42万円に引き上げられた。	課税限度額が44万円に引き上げられた。	課税限度額が46万円に引き上げられた。	課税限度額が50万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

21	22	23	26	27	28
介護納付金課税額に係る課税限度額が10万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が50万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が51万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が12万円に引き上げられた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が52万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が17万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が54万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が19万円に引き上げられた。

年度 項目	平成 30 年度
標準課税総額等	<p>基礎課税額に係る課税限度額が 58 万円に引き上げられた。</p> <p>標準基礎課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 国民健康保険法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 保険事業に要する費用の額 その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額 <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第七十四条の規定による補助金の額 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 国民健康保険法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金の額 その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額 <p>標準後期高齢者支援金等課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額</p> <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額 <p>標準介護納付金課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額</p> <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

年度 項目	令和元年度	2	4	5	6 (改正案による)
標準課税総額等	基礎課税額に係る課税限度額が 61 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 63 万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が 17 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 65 万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 20 万円に引き上げられた。 未就学児に係る国民健康保険税を減額することとされた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 22 万円に引き上げられた。 産前産後期間に係る国民健康保険税を減額することとされた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 24 万円に引き上げられた。

- (注) 1 平成 30 年度欄については、平成 29 年法律第 2 号による改正に係るものである。
2 令和 5 年度欄の後段の改正については、令和 5 年法律第 31 号による改正に係るものである。
3 令和 6 年度欄については、令和 6 年度改正案によるものである。

10. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	37	44	48
税 率 等	<p>鉱 産 税 税率 1%</p> <p>水利地益税 共同施設税 広 告 税 税率 10%</p> <p>10~50 円</p> <p>接 客 人 税 1 人 月 額 100 円</p>	<p>広告税及び接客人税は 廃止された。</p>	<p>鉱産税 軽減税率の創設 月 200 万円以下 0.7%</p>	<p>宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。</p>	<p>特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4%</p> <p>取得分 3%</p>

年度 項目	昭和 60 年度	61	63	平成 2 年度
税 率 等	<p>特別土地保有税 (1) 昭和 44 年 1 月 1 日から昭和 57 年 3 月 31 日までの間に取得 された市街化区域内の土地を 除き、保有期間 10 年を超える 土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、昭和 63 年 3 月 31 日まで 3 年間に限り延長された。</p>	<p>事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 600 円</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成 2 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長されるととも に、昭和 63 年 4 月 1 日以後に 取得される土地について免税 点が 330 ㎡（特別区及び指定 都市の区の区域にあっては 200 ㎡）に引き下げられた。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成 4 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長された。</p>

年度 項目	平成 4 年度	5	6	9
税 率 等	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成 5 年 3 月 31 日まで 1 年間に 限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成 6 年 3 月 31 日まで 1 年間に 限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例の対象となる 土地の取得期限が、平成 5 年 12 月 31 日とされた。</p>	<p>特別土地保有税 三大都市圏の特定市において、 恒久的な建物、構築物等の用に供 する土地その他の施設用地に係る 免除制度の対象から、青空駐車 場、資材置場等の用に供する土地 を時限的に除外する措置につい ては、当該市の条例によりこれを適 用しないこととすることができる こととされた。</p>

(その他の税目つづき)

年度 項目	平成 13 年度	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を 2 年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1 回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2 年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成 13 年 4 月 1 日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税 平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。</p> <p>事業所税 新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。</p>

18 都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（令和4年度）

都道府県	歳入総額		税収入			地方譲与税		地方交付税	
	金額 A (百万円)	金額 B (百万円)	B/A (%)	金額 C (百万円)	C/A (%)	金額 D (百万円)	D/A (%)		
北海道	3,094,655	757,894	24.5	110,792	3.6	656,172	21.2		
青森県	798,601	182,089	22.8	26,013	3.3	228,480	28.6		
岩手県	879,040	168,826	19.2	26,348	3.0	230,301	26.2		
宮城県	1,134,876	351,328	31.0	45,812	4.0	157,623	13.9		
秋田県	658,765	128,793	19.6	20,799	3.2	206,624	31.4		
山形県	716,149	146,824	20.5	22,948	3.2	191,068	26.7		
福島県	1,344,287	298,172	22.2	38,754	2.9	243,719	18.1		
茨城県	1,340,774	475,095	35.4	57,904	4.3	205,077	15.3		
栃木県	1,010,320	317,898	31.5	39,494	3.9	144,824	14.3		
群馬県	992,573	313,467	31.6	39,320	4.0	150,750	15.2		
埼玉県	2,285,623	1,020,723	44.7	142,304	6.2	247,911	10.8		
千葉県	2,240,426	942,224	42.1	122,111	5.5	213,898	9.5		
東京都	9,755,045	6,186,896	63.4	63,788	0.7	-	-		
神奈川県	2,539,156	1,329,621	52.4	176,225	6.9	141,193	5.6		
新潟県	1,193,391	318,980	26.7	45,562	3.8	262,799	22.0		
富山県	643,087	170,733	26.5	21,558	3.4	148,940	23.2		
石川県	649,453	185,191	28.5	23,406	3.6	142,607	22.0		
福井県	554,078	145,214	26.2	16,120	2.9	140,704	25.4		
山梨県	613,385	131,446	21.4	16,707	2.7	151,137	24.6		
長野県	1,180,398	318,859	27.0	42,424	3.6	218,391	18.5		
岐阜県	981,072	302,945	30.9	40,695	4.1	196,669	20.0		
静岡県	1,384,632	582,859	42.1	71,188	5.1	184,828	13.3		
愛知県	2,924,786	1,389,013	47.5	147,287	5.0	133,113	4.6		
三重県	867,829	298,854	34.4	36,233	4.2	163,147	18.8		
滋賀県	683,731	224,245	32.8	28,508	4.2	139,499	20.4		
京都府	1,172,281	375,081	32.0	50,305	4.3	190,664	16.3		
大阪府	3,942,613	1,455,219	36.9	170,066	4.3	312,117	7.9		
兵庫県	2,683,182	805,043	30.0	107,220	4.0	350,363	13.1		
奈良県	603,570	166,179	27.5	26,599	4.4	180,067	29.8		
和歌山県	662,895	124,818	18.8	19,423	2.9	191,581	28.9		
鳥取県	405,728	73,632	18.1	12,118	3.0	149,287	36.8		
島根県	599,894	92,762	15.5	15,049	2.5	193,205	32.2		
岡山県	802,009	275,034	34.3	38,320	4.8	176,984	22.1		
広島県	1,221,699	408,278	33.4	55,989	4.6	200,582	16.4		
山口県	776,772	202,727	26.1	28,038	3.6	190,133	24.5		
徳島県	563,619	103,405	18.3	15,303	2.7	161,190	28.6		
香川県	515,593	146,612	28.4	19,347	3.8	129,684	25.2		
愛媛県	734,178	192,500	26.2	27,851	3.8	185,084	25.2		
高知県	496,689	90,032	18.1	15,238	3.1	185,846	37.4		
福岡県	2,277,786	734,299	32.2	100,806	4.4	293,949	12.9		
佐賀県	613,699	118,994	19.4	16,732	2.7	159,157	25.9		
長崎県	802,101	164,660	20.5	26,566	3.3	237,486	29.6		
熊本県	1,028,620	224,737	21.8	35,458	3.4	233,540	22.7		
大分県	736,303	155,940	21.2	23,758	3.2	187,802	25.5		
宮崎県	722,275	143,712	19.9	22,602	3.1	197,310	27.3		
鹿児島県	975,815	204,328	20.9	33,306	3.4	288,627	29.6		
沖縄県	932,267	184,205	19.8	28,504	3.1	235,677	25.3		
合計	63,735,722	23,130,385	36.3	2,310,899	3.6	9,529,810	15.0		

- (注) 1 人口は、令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
3 この調は決算額による。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
4 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳入 総 額	人 口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
755,256	24.4	272,984	8.8	541,557	17.5	49	41	1,195,955	51	北海道
183,892	23.0	49,294	6.2	128,833	16.1	13	10	346,170	15	青森県
170,001	19.3	60,984	6.9	222,580	25.3	14	9	354,182	15	岩手県
240,797	21.2	79,034	7.0	260,282	22.9	18	18	395,525	17	宮城県
129,071	19.6	72,960	11.1	100,518	15.3	10	8	299,187	13	秋田県
137,164	19.2	64,289	9.0	153,856	21.5	11	8	299,028	13	山形県
324,675	24.2	139,039	10.3	299,928	22.3	21	15	425,616	18	福島県
271,939	20.3	116,504	8.7	214,255	16.0	21	23	544,883	23	茨城県
201,289	19.9	82,811	8.2	224,004	22.2	16	15	375,601	16	栃木県
211,554	21.3	67,763	6.8	209,719	21.1	16	15	378,143	16	群馬県
456,797	20.0	212,157	9.3	205,731	9.0	36	59	1,006,616	43	埼玉県
416,327	18.6	149,212	6.7	396,654	17.7	35	50	889,232	38	千葉県
1,258,541	12.9	238,695	2.4	2,007,125	20.6	153	110	2,084,988	89	東京都
458,616	18.1	162,314	6.4	271,187	10.7	40	73	1,043,650	45	神奈川県
243,618	20.4	106,515	8.9	215,917	18.1	19	17	480,507	20	新潟県
110,097	17.1	54,945	8.5	136,814	21.3	10	8	270,503	12	富山県
149,537	23.0	57,923	8.9	90,789	14.0	10	9	272,201	12	石川県
120,442	21.7	64,126	11.6	67,472	12.2	9	6	233,943	10	福井県
132,204	21.6	49,542	8.1	132,349	21.6	10	6	242,412	10	山梨県
253,020	21.4	103,521	8.8	244,183	20.7	19	16	446,177	19	長野県
217,249	22.1	119,024	12.1	104,490	10.7	15	16	416,518	18	岐阜県
298,942	21.6	147,625	10.7	99,190	7.2	22	29	583,082	25	静岡県
565,331	19.3	283,460	9.7	406,582	13.9	46	60	1,056,846	45	愛知県
191,284	22.0	94,812	10.9	83,499	9.6	14	14	375,591	16	三重県
154,207	22.6	57,194	8.4	80,078	11.7	11	11	297,114	13	滋賀県
262,918	22.4	78,114	6.7	215,199	18.4	18	20	447,631	19	京都府
860,264	21.8	122,914	3.1	1,022,033	25.9	62	70	1,294,960	55	大阪府
437,132	16.3	193,055	7.2	790,369	29.5	42	44	912,822	39	兵庫県
143,265	23.7	45,079	7.5	42,381	7.0	9	11	302,483	13	奈良県
144,502	21.8	73,771	11.1	108,800	16.4	10	7	280,075	12	和歌山県
100,934	24.9	34,487	8.5	35,270	8.7	6	4	202,109	9	鳥取県
127,772	21.3	53,150	8.9	117,956	19.7	9	5	258,153	11	島根県
145,506	18.1	55,728	6.9	110,437	13.8	13	15	366,972	16	岡山県
254,673	20.8	112,890	9.2	189,287	15.5	19	22	482,089	21	広島県
152,688	19.7	51,468	6.6	151,718	19.5	12	11	333,813	14	山口県
108,875	19.3	45,301	8.0	129,545	23.0	9	6	236,063	10	徳島県
100,876	19.6	29,482	5.7	89,592	17.4	8	8	236,344	10	香川県
145,501	19.8	53,304	7.3	129,938	17.7	12	11	322,942	14	愛媛県
114,266	23.0	56,488	11.4	34,819	7.0	8	5	251,347	11	高知県
434,893	19.1	192,503	8.5	521,336	22.9	36	41	808,048	34	福岡県
122,856	20.0	76,876	12.5	119,084	19.4	10	6	241,576	10	佐賀県
205,841	25.7	67,641	8.4	99,907	12.5	13	10	355,944	15	長崎県
263,530	25.6	96,373	9.4	174,982	17.0	16	14	387,077	17	熊本県
166,915	22.7	66,662	9.1	135,226	18.4	12	9	300,263	13	大分県
162,662	22.5	64,175	8.9	131,814	18.2	11	9	301,723	13	宮崎県
259,508	26.6	78,310	8.0	111,736	11.5	15	13	439,923	19	鹿児島県
303,101	32.5	32,254	3.5	148,526	15.9	15	12	365,855	16	沖縄県
12,670,324	19.9	4,586,748	7.2	11,507,556	18.1	1,000	1,000	23,441,876	1,000	合 計

19 道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（令和4年度）

都道府県			道府県税 (百万円)	市町村税 (百万円)	地方税 (百万円)
北	海	道	757,894	784,973	1,542,866
青	森	県	182,089	153,278	335,366
岩	手	県	168,826	160,879	329,705
宮	城	県	351,328	385,990	737,318
秋	田	県	128,793	114,811	243,605
山	形	県	146,824	138,830	285,654
福	島	県	298,172	280,370	578,542
茨	城	県	475,095	455,842	930,938
栃	木	県	317,898	322,035	639,933
群	馬	県	313,467	316,252	629,720
埼	玉	県	1,020,723	1,212,394	2,233,117
千	葉	県	942,224	1,072,741	2,014,965
東	京	都	3,791,669	4,369,696	8,161,365
神	奈	川	1,329,621	1,934,219	3,263,839
新	潟	県	318,980	339,509	658,489
富	山	県	170,733	173,703	344,436
石	川	県	185,191	183,645	368,836
福	井	県	145,214	133,139	278,353
山	梨	県	131,446	126,510	257,956
長	野	県	318,859	308,590	627,449
岐	阜	県	302,945	306,840	609,785
静	岡	県	582,859	668,414	1,251,273
愛	知	県	1,389,013	1,601,742	2,990,755
三	重	県	298,854	293,657	592,511
滋	賀	県	224,245	232,874	457,119
京	都	府	375,081	471,862	846,943
大	阪	府	1,455,219	1,748,457	3,203,676
兵	庫	県	805,043	966,674	1,771,717
奈	良	県	166,179	173,255	339,434
和	歌	山	124,818	128,254	253,072
鳥	取	県	73,632	68,223	141,855
島	根	県	92,762	88,355	181,117
岡	山	県	275,034	314,024	589,059
広	島	県	408,278	493,141	901,418
山	口	県	202,727	202,842	405,568
徳	島	県	103,405	102,089	205,494
香	川	県	146,612	136,979	283,591
愛	媛	県	192,500	186,929	379,429
高	知	県	90,032	85,788	175,820
福	岡	県	734,299	858,618	1,592,917
佐	賀	県	118,994	107,491	226,485
長	崎	県	164,660	162,321	326,981
熊	本	県	224,737	246,956	471,694
大	分	県	155,940	159,279	315,219
宮	崎	県	143,712	139,375	283,088
鹿	児	島	204,328	209,183	413,512
沖	縄	県	184,205	195,966	380,172
合		計	20,735,158	23,316,999	44,052,157

- (注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除して市町村税とした。
3 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
4 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ

人口 1 人 当 た り の 税 額						都 道 府 県		
道 府 県 税		市 町 村 税		地 方 税				
税 額 (円)	指 数	税 額 (円)	指 数	税 額 (円)	指 数			
147,453	89.2	152,721	82.1	300,174	85.5	北 海 道		
148,583	89.9	125,074	67.3	273,658	77.9	青 森 県		
141,910	85.8	135,230	72.7	277,140	78.9	岩 手 県		
155,629	94.1	170,983	92.0	326,612	93.0	宮 城 県		
136,866	82.8	122,007	65.6	258,873	73.7	秋 田 県		
140,852	85.2	133,184	71.6	274,036	78.0	山 形 県		
163,958	99.2	154,170	82.9	318,128	90.6	福 島 県		
164,975	99.8	158,289	85.1	323,264	92.0	茨 城 県		
164,762	99.7	166,906	89.8	331,669	94.4	栃 木 県		
162,336	98.2	163,779	88.1	326,115	92.8	群 馬 県		
138,290	83.6	164,258	88.4	302,548	86.1	埼 玉 県		
149,321	90.3	170,004	91.4	319,325	90.9	千 葉 県		
273,932	165.7	315,692	169.8	589,623	167.9	東 京 都		
144,336	87.3	209,967	112.9	354,303	100.9	神 奈 川 県		
147,409	89.2	156,896	84.4	304,306	86.6	新 潟 県		
166,012	100.4	168,899	90.8	334,911	95.3	富 山 県		
165,748	100.3	164,365	88.4	330,113	94.0	石 川 県		
191,127	115.6	175,235	94.3	366,362	104.3	福 井 県		
161,756	97.8	155,683	83.7	317,439	90.4	山 梨 県		
156,013	94.4	150,988	81.2	307,002	87.4	長 野 県		
152,825	92.4	154,790	83.3	307,616	87.6	岐 阜 県		
160,400	97.0	183,945	98.9	344,345	98.0	静 岡 県		
184,889	111.8	213,204	114.7	398,093	113.3	愛 知 県		
168,613	102.0	165,681	89.1	334,294	95.2	三 重 県		
158,591	95.9	164,693	88.6	323,284	92.0	滋 賀 県		
149,956	90.7	188,649	101.5	338,605	96.4	京 都 府		
165,659	100.2	199,041	107.1	364,700	103.8	大 阪 府		
147,447	89.2	177,051	95.2	324,498	92.4	兵 庫 県		
125,381	75.8	130,721	70.3	256,102	72.9	奈 良 県		
135,015	81.7	138,733	74.6	273,748	77.9	和 歌 山 県		
134,719	81.5	124,824	67.1	259,543	73.9	鳥 取 県		
140,802	85.2	134,114	72.1	274,916	78.3	島 根 県		
147,434	89.2	168,334	90.5	315,768	89.9	岡 山 県		
147,360	89.1	177,989	95.7	325,349	92.6	広 島 県		
152,861	92.5	152,948	82.3	305,808	87.1	山 口 県		
143,842	87.0	142,012	76.4	285,854	81.4	徳 島 県		
153,234	92.7	143,165	77.0	296,399	84.4	香 川 県		
145,044	87.7	140,846	75.8	285,890	81.4	愛 媛 県		
131,441	79.5	125,244	67.4	256,685	73.1	高 知 県		
143,841	87.0	168,194	90.5	312,036	88.8	福 岡 県		
147,475	89.2	133,219	71.7	280,694	79.9	佐 賀 県		
126,074	76.3	124,283	66.8	250,357	71.3	長 崎 県		
129,312	78.2	142,097	76.4	271,409	77.3	熊 本 県		
138,796	84.0	141,767	76.3	280,563	79.9	大 分 県		
134,457	81.3	130,399	70.1	264,856	75.4	宮 崎 県		
128,371	77.6	131,421	70.7	259,793	74.0	鹿 児 島 県		
124,000	75.0	131,917	71.0	255,917	72.9	沖 縄 県		
165,330	100.0	185,916	100.0	351,246	100.0	合 計		

フ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

20 道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）（令和4年度）

都道府県	道府県民税								
	個人			法人			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指数	税額(円)		指数	税額(円)		指数	
北海道	145,039	28,218	70.2	13,143	2,557	61.0	158,181	30,775	69.4
青森県	34,714	28,326	70.5	2,517	2,054	49.0	37,231	30,380	68.5
岩手県	36,998	31,099	77.4	3,373	2,835	67.7	40,370	33,934	76.5
宮城県	63,187	27,990	69.7	9,178	4,066	97.1	72,364	32,055	72.3
秋田県	26,686	28,358	70.6	2,363	2,511	59.9	29,048	30,869	69.6
山形県	32,950	31,610	78.7	2,655	2,547	60.8	35,605	34,156	77.0
福島県	62,734	34,496	85.9	5,510	3,030	72.3	68,244	37,526	84.6
茨城県	115,100	39,968	99.5	9,147	3,176	75.8	124,247	43,144	97.3
栃木県	76,937	39,875	99.3	6,325	3,278	78.3	83,262	43,154	97.3
群馬県	73,759	38,198	95.1	7,179	3,718	88.8	80,938	41,916	94.5
埼玉県	303,710	41,147	102.4	16,598	2,249	53.7	320,308	43,396	97.8
千葉県	277,623	43,997	109.5	14,575	2,310	55.1	292,198	46,307	104.4
東京都	1,049,085	75,792	188.7	163,629	11,821	282.2	1,212,713	87,613	197.5
神奈川県	354,562	38,489	95.8	25,686	2,788	66.6	380,248	41,277	93.0
新潟県	59,317	27,412	68.2	5,995	2,771	66.1	65,312	30,183	68.0
富山県	40,927	39,795	99.1	3,680	3,579	85.4	44,607	43,373	97.8
石川県	43,978	39,361	98.0	3,796	3,397	81.1	47,774	42,759	96.4
福井県	29,824	39,254	97.7	2,711	3,569	85.2	32,535	42,822	96.5
山梨県	31,088	38,257	95.2	3,156	3,884	92.7	34,245	42,141	95.0
長野県	75,430	36,907	91.9	6,455	3,158	75.4	81,885	40,065	90.3
岐阜県	77,493	39,093	97.3	5,760	2,906	69.4	83,253	41,998	94.7
静岡県	123,926	34,104	84.9	9,181	2,527	60.3	133,107	36,631	82.6
愛知県	319,175	42,485	105.7	39,484	5,256	125.5	358,659	47,740	107.6
三重県	72,276	40,778	101.5	5,653	3,189	76.1	77,929	43,967	99.1
滋賀県	58,171	41,140	102.4	5,228	3,697	88.3	63,400	44,837	101.1
京都府	77,815	31,110	77.4	10,584	4,231	101.0	88,399	35,342	79.7
大阪府	313,285	35,664	88.8	49,674	5,655	135.0	362,959	41,319	93.1
兵庫県	215,531	39,475	98.3	14,259	2,612	62.4	229,790	42,087	94.9
奈良県	53,801	40,593	101.0	2,543	1,919	45.8	56,344	42,512	95.8
和歌山県	31,305	33,862	84.3	2,288	2,475	59.1	33,593	36,337	81.9
鳥取県	17,119	31,322	78.0	1,402	2,565	61.2	18,521	33,886	76.4
島根県	21,405	32,491	80.9	1,891	2,871	68.5	23,297	35,362	79.7
岡山県	55,241	29,612	73.7	6,109	3,275	78.2	61,350	32,887	74.1
広島県	87,327	31,519	78.5	8,821	3,184	76.0	96,148	34,703	78.2
山口県	48,837	36,824	91.7	4,189	3,159	75.4	53,026	39,983	90.1
徳島県	25,239	35,109	87.4	2,331	3,243	77.4	27,570	38,351	86.4
香川県	35,059	36,642	91.2	3,483	3,640	86.9	38,541	40,282	90.8
愛媛県	43,762	32,973	82.1	4,202	3,166	75.6	47,963	36,139	81.5
高知県	22,113	32,284	80.4	1,555	2,270	54.2	23,669	34,554	77.9
福岡県	142,796	27,972	69.6	16,468	3,226	77.0	159,264	31,198	70.3
佐賀県	25,288	31,340	78.0	2,312	2,866	68.4	27,600	34,206	77.1
長崎県	39,739	30,427	75.7	2,869	2,197	52.4	42,608	32,623	73.5
熊本県	41,741	24,017	59.8	4,828	2,778	66.3	46,569	26,796	60.4
大分県	35,052	31,198	77.7	3,002	2,672	63.8	38,054	33,870	76.3
宮崎県	31,057	29,057	72.3	2,693	2,520	60.2	33,750	31,577	71.2
鹿児島県	46,036	28,923	72.0	3,531	2,218	52.9	49,567	31,141	70.2
沖縄県	44,407	29,893	74.4	3,383	2,277	54.4	47,790	32,171	72.5
合計	5,038,642	40,175	100.0	525,394	4,189	100.0	5,564,037	44,364	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除した。
 3 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。
 4 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡

事業税									都道府県
個人			法人			計			
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
5,794	1,127	54.3	142,456	27,716	66.3	148,250	28,843	65.8	北海道
1,055	861	41.5	26,706	21,792	52.2	27,761	22,653	51.7	青森県
1,131	951	45.8	28,723	24,144	57.8	29,855	25,095	57.2	岩手県
3,367	1,491	71.9	86,674	38,394	91.9	90,040	39,885	90.9	宮城県
863	917	44.2	22,447	23,854	57.1	23,310	24,771	56.5	秋田県
1,179	1,131	54.5	25,429	24,395	58.4	26,608	25,526	58.2	山形県
2,017	1,109	53.4	62,664	34,458	82.5	64,681	35,567	81.1	福島県
3,703	1,286	62.0	103,452	35,923	86.0	107,155	37,209	84.8	茨城県
2,461	1,276	61.5	64,054	33,198	79.5	66,515	34,474	78.6	栃木県
2,486	1,287	62.0	66,612	34,497	82.6	69,098	35,784	81.6	群馬県
17,376	2,354	113.4	169,243	22,929	54.9	186,619	25,284	57.7	埼玉県
11,399	1,806	87.0	162,339	25,727	61.6	173,737	27,533	62.8	千葉県
68,181	4,926	237.4	1,476,795	106,692	255.4	1,544,976	111,618	254.5	東京都
23,842	2,588	124.7	304,104	33,012	79.0	327,946	35,600	81.2	神奈川県
2,397	1,108	53.4	66,766	30,854	73.8	69,163	31,962	72.9	新潟県
1,329	1,293	62.3	38,695	37,625	90.1	40,025	38,918	88.7	富山県
1,729	1,548	74.6	41,456	37,104	88.8	43,185	38,651	88.1	石川県
1,184	1,559	75.1	34,758	45,748	109.5	35,942	47,307	107.9	福井県
1,210	1,489	71.8	29,815	36,690	87.8	31,025	38,179	87.1	山梨県
2,316	1,133	54.6	67,357	32,957	78.9	69,673	34,090	77.7	長野県
3,321	1,675	80.7	57,024	28,767	68.9	60,345	30,442	69.4	岐阜県
6,109	1,681	81.0	142,829	39,306	94.1	148,938	40,987	93.5	静岡県
17,131	2,280	109.9	398,784	53,081	127.0	415,915	55,362	126.2	愛知県
2,648	1,494	72.0	66,059	37,271	89.2	68,708	38,765	88.4	三重県
1,767	1,249	60.2	54,206	38,336	91.8	55,973	39,585	90.3	滋賀県
5,143	2,056	99.1	101,319	40,507	97.0	106,462	42,563	97.1	京都府
22,201	2,527	121.8	444,929	50,650	121.2	467,130	53,177	121.3	大阪府
9,618	1,762	84.9	171,638	31,436	75.2	181,257	33,198	75.7	兵庫県
1,485	1,121	54.0	22,840	17,233	41.2	24,326	18,354	41.9	奈良県
1,198	1,296	62.5	22,240	24,057	57.6	23,438	25,353	57.8	和歌山県
572	1,046	50.4	13,468	24,642	59.0	14,040	25,688	58.6	鳥取県
751	1,140	54.9	18,614	28,254	67.6	19,365	29,395	67.0	島根県
2,160	1,158	55.8	61,081	32,743	78.4	63,241	33,901	77.3	岡山県
4,425	1,597	77.0	98,341	35,494	85.0	102,766	37,091	84.6	広島県
1,635	1,233	59.4	44,921	33,872	81.1	46,556	35,104	80.0	山口県
631	878	42.3	21,983	30,579	73.2	22,614	31,457	71.7	徳島県
943	986	47.5	31,888	33,328	79.8	32,831	34,314	78.2	香川県
1,424	1,073	51.7	42,987	32,389	77.5	44,410	33,462	76.3	愛媛県
875	1,277	61.5	14,978	21,867	52.3	15,853	23,144	52.8	高知県
9,627	1,886	90.9	172,422	33,776	80.8	182,049	35,662	81.3	福岡県
1,057	1,310	63.1	22,992	28,495	68.2	24,048	29,804	68.0	佐賀県
1,490	1,141	55.0	27,676	21,190	50.7	29,166	22,331	50.9	長崎県
1,933	1,112	53.6	44,377	25,534	61.1	46,310	26,646	60.8	熊本県
1,173	1,044	50.3	29,290	26,070	62.4	30,463	27,113	61.8	大分県
1,278	1,196	57.6	26,424	24,722	59.2	27,702	25,917	59.1	宮崎県
1,520	955	46.0	34,306	21,553	51.6	35,826	22,508	51.3	鹿児島県
3,103	2,089	100.7	31,916	21,485	51.4	35,019	23,574	53.8	沖縄県
260,237	2,075	100.0	5,240,080	41,781	100.0	5,500,316	43,856	100.0	合計

所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

6 軽油引取税については、旧法による税（目的税分）を含む。

7 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）（令和4年度）

都道府県	地方消費税			不動産取得税			道府県たばこ税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	285,175	55,482	108.5	16,640	3,237	97.0	7,750	1,508	125.8
青森県	62,897	51,323	100.3	1,851	1,511	45.3	1,784	1,456	121.4
岩手県	61,772	51,924	101.5	2,843	2,390	71.6	1,523	1,280	106.8
宮城県	118,124	52,326	102.3	7,409	3,282	98.4	2,999	1,328	110.8
秋田県	50,163	53,307	104.2	1,561	1,659	49.7	1,185	1,259	105.0
山形県	55,207	52,962	103.5	2,049	1,966	58.9	1,186	1,138	94.9
福島県	100,049	55,015	107.6	4,050	2,227	66.7	2,590	1,424	118.8
茨城県	144,871	50,306	98.3	5,726	1,988	59.6	3,776	1,311	109.3
栃木県	100,249	51,958	101.6	5,131	2,659	79.7	2,462	1,276	106.4
群馬県	101,198	52,407	102.5	5,862	3,036	91.0	2,356	1,220	101.8
埼玉県	340,579	46,142	90.2	20,415	2,766	82.9	8,219	1,114	92.9
千葉県	325,576	51,596	100.9	19,487	3,088	92.5	7,275	1,153	96.2
東京都	770,814	55,688	108.9	92,255	6,665	199.7	17,023	1,230	102.6
神奈川県	442,263	48,009	93.9	29,684	3,222	96.6	9,827	1,067	89.0
新潟県	117,574	54,334	106.2	4,548	2,102	63.0	2,487	1,149	95.8
富山県	54,026	52,532	102.7	2,287	2,224	66.6	1,156	1,124	93.7
石川県	59,700	53,432	104.5	3,313	2,965	88.9	1,301	1,164	97.1
福井県	38,725	50,969	99.6	2,257	2,970	89.0	892	1,174	97.9
山梨県	41,901	51,564	100.8	1,723	2,120	63.5	1,039	1,279	106.7
長野県	108,785	53,227	104.1	4,953	2,424	72.6	2,217	1,085	90.5
岐阜県	100,640	50,769	99.3	4,394	2,217	66.4	2,114	1,066	88.9
静岡県	188,383	51,842	101.4	10,096	2,779	83.3	4,150	1,142	95.2
愛知県	390,453	51,972	101.6	27,165	3,616	108.4	8,456	1,125	93.8
三重県	93,663	52,845	103.3	3,905	2,203	66.0	2,076	1,171	97.7
滋賀県	66,338	46,916	91.7	3,408	2,410	72.2	1,540	1,089	90.8
京都府	125,268	50,082	97.9	9,550	3,818	114.4	2,660	1,063	88.7
大阪府	440,557	50,152	98.0	36,912	4,202	125.9	11,724	1,335	111.3
兵庫県	261,796	47,949	93.7	17,099	3,132	93.9	5,697	1,043	87.0
奈良県	58,276	43,969	86.0	2,228	1,681	50.4	1,264	954	79.6
和歌山県	46,086	49,851	97.5	1,944	2,103	63.0	1,143	1,236	103.1
鳥取県	27,364	50,067	97.9	870	1,591	47.7	622	1,138	94.9
島根県	33,560	50,941	99.6	1,239	1,880	56.3	681	1,034	86.2
岡山県	95,742	51,323	100.3	4,509	2,417	72.4	2,147	1,151	96.0
広島県	137,499	49,628	97.0	8,430	3,043	91.2	3,084	1,113	92.8
山口県	66,338	50,020	97.8	2,703	2,038	61.1	1,511	1,140	95.1
徳島県	34,444	47,914	93.7	1,678	2,334	69.9	845	1,175	98.0
香川県	48,927	51,137	100.0	1,825	1,907	57.1	1,109	1,159	96.7
愛媛県	67,789	51,077	99.9	2,681	2,020	60.5	1,528	1,152	96.1
高知県	35,841	52,325	102.3	1,091	1,592	47.7	872	1,274	106.3
福岡県	261,086	51,144	100.0	19,113	3,744	112.2	6,611	1,295	108.0
佐賀県	40,090	49,685	97.1	1,890	2,343	70.2	1,081	1,340	111.8
長崎県	67,798	51,910	101.5	2,505	1,918	57.5	1,625	1,244	103.8
熊本県	85,714	49,319	96.4	4,766	2,742	82.2	2,158	1,242	103.6
大分県	58,641	52,194	102.0	2,706	2,408	72.2	1,391	1,238	103.3
宮崎県	54,924	51,387	100.5	2,203	2,061	61.8	1,374	1,286	107.3
鹿児島県	79,806	50,139	98.0	4,104	2,579	77.3	1,917	1,204	100.4
沖縄県	68,471	46,092	90.1	5,423	3,651	109.4	1,995	1,343	112.0
合計	6,415,142	51,151	100.0	418,482	3,337	100.0	150,419	1,199	100.0

ゴルフ場利用税			軽油引取税			鉱区税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
1,489	290	81.5	57,674	11,221	153.0	30	6	300.0	北海道
146	119	33.4	13,228	10,794	147.2	2	2	100.0	青森県
276	232	65.2	13,579	11,414	155.6	18	15	750.0	岩手県
704	312	87.6	24,041	10,650	145.2	2	1	50.0	宮城県
155	165	46.3	9,114	9,685	132.1	9	9	450.0	秋田県
114	110	30.9	9,129	8,757	119.4	2	2	100.0	山形県
540	297	83.4	23,063	12,682	172.9	10	6	300.0	福島県
2,710	941	264.3	32,682	11,349	154.7	4	1	50.0	茨城県
2,300	1,192	334.8	21,322	11,051	150.7	8	4	200.0	栃木県
1,123	582	163.5	16,634	8,614	117.5	2	1	50.0	群馬県
2,261	306	86.0	51,029	6,914	94.3	5	1	50.0	埼玉県
4,442	704	197.8	39,515	6,262	85.4	40	6	300.0	千葉県
663	48	13.5	36,735	2,654	36.2	2	0	0.0	東京都
1,620	176	49.4	39,423	4,279	58.3	-	-	-	神奈川県
485	224	62.9	21,855	10,100	137.7	31	14	700.0	新潟県
278	271	76.1	10,668	10,373	141.4	1	1	50.0	富山県
539	483	135.7	9,742	8,719	118.9	0	0	0.0	石川県
242	319	89.6	7,469	9,830	134.0	2	2	100.0	福井県
811	998	280.3	6,992	8,604	117.3	0	0	0.0	山梨県
820	401	112.6	17,513	8,569	116.8	2	1	50.0	長野県
1,646	830	233.1	16,823	8,487	115.7	16	8	400.0	岐阜県
2,540	699	196.3	37,588	10,344	141.0	4	1	50.0	静岡県
1,450	193	54.2	58,621	7,803	106.4	2	0	0.0	愛知県
1,720	971	272.8	20,956	11,823	161.2	3	2	100.0	三重県
1,068	755	212.1	12,747	9,015	122.9	7	5	250.0	滋賀県
765	306	86.0	14,521	5,806	79.2	1	0	0.0	京都府
1,430	163	45.8	46,504	5,294	72.2	0	0	0.0	大阪府
3,597	659	185.1	38,698	7,088	96.6	10	2	100.0	兵庫県
875	660	185.4	6,566	4,954	67.5	1	1	50.0	奈良県
322	348	97.8	6,432	6,958	94.9	0	0	0.0	和歌山県
108	198	55.6	4,643	8,495	115.8	1	1	50.0	鳥取県
97	148	41.6	4,975	7,551	103.0	1	2	100.0	島根県
662	355	99.7	19,334	10,364	141.3	11	6	300.0	岡山県
717	259	72.8	22,857	8,250	112.5	4	2	100.0	広島県
471	355	99.7	12,933	9,752	133.0	10	8	400.0	山口県
245	341	95.8	5,434	7,559	103.1	1	2	100.0	徳島県
338	354	99.4	9,260	9,678	132.0	0	0	0.0	香川県
353	266	74.7	9,907	7,465	101.8	3	2	100.0	愛媛県
233	340	95.5	4,315	6,300	85.9	7	10	500.0	高知県
1,096	215	60.4	37,895	7,423	101.2	5	1	50.0	福岡県
299	371	104.2	8,957	11,100	151.3	0	0	0.0	佐賀県
314	240	67.4	6,872	5,262	71.7	4	3	150.0	長崎県
627	361	101.4	14,733	8,477	115.6	10	6	300.0	熊本県
333	297	83.4	8,932	7,950	108.4	12	11	550.0	大分県
398	373	104.8	8,780	8,215	112.0	8	7	350.0	宮崎県
403	253	71.1	11,845	7,442	101.5	12	7	350.0	鹿児島県
878	591	166.0	7,268	4,893	66.7	7	5	250.0	沖縄県
44,706	356	100.0	919,807	7,334	100.0	307	2	100.0	合計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）（令和4年度）

都道府県	自動車税								
	環境性能割			種別割			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	5,834	1,135	112.4	75,066	14,605	120.0	80,900	15,740	119.4
青森県	1,152	940	93.1	16,217	13,233	108.7	17,368	14,172	107.5
岩手県	1,051	884	87.5	17,432	14,653	120.4	18,483	15,536	117.8
宮城県	2,164	958	94.9	32,777	14,519	119.3	34,940	15,478	117.4
秋田県	851	904	89.5	13,158	13,983	114.9	14,009	14,887	112.9
山形県	982	942	93.3	15,779	15,137	124.3	16,761	16,079	122.0
福島県	1,621	891	88.2	30,064	16,532	135.8	31,685	17,423	132.2
茨城県	2,943	1,022	101.2	49,681	17,252	141.7	52,624	18,273	138.6
栃木県	2,039	1,057	104.7	34,571	17,918	147.2	36,610	18,974	143.9
群馬県	2,545	1,318	130.5	33,672	17,438	143.2	36,217	18,756	142.3
埼玉県	6,974	945	93.6	84,228	11,411	93.7	91,202	12,356	93.7
千葉県	5,830	924	91.5	74,015	11,730	96.4	79,845	12,654	96.0
東京都	13,482	974	96.4	101,416	7,327	60.2	114,898	8,301	63.0
神奈川県	9,059	983	97.3	89,485	9,714	79.8	98,544	10,697	81.1
新潟県	1,914	884	87.5	30,715	14,194	116.6	32,629	15,079	114.4
富山県	1,040	1,011	100.1	16,627	16,167	132.8	17,667	17,178	130.3
石川県	1,324	1,185	117.3	17,511	15,672	128.7	18,834	16,857	127.9
福井県	857	1,128	111.7	12,031	15,835	130.1	12,888	16,963	128.7
山梨県	823	1,013	100.3	12,865	15,831	130.0	13,688	16,845	127.8
長野県	1,999	978	96.8	30,998	15,167	124.6	32,997	16,145	122.5
岐阜県	2,476	1,249	123.7	31,216	15,747	129.3	33,692	16,996	128.9
静岡県	3,861	1,063	105.2	52,916	14,562	119.6	56,777	15,625	118.5
愛知県	11,106	1,478	146.3	115,150	15,327	125.9	126,256	16,806	127.5
三重県	2,264	1,277	126.4	27,075	15,275	125.5	29,339	16,553	125.6
滋賀県	1,534	1,085	107.4	18,169	12,850	105.6	19,703	13,934	105.7
京都府	2,563	1,025	101.5	24,698	9,874	81.1	27,261	10,899	82.7
大阪府	8,850	1,008	99.8	77,914	8,870	72.9	86,764	9,877	74.9
兵庫県	6,010	1,101	109.0	60,993	11,171	91.8	67,004	12,272	93.1
奈良県	1,222	922	91.3	14,877	11,225	92.2	16,100	12,147	92.1
和歌山県	853	923	91.4	10,975	11,871	97.5	11,828	12,795	97.0
鳥取県	504	922	91.3	6,942	12,701	104.3	7,446	13,623	103.3
島根県	537	816	80.8	8,012	12,162	99.9	8,550	12,977	98.4
岡山県	1,888	1,012	100.2	25,587	13,716	112.7	27,474	14,728	111.7
広島県	2,933	1,059	104.9	33,137	11,960	98.2	36,070	13,019	98.7
山口県	1,331	1,004	99.4	17,611	13,279	109.1	18,942	14,283	108.3
徳島県	587	817	80.9	9,974	13,874	114.0	10,561	14,692	111.4
香川県	816	853	84.5	12,946	13,530	111.1	13,762	14,383	109.1
愛媛県	998	752	74.5	15,499	11,678	95.9	16,497	12,430	94.3
高知県	485	708	70.1	7,641	11,155	91.6	8,125	11,862	90.0
福岡県	4,997	979	96.9	60,642	11,879	97.6	65,639	12,858	97.5
佐賀県	585	725	71.8	10,423	12,917	106.1	11,008	13,642	103.5
長崎県	789	604	59.8	12,828	9,822	80.7	13,618	10,426	79.1
熊本県	1,500	863	85.4	22,177	12,761	104.8	23,677	13,623	103.3
大分県	908	808	80.0	14,150	12,594	103.4	15,057	13,402	101.7
宮崎県	767	718	71.1	13,469	12,601	103.5	14,236	13,319	101.0
鹿児島県	1,052	661	65.4	17,959	11,283	92.7	19,011	11,944	90.6
沖縄県	796	536	53.1	15,558	10,473	86.0	16,354	11,009	83.5
合計	126,696	1,010	100.0	1,526,846	12,174	100.0	1,653,542	13,184	100.0

道府県固定資産税			狩 獵 税			その他の道府県税			都 道 府 県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
-	-	-	44	8	133.3	1,762	343	68.1	北 海 道
185	151	431.4	4	3	50.0	19,631	16,019	3,178.4	青 森 県
-	-	-	14	12	200.0	93	78	15.5	岩 手 県
-	-	-	10	5	83.3	694	307	60.9	宮 城 県
-	-	-	2	2	33.3	237	252	50.0	秋 田 県
-	-	-	3	3	50.0	160	153	30.4	山 形 県
2,829	1,556	4,445.7	13	7	116.7	419	230	45.6	福 島 県
-	-	-	35	12	200.0	1,267	440	87.3	茨 城 県
-	-	-	22	11	183.3	17	9	1.8	栃 木 県
-	-	-	17	9	150.0	23	12	2.4	群 馬 県
-	-	-	19	3	50.0	67	9	1.8	埼 玉 県
-	-	-	29	5	83.3	80	0	2.6	千 葉 県
-	-	-	4	0	0.0	1,584	114	22.6	東 京 都
-	-	-	15	2	33.3	52	6	1.2	神 奈 川 県
-	-	-	11	5	83.3	4,885	2,258	448.0	新 潟 県
-	-	-	6	6	100.0	13	13	2.6	富 山 県
-	-	-	10	9	150.0	792	709	140.7	石 川 県
-	-	-	9	12	200.0	14,252	18,758	3,721.8	福 井 県
-	-	-	11	14	233.3	10	12	2.4	山 梨 県
-	-	-	14	7	116.7	0	0	0.0	長 野 県
-	-	-	14	7	116.7	8	4	0.8	岐 阜 県
-	-	-	35	10	166.7	1,240	341	67.7	静 岡 県
1,399	186	531.4	10	1	16.7	627	83	16.5	愛 知 県
-	-	-	19	11	183.3	537	303	60.1	三 重 県
-	-	-	12	8	133.3	51	36	7.1	滋 賀 県
-	-	-	18	7	116.7	177	71	14.1	京 都 府
-	-	-	8	1	16.7	1,230	140	27.8	大 阪 府
-	-	-	36	7	116.7	60	11	2.2	兵 庫 県
-	-	-	11	9	150.0	188	142	28.2	奈 良 県
-	-	-	13	15	250.0	18	19	3.8	和 歌 山 県
-	-	-	6	11	183.3	11	20	4.0	鳥 取 県
-	-	-	12	18	300.0	984	1,494	296.4	島 根 県
-	-	-	17	9	150.0	547	293	58.1	岡 山 県
-	-	-	25	9	150.0	677	244	48.4	広 島 県
-	-	-	12	9	150.0	224	169	33.5	山 口 県
-	-	-	12	17	283.3	-	-	-	徳 島 県
-	-	-	4	4	66.7	14	15	3.0	香 川 県
-	-	-	24	18	300.0	1,344	1,012	200.8	愛 媛 県
-	-	-	19	27	450.0	8	12	2.4	高 知 県
-	-	-	19	4	66.7	1,522	298	59.1	福 岡 県
-	-	-	9	11	183.3	4,012	4,972	986.5	佐 賀 県
-	-	-	8	6	100.0	143	109	21.6	長 崎 県
-	-	-	18	10	166.7	157	90	17.9	熊 本 県
-	-	-	21	18	300.0	331	294	58.3	大 分 県
-	-	-	21	19	316.7	316	296	58.7	宮 崎 県
-	-	-	23	15	250.0	1,812	1,139	226.0	鹿 児 島 県
-	-	-	3	2	33.3	996	671	133.1	沖 縄 県
4,413	35	100.0	719	6	100.0	63,268	504	100.0	合 計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）（令和4年度）

都道府県	道府県税			地方交付税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	757,894	147,453	89.2	656,172	127,662	168.0
青森県	182,089	148,583	89.9	228,480	186,439	245.4
岩手県	168,826	141,910	85.8	230,301	193,584	254.8
宮城県	351,328	155,629	94.1	157,623	69,823	91.9
秋田県	128,793	136,866	82.8	206,624	219,574	289.0
山形県	146,824	140,852	85.2	191,068	183,297	241.2
福島県	298,172	163,958	99.2	243,719	134,016	176.4
茨城県	475,095	164,975	99.8	205,077	71,212	93.7
栃木県	317,898	164,762	99.7	144,824	75,060	98.8
群馬県	313,467	162,336	98.2	150,750	78,070	102.7
埼玉県	1,020,723	138,290	83.6	247,911	33,588	44
千葉県	942,224	149,321	90.3	213,898	33,898	44.6
東京都	3,791,669	273,932	165.7	-	-	-
神奈川県	1,329,621	144,336	87.3	141,193	15,327	20.2
新潟県	318,980	147,409	89.2	262,799	121,446	159.8
富山県	170,733	166,012	100.4	148,940	144,822	190.6
石川県	185,191	165,748	100.3	142,607	127,635	168.0
福井県	145,214	191,127	115.6	140,704	185,191	243.7
山梨県	131,446	161,756	97.8	151,137	185,989	244.8
長野県	318,859	156,013	94.4	218,391	106,856	140.6
岐阜県	302,945	152,825	92.4	196,669	99,213	130.6
静岡県	582,859	160,400	97.0	184,828	50,864	66.9
愛知県	1,389,013	184,889	111.8	133,113	17,718	23.3
三重県	298,854	168,613	102.0	163,147	92,047	121.1
滋賀県	224,245	158,591	95.9	139,499	98,656	129.8
京都府	375,081	149,956	90.7	190,664	76,227	100.3
大阪府	1,455,219	165,659	100.2	312,117	35,531	46.8
兵庫県	805,043	147,447	89.2	350,363	64,171	85
奈良県	166,179	125,381	75.8	180,067	135,860	178.8
和歌山県	124,818	135,015	81.7	191,581	207,233	272.7
鳥取県	73,632	134,719	81.5	149,287	273,141	359.5
島根県	92,762	140,802	85.2	193,205	293,263	385.9
岡山県	275,034	147,434	89.2	176,984	94,873	124.9
広島県	408,278	147,360	89.1	200,582	72,396	95.3
山口県	202,727	152,861	92.5	190,133	143,365	188.7
徳島県	103,405	143,842	87.0	161,190	224,224	295.1
香川県	146,612	153,234	92.7	129,684	135,541	178.4
愛媛県	192,500	145,044	87.7	185,084	139,456	183.5
高知県	90,032	131,441	79.5	185,846	271,322	357.1
福岡県	734,299	143,841	87.0	293,949	57,582	75.8
佐賀県	118,994	147,475	89.2	159,157	197,251	259.6
長崎県	164,660	126,074	76.3	237,486	181,834	239.3
熊本県	224,737	129,312	78.2	233,540	134,377	176.8
大分県	155,940	138,796	84.0	187,802	167,154	220.0
宮崎県	143,712	134,457	81.3	197,310	184,602	242.9
鹿児島県	204,328	128,371	77.6	288,627	181,333	238.6
沖縄県	184,205	124,000	75.0	235,677	158,649	208.8
合計	20,735,158	165,330	100.0	9,529,810	75,985	100.0

地方譲与税 C			合 計 A + B + C			都 道 府 県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
110,792	21,555	117.0	1,524,857	296,670	114.2	北 海 道
26,013	21,226	115.2	436,582	356,249	137.2	青 森 県
26,348	22,147	120.2	425,475	357,641	137.7	岩 手 県
45,812	20,294	110.1	554,764	245,746	94.6	宮 城 県
20,799	22,103	120.0	356,216	378,542	145.7	秋 田 県
22,948	22,015	119.5	360,839	346,164	133.3	山 形 県
38,754	21,310	115.7	580,645	319,284	122.9	福 島 県
57,904	20,107	109.1	738,076	256,294	98.7	茨 城 県
39,494	20,469	111.1	502,216	260,292	100.2	栃 木 県
39,320	20,363	110.5	503,537	260,768	100.4	群 馬 県
142,304	19,280	104.6	1,410,939	191,157	73.6	埼 玉 県
122,111	19,352	105.0	1,278,232	202,570	78.0	千 葉 県
63,788	4,608	25.0	3,855,457	278,540	107.2	東 京 都
176,225	19,130	103.8	1,647,039	178,793	68.8	神 奈 川 県
45,562	21,055	114.3	627,341	289,911	111.6	新 潟 県
21,558	20,962	113.8	341,232	331,796	127.7	富 山 県
23,406	20,949	113.7	351,204	314,332	121.0	石 川 県
16,120	21,217	115.1	302,038	397,535	153.1	福 井 県
16,707	20,560	111.6	299,291	368,306	141.8	山 梨 県
42,424	20,758	112.7	579,675	283,626	109.2	長 野 県
40,695	20,529	111.4	540,308	272,567	104.9	岐 阜 県
71,188	19,591	106.3	838,875	230,855	88.9	静 岡 県
147,287	19,605	106.4	1,669,413	222,212	85.6	愛 知 県
36,233	20,442	110.9	498,234	281,103	108.2	三 重 県
28,508	20,161	109.4	392,252	277,408	106.8	滋 賀 県
50,305	20,112	109.2	616,051	246,295	94.8	京 都 府
170,066	19,360	105.1	1,937,402	220,550	84.9	大 阪 府
107,220	19,638	106.6	1,262,625	231,256	89.0	兵 庫 県
26,599	20,069	108.9	372,845	281,311	108.3	奈 良 県
19,423	21,010	114.0	335,821	363,258	139.9	和 歌 山 県
12,118	22,172	120.3	235,038	430,032	165.6	鳥 取 県
15,049	22,842	124.0	301,015	456,907	175.9	島 根 県
38,320	20,542	111.5	490,338	262,849	101.2	岡 山 県
55,989	20,208	109.7	664,848	239,963	92.4	広 島 県
28,038	21,141	114.7	420,897	317,367	122.2	山 口 県
15,303	21,287	115.5	279,897	389,353	149.9	徳 島 県
19,347	20,221	109.7	295,643	308,996	119.0	香 川 県
27,851	20,985	113.9	405,435	305,485	117.6	愛 媛 県
15,238	22,246	120.7	291,116	425,009	163.6	高 知 県
100,806	19,747	107.2	1,129,054	221,170	85.2	福 岡 県
16,732	20,736	112.5	294,883	365,462	140.7	佐 賀 県
26,566	20,341	110.4	428,713	328,249	126.4	長 崎 県
35,458	20,402	110.7	493,735	284,091	109.4	熊 本 県
23,758	21,146	114.8	367,500	327,096	125.9	大 分 県
22,602	21,146	114.8	363,624	340,205	131.0	宮 崎 県
33,306	20,925	113.6	526,262	330,629	127.3	鹿 児 島 県
28,504	19,188	104.1	448,386	301,837	116.2	冲 縄 県
2,310,899	18,426	100.0	32,575,866	259,741	100.0	合 計

21 市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）（令和4年度）

都道府県	市 町 村 民 税					
	個 人			法 人		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指 数	税額(円)		指 数	
北海道	299,848	58,337	85.6	56,100	10,914	66.1
青森県	51,337	41,891	61.5	9,289	7,580	45.9
岩手県	53,791	45,215	66.4	11,652	9,794	59.3
宮城県	145,652	64,520	94.7	31,668	14,028	84.9
秋田県	38,803	41,235	60.5	8,228	8,744	52.9
山形県	47,562	45,628	67.0	9,807	9,409	57.0
福島県	90,120	49,555	72.7	18,026	9,912	60.0
茨城県	162,553	56,446	82.9	35,767	12,420	75.2
栃木県	109,001	56,494	82.9	25,547	13,241	80.2
群馬県	104,724	54,234	79.6	29,333	15,191	92.0
埼玉県	515,749	69,875	102.6	69,719	9,446	57.2
千葉県	447,089	70,853	104.0	58,598	9,286	56.2
東京都	1,450,588	104,799	153.8	672,565	48,590	294.1
神奈川県	885,196	96,092	141.0	106,793	11,593	70.2
新潟県	117,991	54,527	80.0	24,293	11,226	68.0
富山県	57,593	56,001	82.2	14,457	14,057	85.1
石川県	62,419	55,866	82.0	15,424	13,804	83.6
福井県	42,249	55,607	81.6	10,986	14,459	87.5
山梨県	44,259	54,465	79.9	10,963	13,490	81.7
長野県	107,940	52,813	77.5	23,755	11,623	70.4
岐阜県	108,746	54,859	80.5	19,691	9,933	60.1
静岡県	244,619	67,318	98.8	43,820	12,059	73.0
愛知県	576,862	76,785	112.7	148,599	19,780	119.7
三重県	100,416	56,655	83.2	18,902	10,665	64.6
滋賀県	81,827	57,870	84.9	21,117	14,934	90.4
京都府	175,512	70,169	103.0	43,706	17,474	105.8
大阪府	604,333	68,796	101.0	175,753	20,007	121.1
兵庫県	368,169	67,432	99.0	61,269	11,222	67.9
奈良県	72,105	54,403	79.9	9,369	7,069	42.8
和歌山県	43,247	46,780	68.7	7,889	8,534	51.7
鳥取県	24,323	44,503	65.3	4,801	8,783	53.2
島根県	30,744	46,666	68.5	7,356	11,165	67.6
岡山県	109,756	58,835	86.4	23,695	12,702	76.9
広島県	184,716	66,669	97.9	34,890	12,593	76.2
山口県	69,318	52,267	76.7	16,859	12,712	76.9
徳島県	34,513	48,010	70.5	9,032	12,563	76.0
香川県	49,069	51,286	75.3	12,615	13,185	79.8
愛媛県	61,489	46,331	68.0	16,134	12,156	73.6
高知県	31,214	45,571	66.9	5,745	8,388	50.8
福岡県	324,169	63,501	93.2	67,864	13,294	80.5
佐賀県	36,571	45,324	66.5	8,591	10,647	64.4
長崎県	57,465	43,999	64.6	10,301	7,887	47.7
熊本県	91,893	52,875	77.6	17,787	10,235	62.0
大分県	50,664	45,094	66.2	10,541	9,382	56.8
宮崎県	45,328	42,408	62.2	10,046	9,399	56.9
鹿児島県	67,010	42,100	61.8	12,397	7,789	47.1
沖縄県	65,797	44,292	65.0	10,106	6,803	41.2
合 計	8,544,343	68,128	100.0	2,071,844	16,520	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
計			土 地			
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
355,948	69,252	81.8	69,591	13,539	47.7	北 海 道
60,627	49,471	58.4	17,890	14,598	51.4	青 森 県
65,443	55,009	65.0	20,545	17,270	60.8	岩 手 県
177,320	78,548	92.8	48,969	21,692	76.4	宮 城 県
47,031	49,979	59.0	13,141	13,964	49.2	秋 田 県
57,370	55,036	65.0	17,925	17,196	60.6	山 形 県
108,146	59,467	70.3	36,333	19,979	70.4	福 島 県
198,319	68,865	81.4	58,214	20,215	71.2	茨 城 県
134,548	69,734	82.4	44,599	23,115	81.4	栃 木 県
134,057	69,424	82.0	43,710	22,636	79.7	群 馬 県
585,468	79,321	93.7	199,493	27,028	95.2	埼 玉 県
505,687	80,140	94.7	148,509	23,535	82.9	千 葉 県
2,123,153	153,389	181.2	866,530	62,603	220.5	東 京 都
991,989	107,684	127.2	285,691	31,013	109.3	神 奈 川 県
142,284	65,753	77.7	43,381	20,048	70.6	新 潟 県
72,051	70,058	82.8	22,787	22,157	78.1	富 山 県
77,843	69,670	82.3	24,456	21,889	77.1	石 川 県
53,235	70,067	82.8	16,218	21,345	75.2	福 井 県
55,222	67,956	80.3	16,962	20,873	73.5	山 梨 県
131,695	64,436	76.1	41,245	20,180	71.1	長 野 県
128,437	64,792	76.5	45,303	22,854	80.5	岐 阜 県
288,438	79,377	93.8	100,946	27,780	97.9	静 岡 県
725,461	96,565	114.1	263,345	35,053	123.5	愛 知 県
119,318	67,319	79.5	36,675	20,692	72.9	三 重 県
102,945	72,804	86.0	30,701	21,713	76.5	滋 賀 県
219,218	87,643	103.5	77,223	30,873	108.8	京 都 府
780,086	88,803	104.9	275,366	31,347	110.4	大 阪 府
429,439	78,654	92.9	137,942	25,265	89.0	兵 庫 県
81,474	61,472	72.6	28,100	21,201	74.7	奈 良 県
51,136	55,314	65.3	18,160	19,644	69.2	和 歌 山 県
29,124	53,286	63.0	9,437	17,266	60.8	鳥 取 県
38,100	57,831	68.3	11,697	17,754	62.5	島 根 県
133,451	71,537	84.5	42,506	22,786	80.3	岡 山 県
219,606	79,262	93.6	68,111	24,583	86.6	広 島 県
86,176	64,979	76.8	24,814	18,710	65.9	山 口 県
43,545	60,573	71.6	14,725	20,483	72.2	徳 島 県
61,685	64,471	76.2	18,451	19,284	67.9	香 川 県
77,623	58,487	69.1	29,848	22,490	79.2	愛 媛 県
36,960	53,959	63.7	13,224	19,306	68.0	高 知 県
392,034	76,795	90.7	116,006	22,724	80.1	福 岡 県
45,162	55,971	66.1	13,798	17,101	60.2	佐 賀 県
67,766	51,886	61.3	17,701	13,553	47.7	長 崎 県
109,680	63,109	74.6	30,563	17,585	62.0	熊 本 県
61,205	54,476	64.4	19,799	17,622	62.1	大 分 県
55,374	51,807	61.2	18,063	16,900	59.5	宮 崎 県
79,407	49,888	58.9	26,333	16,544	58.3	鹿 児 島 県
75,903	51,095	60.4	34,942	23,522	82.9	沖 縄 県
10,616,187	84,647	100.0	3,559,965	28,385	100.0	合 計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）（令和4年度）

都道府県	固定資産税					
	家屋			償却資産		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指数	税額(円)		指数	
北海道	170,289	33,131	99.9	66,173	12,874	86.8
青森県	35,847	29,251	88.2	21,035	17,165	115.8
岩手県	33,123	27,842	84.0	23,848	20,045	135.2
宮城県	71,036	31,467	94.9	34,306	15,197	102.5
秋田県	25,913	27,537	83.1	14,307	15,204	102.6
山形県	29,053	27,871	84.1	14,286	13,705	92.4
福島県	52,508	28,873	87.1	44,404	24,417	164.7
茨城県	91,401	31,739	95.7	56,981	19,787	133.5
栃木県	63,634	32,981	99.5	37,750	19,565	132.0
群馬県	60,758	31,465	94.9	36,871	19,095	128.8
埼玉県	208,234	28,212	85.1	68,020	9,216	62.2
千葉県	193,278	30,630	92.4	92,428	14,648	98.8
東京都	613,676	44,335	133.7	186,880	13,501	91.1
神奈川県	302,694	32,859	99.1	106,879	11,602	78.3
新潟県	68,480	31,647	95.5	41,096	18,992	128.1
富山県	36,700	35,685	107.6	22,858	22,225	149.9
石川県	37,202	33,296	100.4	16,885	15,112	101.9
福井県	26,127	34,387	103.7	23,056	30,346	204.7
山梨県	25,570	31,467	94.9	15,148	18,641	125.7
長野県	63,031	30,840	93.0	33,099	16,195	109.2
岐阜県	60,233	30,385	91.7	34,285	17,296	116.7
静岡県	123,951	34,111	102.9	63,567	17,493	118.0
愛知県	273,625	36,422	109.9	125,038	16,644	112.3
三重県	54,644	30,830	93.0	48,675	27,463	185.2
滋賀県	46,962	33,213	100.2	25,564	18,080	122.0
京都府	79,736	31,878	96.2	29,243	11,691	78.9
大阪府	321,967	36,652	110.6	98,185	11,177	75.4
兵庫県	181,151	33,179	100.1	78,476	14,373	97.0
奈良県	30,653	23,127	69.8	11,261	8,497	57.3
和歌山県	24,712	26,731	80.6	14,221	15,382	103.8
鳥取県	15,608	28,557	86.1	6,975	12,763	86.1
島根県	18,582	28,205	85.1	11,008	16,709	112.7
岡山県	54,698	29,321	88.4	36,234	19,423	131.0
広島県	86,490	31,217	94.2	48,901	17,650	119.1
山口県	38,097	28,726	86.6	28,446	21,449	144.7
徳島県	21,804	30,331	91.5	10,788	15,006	101.2
香川県	31,014	32,415	97.8	12,068	12,614	85.1
愛媛県	39,512	29,771	89.8	20,332	15,320	103.3
高知県	18,315	26,739	80.7	7,243	10,575	71.3
福岡県	165,262	32,373	97.7	61,059	11,961	80.7
佐賀県	22,462	27,838	84.0	13,193	16,350	110.3
長崎県	35,096	26,872	81.1	15,147	11,597	78.2
熊本県	49,134	28,271	85.3	24,975	14,370	96.9
大分県	32,879	29,264	88.3	20,749	18,468	124.6
宮崎県	29,302	27,414	82.7	17,427	16,305	110.0
鹿児島県	44,518	27,969	84.4	27,198	17,087	115.3
沖縄県	48,803	32,852	99.1	12,706	8,553	57.7
合計	4,157,761	33,152	100.0	1,859,275	14,825	100.0

固 定 資 産 税						都 道 府 県	
交 付 金			計				
税 額	人口 1 人 当 たり		税 額	人口 1 人 当 たり			
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数		
2,898	564	79.5	308,950	60,108	78.0	北 海 道	
953	778	109.7	75,725	61,792	80.2	青 森 県	
1,472	1,238	174.6	78,988	66,395	86.1	岩 手 県	
1,190	527	74.3	155,500	68,882	89.4	宮 城 県	
1,559	1,657	233.7	54,920	58,363	75.7	秋 田 県	
964	925	130.5	62,228	59,697	77.5	山 形 県	
1,341	737	103.9	134,585	74,005	96.0	福 島 県	
1,067	370	52.2	207,664	72,110	93.6	茨 城 県	
1,342	696	98.2	147,326	76,357	99.1	栃 木 県	
1,748	905	127.6	143,086	74,101	96.1	群 馬 県	
3,119	423	59.7	478,867	64,878	84.2	埼 玉 県	
1,835	291	41.0	436,051	69,104	89.7	千 葉 県	
20,605	1,489	210.0	1,687,690	121,928	158.2	東 京 都	
4,751	516	72.8	700,016	75,990	98.6	神 奈 川 県	
1,089	503	70.9	154,047	71,189	92.4	新 潟 県	
564	548	77.3	82,908	80,615	104.6	富 山 県	
540	484	68.3	79,083	70,781	91.8	石 川 県	
446	587	82.8	65,847	86,666	112.4	福 井 県	
689	848	119.6	58,369	71,829	93.2	山 梨 県	
1,362	666	93.9	138,737	67,882	88.1	長 野 県	
330	167	23.6	140,151	70,701	91.7	岐 阜 県	
1,368	377	53.2	289,833	79,761	103.5	静 岡 県	
3,985	530	74.8	665,994	88,649	115.0	愛 知 県	
296	167	23.6	140,290	79,151	102.7	三 重 県	
280	198	27.9	103,508	73,203	95.0	滋 賀 県	
678	271	38.2	186,880	74,714	96.9	京 都 府	
6,415	730	103.0	701,932	79,907	103.7	大 阪 府	
3,336	611	86.2	400,905	73,428	95.3	兵 庫 県	
564	425	59.9	70,577	53,250	69.1	奈 良 県	
318	344	48.5	57,411	62,102	80.6	和 歌 山 県	
379	694	97.9	32,400	59,280	76.9	鳥 取 県	
521	790	111.4	41,807	63,459	82.3	島 根 県	
2,119	1,136	160.2	135,557	72,666	94.3	岡 山 県	
1,324	478	67.4	204,826	73,928	95.9	広 島 県	
935	705	99.4	92,291	69,590	90.3	山 口 県	
445	619	87.3	47,762	66,439	86.2	徳 島 県	
369	385	54.3	61,902	64,698	83.9	香 川 県	
1,407	1,060	149.5	91,099	68,640	89.1	愛 媛 県	
569	831	117.2	39,352	57,451	74.5	高 知 県	
3,567	699	98.6	345,893	67,757	87.9	福 岡 県	
346	429	60.5	49,799	61,718	80.1	佐 賀 県	
1,284	983	138.6	69,227	53,005	68.8	長 崎 県	
800	460	64.9	105,471	60,687	78.7	熊 本 県	
459	408	57.5	73,885	65,762	85.3	大 分 県	
1,059	991	139.8	65,850	61,609	79.9	宮 崎 県	
1,928	1,211	170.8	99,977	62,812	81.5	鹿 児 島 県	
4,353	2,931	413.4	100,804	67,857	88.0	沖 縄 県	
88,968	709	100.0	9,665,969	77,071	100.0	合 計	

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）（令和4年度）

都道府県	軽自動車税								
	種別割			環境性能割			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	11,356	182	123.8	934	2,209	94.9	12,290	2,391	96.6
青森県	4,159	289	196.6	354	3,394	145.8	4,514	3,683	148.8
岩手県	4,192	299	203.4	355	3,523	151.3	4,547	3,822	154.4
宮城県	5,866	146	99.3	329	2,598	111.6	6,195	2,744	110.9
秋田県	3,254	332	225.9	312	3,458	148.5	3,566	3,790	153.1
山形県	3,734	291	198.0	303	3,582	153.9	4,037	3,873	156.5
福島県	6,023	218	148.3	396	3,312	142.3	6,418	3,529	142.6
茨城県	8,703	145	98.6	417	3,022	129.8	9,120	3,167	128.0
栃木県	5,881	167	113.6	322	3,048	130.9	6,203	3,215	129.9
群馬県	6,504	201	136.7	388	3,368	144.7	6,893	3,570	144.2
埼玉県	13,461	119	81.0	882	1,824	78.4	14,342	1,943	78.5
千葉県	11,292	110	74.8	691	1,790	76.9	11,984	1,899	76.7
東京都	9,123	49	33.3	680	659	28.3	9,803	708	28.6
神奈川県	10,734	86	58.5	790	1,165	50.0	11,524	1,251	50.5
新潟県	7,649	248	168.7	537	3,535	151.8	8,187	3,783	152.8
富山県	3,393	215	146.3	221	3,299	141.7	3,614	3,514	142.0
石川県	3,245	215	146.3	241	2,905	124.8	3,486	3,120	126.1
福井県	2,524	253	172.1	192	3,322	142.7	2,716	3,575	144.4
山梨県	3,121	251	170.7	204	3,840	164.9	3,325	4,091	165.3
長野県	7,827	341	232.0	697	3,830	164.5	8,524	4,171	168.5
岐阜県	6,102	227	154.4	449	3,078	132.2	6,552	3,305	133.5
静岡県	11,384	210	142.9	765	3,133	134.6	12,149	3,343	135.1
愛知県	15,934	134	91.2	1,005	2,121	91.1	16,939	2,255	91.1
三重県	5,959	219	149.0	387	3,362	144.4	6,346	3,580	144.6
滋賀県	4,292	200	136.1	282	3,035	130.4	4,574	3,235	130.7
京都府	4,961	141	95.9	352	1,984	85.2	5,314	2,125	85.9
大阪府	11,534	86	58.5	755	1,313	56.4	12,289	1,399	56.5
兵庫県	10,400	119	81.0	650	1,905	81.8	11,051	2,024	81.8
奈良県	3,344	135	91.8	180	2,523	108.4	3,524	2,659	107.4
和歌山県	3,588	227	154.4	210	3,881	166.7	3,798	4,108	166.0
鳥取県	2,047	283	192.5	155	3,746	160.9	2,202	4,029	162.8
島根県	2,537	276	187.8	182	3,851	165.4	2,719	4,127	166.7
岡山県	6,593	184	125.2	342	3,534	151.8	6,935	3,718	150.2
広島県	7,686	178	121.1	494	2,774	119.2	8,181	2,953	119.3
山口県	4,321	185	125.9	246	3,258	139.9	4,567	3,444	139.2
徳島県	2,704	182	123.8	131	3,761	161.6	2,834	3,943	159.3
香川県	3,493	179	121.8	171	3,651	156.8	3,664	3,830	154.7
愛媛県	4,811	173	117.7	229	3,625	155.7	5,040	3,797	153.4
高知県	2,745	213	144.9	146	4,008	172.2	2,891	4,221	170.5
福岡県	12,223	115	78.2	588	2,394	102.8	12,811	2,510	101.4
佐賀県	3,050	185	125.9	149	3,781	162.4	3,199	3,965	160.2
長崎県	4,565	165	112.2	215	3,495	150.1	4,780	3,660	147.9
熊本県	6,066	175	119.0	303	3,491	150.0	6,370	3,665	148.1
大分県	3,975	178	121.1	200	3,538	152.0	4,176	3,716	150.1
宮崎県	4,076	166	112.9	177	3,813	163.8	4,253	3,979	160.8
鹿児島県	6,067	167	113.6	265	3,812	163.7	6,333	3,979	160.8
沖縄県	5,461	115	78.2	171	3,676	157.9	5,631	3,791	153.2
合計	291,962	147	100.0	18,448	2,328	100.0	310,411	2,475	100.0

市町村たばこ税			鉱産税			特別土地保有税			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
47,450	9,232	125.7	102	20	153.8	3	1	100.0	北海道
10,924	8,914	121.4	15	12	92.3	-	-	-	青森県
9,324	7,838	106.7	10	8	61.5	0	0	0.0	岩手県
18,361	8,134	110.8	4	2	15.4	4	2	200.0	宮城県
7,254	7,709	105.0	41	43	330.8	-	-	-	秋田県
7,261	6,966	94.9	5	5	38.5	-	-	-	山形県
15,857	8,719	118.7	1	0	0.0	-	-	-	福島県
23,122	8,029	109.3	0	0	0.0	-	-	-	茨城県
15,075	7,813	106.4	22	11	84.6	0	0	0.0	栃木県
14,429	7,472	101.7	3	2	15.4	-	-	-	群馬県
50,331	6,819	92.9	28	4	30.8	-	-	-	埼玉県
44,524	7,056	96.1	65	10	76.9	1	0	0.0	千葉県
104,204	7,528	102.5	4	0	0.0	16	1	100.0	東京都
60,174	6,532	88.9	-	-	-	-	-	-	神奈川県
15,230	7,038	95.8	674	312	2,400.0	-	-	-	新潟県
7,076	6,880	93.7	0	0	0.0	-	-	-	富山県
7,950	7,115	96.9	0	0	0.0	-	-	-	石川県
5,464	7,192	97.9	1	1	7.7	-	-	-	福井県
6,363	7,830	106.6	-	-	-	-	-	-	山梨県
13,568	6,639	90.4	0	0	0.0	-	-	-	長野県
12,943	6,529	88.9	8	4	30.8	-	-	-	岐阜県
25,409	6,992	95.2	0	0	0.0	-	-	-	静岡県
51,776	6,892	93.8	5	1	7.7	6	1	100.0	愛知県
12,713	7,173	97.7	10	6	46.2	-	-	-	三重県
9,430	6,669	90.8	8	6	46.2	-	-	-	滋賀県
16,287	6,512	88.7	0	0	0.0	-	-	-	京都府
71,789	8,172	111.3	-	-	-	36	4	400.0	大阪府
34,883	6,389	87.0	3	1	7.7	-	-	-	兵庫県
7,742	5,841	79.5	-	-	-	-	-	-	奈良県
6,998	7,569	103.1	-	-	-	-	-	-	和歌山県
3,808	6,967	94.9	-	-	-	-	-	-	鳥取県
4,174	6,335	86.3	0	1	7.7	-	-	-	島根県
13,145	7,047	96.0	6	3	23.1	3	2	200.0	岡山県
18,885	6,816	92.8	0	0	0.0	-	-	-	広島県
9,255	6,979	95.0	57	43	330.8	0	0	0.0	山口県
5,174	7,197	98.0	2	3	23.1	-	-	-	徳島県
6,792	7,098	96.7	-	-	-	-	-	-	香川県
9,363	7,055	96.1	0	0	0.0	-	-	-	愛媛県
5,342	7,799	106.2	29	43	330.8	-	-	-	高知県
40,480	7,930	108.0	33	6	46.2	5	1	100.0	福岡県
6,618	8,202	111.7	-	-	-	-	-	-	佐賀県
9,949	7,617	103.7	2	2	15.4	-	-	-	長崎県
13,212	7,602	103.5	0	0	0.0	-	-	-	熊本県
8,517	7,580	103.2	47	42	323.1	-	-	-	大分県
8,426	7,883	107.3	-	-	-	-	-	-	宮崎県
11,738	7,374	100.4	354	223	1,715.4	-	-	-	鹿児島県
12,217	8,224	112.0	63	42	323.1	-	-	-	沖縄県
921,002	7,344	100.0	1,605	13	100.0	74	1	100.0	合計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）（令和4年度）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	2,327	453	292.3	10,253	1,995	62.9
青森県	148	121	78.1	-	-	-
岩手県	377	317	204.5	-	-	-
宮城県	408	181	116.8	5,714	2,531	79.8
秋田県	381	405	261.3	1,508	1,602	50.5
山形県	422	405	261.3	-	-	-
福島県	586	322	207.7	4,433	2,438	76.9
茨城県	300	104	67.1	-	-	-
栃木県	729	378	243.9	3,563	1,847	58.3
群馬県	722	374	241.3	4,822	2,497	78.8
埼玉県	61	8	5.2	9,694	1,313	41.4
千葉県	401	64	41.3	11,874	1,882	59.4
東京都	372	27	17.4	120,585	8,712	274.8
神奈川県	832	90	58.1	35,427	3,846	121.3
新潟県	672	311	200.6	4,646	2,147	67.7
富山県	217	211	136.1	3,713	3,610	113.9
石川県	383	343	221.3	2,636	2,360	74.4
福井県	352	463	298.7	-	-	-
山梨県	602	740	477.4	-	-	-
長野県	1,048	513	331.0	2,204	1,079	34.0
岐阜県	585	295	190.3	1,576	795	25.1
静岡県	1,406	387	249.7	9,778	2,691	84.9
愛知県	195	26	16.8	32,835	4,371	137.9
三重県	482	272	175.5	3,806	2,147	67.7
滋賀県	186	132	85.2	1,469	1,039	32.8
京都府	276	110	71.0	7,706	3,081	97.2
大阪府	380	43	27.7	41,423	4,715	148.7
兵庫県	733	134	86.5	21,101	3,865	121.9
奈良県	66	50	32.3	1,023	772	24.4
和歌山県	373	404	260.6	2,260	2,445	77.1
鳥取県	149	272	175.5	-	-	-
島根県	166	251	161.9	-	-	-
岡山県	177	95	61.3	8,629	4,626	145.9
広島県	192	69	44.5	10,594	3,824	120.6
山口県	209	157	101.3	-	-	-
徳島県	41	57	36.8	-	-	-
香川県	120	125	80.6	2,394	2,503	79.0
愛媛県	165	124	80.0	2,013	1,517	47.9
高知県	62	90	58.1	1,151	1,681	53.0
福岡県	222	44	28.4	16,791	3,289	103.8
佐賀県	149	185	119.4	-	-	-
長崎県	224	172	111.0	1,532	1,173	37.0
熊本県	313	180	116.1	2,525	1,453	45.8
大分県	650	579	373.5	3,122	2,779	87.7
宮崎県	160	150	96.8	1,593	1,490	47.0
鹿児島県	257	161	103.9	2,028	1,274	40.2
沖縄県	164	110	71.0	1,159	781	24.6
合計	19,438	155	100.0	397,579	3,170	100.0

都 市 計 画 税			その他の市町村税			都 道 府 県	
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		
47,405	9,223	84.2	244	47	54.7	北 海 道	
1,325	1,082	9.9	-	-	-	青 森 県	
2,190	1,841	16.8	-	-	-	岩 手 県	
22,483	9,960	90.9	1	0	0.0	宮 城 県	
110	117	1.1	-	-	-	秋 田 県	
7,507	7,202	65.7	-	-	-	山 形 県	
10,345	5,689	51.9	-	-	-	福 島 県	
17,317	6,013	54.9	-	-	-	茨 城 県	
14,569	7,551	68.9	-	-	-	栃 木 県	
12,240	6,339	57.9	-	-	-	群 馬 県	
73,603	9,972	91.0	-	-	-	埼 玉 県	
62,154	9,850	89.9	-	-	-	千 葉 県	
323,608	23,379	213.4	262	19	22.1	東 京 都	
134,258	14,574	133.0	-	-	-	神 奈 川 県	
13,022	6,018	54.9	747	345	401.2	新 潟 県	
4,124	4,010	36.6	-	-	-	富 山 県	
11,482	10,276	93.8	782	700	814.0	石 川 県	
5,525	7,272	66.4	-	-	-	福 井 県	
2,621	3,226	29.4	9	11	12.8	山 梨 県	
12,814	6,270	57.2	-	-	-	長 野 県	
16,566	8,357	76.3	24	12	14.0	岐 阜 県	
40,873	11,248	102.7	529	146	169.8	静 岡 県	
108,530	14,446	131.9	-	-	-	愛 知 県	
10,692	6,033	55.1	-	-	-	三 重 県	
10,754	7,605	69.4	-	-	-	滋 賀 県	
33,135	13,247	120.9	3,046	1,218	1,416.3	京 都 府	
140,206	15,961	145.7	315	36	41.9	大 阪 府	
68,561	12,557	114.6	-	-	-	兵 庫 県	
8,851	6,678	61.0	-	-	-	奈 良 県	
6,279	6,792	62.0	-	-	-	和 歌 山 県	
541	990	9.0	-	-	-	鳥 取 県	
1,390	2,110	19.3	-	-	-	島 根 県	
16,120	8,641	78.9	-	-	-	岡 山 県	
30,857	11,137	101.7	-	-	-	広 島 県	
10,286	7,756	70.8	-	-	-	山 口 県	
2,732	3,800	34.7	-	-	-	徳 島 県	
422	441	4.0	-	-	-	香 川 県	
1,297	977	8.9	331	249	289.5	愛 媛 県	
-	-	-	0	0	0.0	高 知 県	
46,895	9,186	83.9	3,455	677	787.2	福 岡 県	
2,081	2,579	23.5	483	599	696.5	佐 賀 県	
8,841	6,769	61.8	-	-	-	長 崎 県	
9,385	5,400	49.3	-	-	-	熊 本 県	
7,677	6,833	62.4	-	-	-	大 分 県	
3,719	3,480	31.8	-	-	-	宮 崎 県	
8,567	5,382	49.1	523	329	382.6	鹿 児 島 県	
-	-	-	26	17	19.8	沖 縄 県	
1,373,957	10,955	100.0	10,778	86	100.0	合 計	

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その5）（令和4年度）

都道府県	市町村税			地方交付税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	784,973	152,721	82.1	908,134	176,683	243.5
青森県	153,278	125,074	67.3	217,771	177,700	244.9
岩手県	160,879	135,230	72.7	203,780	171,291	236.0
宮城県	385,990	170,983	92.0	200,777	88,939	122.6
秋田県	114,811	122,007	65.6	197,682	210,071	289.5
山形県	138,830	133,184	71.6	172,270	165,264	227.7
福島県	280,370	154,170	82.9	248,863	136,845	188.6
茨城県	455,842	158,289	85.1	189,735	65,885	90.8
栃木県	322,035	166,906	89.8	102,317	53,030	73.1
群馬県	316,252	163,779	88.1	129,994	67,321	92.8
埼玉県	1,212,394	164,258	88.4	205,986	27,908	38.5
千葉県	1,072,741	170,004	91.4	203,891	32,312	44.5
東京都	4,369,696	315,692	169.8	82,122	5,933	8.2
神奈川県	1,934,219	209,967	112.9	129,351	14,042	19.4
新潟県	339,509	156,896	84.4	309,656	143,100	197.2
富山県	173,703	168,899	90.8	98,349	95,630	131.8
石川県	183,645	164,365	88.4	117,305	104,989	144.7
福井県	133,139	175,235	94.3	79,362	104,454	143.9
山梨県	126,510	155,683	83.7	106,244	130,743	180.2
長野県	308,590	150,988	81.2	289,430	141,614	195.1
岐阜県	306,840	154,790	83.3	183,264	92,451	127.4
静岡県	668,414	183,945	98.9	153,534	42,252	58.2
愛知県	1,601,742	213,204	114.7	122,621	16,322	22.5
三重県	293,657	165,681	89.1	144,942	81,776	112.7
滋賀県	232,874	164,693	88.6	103,674	73,320	101.0
京都府	471,862	188,649	101.5	187,233	74,855	103.2
大阪府	1,748,457	199,041	107.1	353,693	40,264	55.5
兵庫県	966,674	177,051	95.2	353,387	64,725	89.2
奈良県	173,255	130,721	70.3	150,481	113,538	156.5
和歌山県	128,254	138,733	74.6	139,394	150,783	207.8
鳥取県	68,223	124,824	67.1	98,268	179,794	247.8
島根県	88,355	134,114	72.1	151,792	230,404	317.5
岡山県	314,024	168,334	90.5	205,994	110,424	152.2
広島県	493,141	177,989	95.7	234,308	84,569	116.5
山口県	202,842	152,948	82.3	150,453	113,445	156.3
徳島県	102,089	142,012	76.4	102,946	143,204	197.3
香川県	136,979	143,165	77.0	94,785	99,066	136.5
愛媛県	186,929	140,846	75.8	165,230	124,497	171.6
高知県	85,788	125,244	67.4	144,737	211,306	291.2
福岡県	858,618	168,194	90.5	390,549	76,504	105.4
佐賀県	107,491	133,219	71.7	104,173	129,106	177.9
長崎県	162,321	124,283	66.8	203,339	155,689	214.5
熊本県	246,956	142,097	76.4	261,698	150,579	207.5
大分県	159,279	141,767	76.3	140,849	125,364	172.8
宮崎県	139,375	130,399	70.1	143,236	134,011	184.7
鹿児島県	209,183	131,421	70.7	266,331	167,325	230.6
沖縄県	195,966	131,917	71.0	157,227	105,839	145.9
合計	23,316,999	185,916	100.0	9,101,160	72,567	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
32,459	6,315	175.5	1,725,566	335,719	128.1	北海道
6,000	4,896	136.1	377,049	307,670	117.4	青森県
9,001	7,566	210.3	373,659	314,087	119.8	岩手県
9,544	4,228	117.5	596,311	264,150	100.8	宮城県
6,779	7,204	200.2	319,272	339,283	129.5	秋田県
5,076	4,870	135.4	316,176	303,317	115.7	山形県
10,327	5,678	157.8	539,560	296,693	113.2	福島県
13,633	4,734	131.6	659,211	228,908	87.3	茨城県
7,899	4,094	113.8	432,251	224,030	85.5	栃木県
8,830	4,573	127.1	455,077	235,672	89.9	群馬県
17,969	2,434	67.6	1,436,350	194,600	74.3	埼玉県
17,864	2,831	78.7	1,294,496	205,147	78.3	千葉県
22,764	1,645	45.7	4,474,582	323,269	123.3	東京都
20,368	2,211	61.5	2,083,938	226,220	86.3	神奈川県
11,130	5,143	142.9	660,295	305,140	116.4	新潟県
4,423	4,301	119.5	276,476	268,830	102.6	富山県
4,543	4,066	113.0	305,493	273,420	104.3	石川県
3,493	4,598	127.8	215,994	284,286	108.5	福井県
3,181	3,915	108.8	235,935	290,340	110.8	山梨県
11,660	5,705	158.6	609,681	298,308	113.8	長野県
9,488	4,786	133.0	499,592	252,027	96.2	岐阜県
14,154	3,895	108.3	836,102	230,092	87.8	静岡県
22,981	3,059	85.0	1,747,343	232,585	88.7	愛知県
7,774	4,386	121.9	446,374	251,843	96.1	三重県
4,355	3,080	85.6	340,903	241,093	92.0	滋賀県
7,295	2,916	81.0	666,389	266,421	101.7	京都府
19,148	2,180	60.6	2,121,298	241,484	92.1	大阪府
17,602	3,224	89.6	1,337,663	244,999	93.5	兵庫県
4,379	3,304	91.8	328,115	247,562	94.5	奈良県
4,430	4,792	133.2	272,079	294,308	112.3	和歌山県
2,621	4,795	133.3	169,112	309,413	118.1	鳥取県
4,722	7,167	199.2	244,869	371,685	141.8	島根県
9,336	5,004	139.1	529,353	283,763	108.3	岡山県
10,437	3,767	104.7	737,886	266,325	101.6	広島県
5,588	4,214	117.1	358,883	270,606	103.3	山口県
4,038	5,617	156.1	209,074	290,833	111.0	徳島県
3,112	3,253	90.4	234,876	245,484	93.7	香川県
5,940	4,475	124.4	358,099	269,819	103.0	愛媛県
4,520	6,599	183.4	235,045	343,150	130.9	高知県
19,045	3,731	103.7	1,268,212	248,429	94.8	福岡県
3,467	4,297	119.4	215,131	266,622	101.7	佐賀県
5,240	4,012	111.5	370,900	283,984	108.4	長崎県
8,576	4,934	137.1	517,230	297,610	113.6	熊本県
6,323	5,628	156.4	306,451	272,758	104.1	大分県
6,967	6,518	181.2	289,579	270,929	103.4	宮崎県
8,771	5,510	153.1	484,286	304,257	116.1	鹿児島県
3,961	2,666	74.1	357,154	240,423	91.7	沖縄県
451,212	3,598	100.0	32,869,371	262,081	100.0	合計

(参考) 超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (令和4年度)

都道府県	地方税収計			個人住民税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	1,521,619	296,040	86.3	438,899	85,390	81.3
青森県	307,266	250,728	73.1	85,056	69,405	66.1
岩手県	323,669	272,066	79.3	89,139	74,928	71.4
宮城県	719,292	318,627	92.9	204,209	90,459	86.2
秋田県	238,217	253,147	73.8	64,272	68,300	65.1
山形県	281,340	269,898	78.7	78,812	75,607	72.0
福島県	571,252	314,120	91.6	149,404	82,154	78.3
茨城県	915,855	318,026	92.7	269,835	93,699	89.3
栃木県	629,612	326,319	95.1	180,782	93,697	89.3
群馬県	618,573	320,342	93.4	173,675	89,941	85.7
埼玉県	2,213,835	299,936	87.4	799,575	108,328	103.2
千葉県	1,998,004	316,637	92.3	704,122	111,587	106.3
東京都	7,802,870	563,723	164.3	2,409,819	174,099	165.8
神奈川県	3,212,905	348,774	101.7	1,198,033	130,051	123.9
新潟県	644,904	298,028	86.9	173,332	80,101	76.3
富山県	333,698	324,470	94.6	95,500	92,859	88.5
石川県	361,140	323,225	94.2	103,485	92,620	88.2
福井県	259,243	341,209	99.5	70,064	92,216	87.8
山梨県	255,363	314,249	91.6	73,383	90,304	86.0
長野県	619,764	303,241	88.4	178,925	87,545	83.4
岐阜県	602,803	304,093	88.7	180,361	90,986	86.7
静岡県	1,235,560	340,021	99.1	356,879	98,212	93.6
愛知県	2,931,268	390,175	113.7	864,148	115,025	109.6
三重県	585,366	330,263	96.3	166,571	93,979	89.5
滋賀県	449,395	317,820	92.7	135,728	95,989	91.4
京都府	819,872	327,782	95.6	243,624	97,400	92.8
大阪府	3,105,976	353,578	103.1	883,503	100,576	95.8
兵庫県	1,736,998	318,139	92.7	558,631	102,316	97.5
奈良県	335,814	253,371	73.9	119,618	90,251	86.0
和歌山県	250,097	270,530	78.9	71,716	77,575	73.9
鳥取県	138,098	252,668	73.7	40,301	73,736	70.2
島根県	174,891	265,465	77.4	50,948	77,334	73.7
岡山県	579,836	310,824	90.6	159,709	85,613	81.6
広島県	888,523	320,694	93.5	264,857	95,595	91.1
山口県	398,630	300,576	87.6	114,961	86,684	82.6
徳島県	202,259	281,354	82.0	57,251	79,639	75.9
香川県	279,189	291,798	85.1	81,342	85,015	81.0
愛媛県	371,244	279,723	81.5	101,928	76,800	73.2
高知県	171,861	250,906	73.1	51,714	75,499	71.9
福岡県	1,559,889	305,566	89.1	455,809	89,288	85.1
佐賀県	218,635	270,964	79.0	60,607	75,113	71.6
長崎県	322,534	246,952	72.0	95,226	72,911	69.5
熊本県	463,654	266,783	77.8	131,063	75,413	71.8
大分県	310,489	276,352	80.6	83,975	74,742	71.2
宮崎県	276,167	258,380	75.3	75,095	70,259	66.9
鹿児島県	406,282	255,250	74.4	111,050	69,768	66.5
沖縄県	377,056	253,820	74.0	109,052	73,410	69.9
合計	43,020,808	343,022	100.0	13,165,986	104,978	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和5年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 地方税収計の税額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税等を除いた額である。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
3 個人住民税の税額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計から超過課税

地 方 法 人 二 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
193,206	37,589	67.9	308,360	59,993	78.1	北 海 道		
35,447	28,925	52.2	70,507	57,533	74.9	青 森 県		
39,887	33,528	60.5	77,507	65,150	84.8	岩 手 県		
111,549	49,413	89.2	155,500	68,882	89.7	宮 城 県		
30,644	32,565	58.8	52,541	55,834	72.7	秋 田 県		
34,682	33,272	60.1	61,822	59,307	77.2	山 形 県		
81,344	44,729	80.8	136,330	74,965	97.6	福 島 県		
136,065	47,248	85.3	207,664	72,110	93.9	茨 城 県		
86,337	44,748	80.8	147,326	76,357	99.4	栃 木 県		
92,706	48,010	86.7	143,086	74,101	96.5	群 馬 県		
236,348	32,021	57.8	478,867	64,878	84.5	埼 玉 県		
218,631	34,648	62.6	436,051	69,104	90.0	千 葉 県		
1,956,339	141,337	255.2	1,687,690	121,928	158.7	東 京 都		
392,415	42,598	76.9	699,499	75,933	98.8	神 奈 川 県		
89,101	41,176	74.3	154,047	71,189	92.7	新 潟 県		
51,132	49,718	89.8	78,169	76,007	98.9	富 山 県		
55,603	49,766	89.8	78,332	70,108	91.3	石 川 県		
44,095	58,037	104.8	65,349	86,010	112.0	福 井 県		
41,628	51,227	92.5	58,326	71,776	93.4	山 梨 県		
90,754	44,405	80.2	138,424	67,729	88.2	長 野 県		
77,537	39,115	70.6	139,151	70,197	91.4	岐 阜 県		
182,701	50,279	90.8	289,833	79,761	103.8	静 岡 県		
530,070	70,557	127.4	667,339	88,828	115.6	愛 知 県		
85,782	48,398	87.4	139,435	78,669	102.4	三 重 県		
73,457	51,950	93.8	103,508	73,203	95.3	滋 賀 県		
134,417	53,740	97.0	184,929	73,934	96.2	京 都 府		
575,480	65,511	118.3	701,932	79,907	104.0	大 阪 府		
215,312	39,435	71.2	400,580	73,368	95.5	兵 庫 県		
31,860	24,038	43.4	70,359	53,086	69.1	奈 良 県		
29,975	32,424	58.5	57,116	61,783	80.4	和 歌 山 県		
17,877	32,707	59.1	30,584	55,958	72.8	鳥 取 県		
25,106	38,108	68.8	39,572	60,067	78.2	鳥 根 県		
82,703	44,333	80.0	135,538	72,656	94.6	岡 山 県		
130,534	47,114	85.1	204,826	73,928	96.2	広 島 県		
59,614	44,950	81.2	92,291	69,590	90.6	山 口 県		
30,161	41,956	75.7	47,762	66,439	86.5	徳 島 県		
43,598	45,567	82.3	61,902	64,698	84.2	香 川 県		
57,258	43,142	77.9	91,099	68,640	89.4	愛 媛 県		
20,073	29,306	52.9	37,814	55,206	71.9	高 知 県		
232,640	45,572	82.3	343,177	67,225	87.5	福 岡 県		
31,001	38,421	69.4	49,541	61,399	79.9	佐 賀 県		
36,866	28,227	51.0	69,227	53,005	69.0	長 崎 県		
61,131	35,174	63.5	103,875	59,769	77.8	熊 本 県		
38,861	34,588	62.4	73,885	65,762	85.6	大 分 県		
35,648	33,353	60.2	63,018	58,959	76.7	宮 崎 県		
45,716	28,721	51.9	99,977	62,812	81.8	鹿 児 島 県		
43,311	29,155	52.6	100,804	67,857	88.3	沖 縄 県		
6,946,603	55,388	100.0	9,634,468	76,820	100.0	合 計		

を除いた額である。

4 地方法人二税の税額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計から超過課税等を除いた額である。

5 固定資産税の税額は、市町村分（土地、家屋、償却資産及び交付金）及び道府県分の合計から超過課税を除いた額である。

6 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得（分配）				県内総生産	
	実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）	
	令和元年度	2年度	令和元年度	2年度	令和元年度	2年度	令和元年度	2年度	令和元年度	2年度
北海道	14,674.0	13,756.5	0.9	-6.3	14,995.6	14,011.5	1.1	-6.6	20,561.7	19,725.6
青森県	3,251.9	3,149.4	1.0	-3.2	3,312.3	3,259.4	0.6	-1.6	4,527.3	4,456.6
岩手県	3,350.2	3,155.0	-2.3	-5.8	3,428.8	3,227.2	-1.7	-5.9	4,856.3	4,747.4
宮城県	6,697.3	6,279.3	-3.1	-6.2	6,878.1	6,452.1	-2.5	-6.2	9,845.3	9,485.2
秋田県	2,496.8	2,400.5	1.2	-3.9	2,631.7	2,478.2	1.4	-5.8	3,607.3	3,530.5
山形県	3,079.1	2,989.8	0.4	-2.9	3,165.7	3,036.3	0.3	-4.1	4,325.1	4,284.2
福島県	5,191.4	5,004.3	-2.8	-3.6	5,409.7	5,192.9	-2.4	-4.0	7,907.8	7,828.6
茨城県	9,058.2	8,609.0	-3.0	-5.0	9,460.3	8,882.3	-2.0	-6.1	14,084.2	13,771.3
栃木県	6,382.3	5,873.3	-3.0	-8.0	6,603.0	6,054.5	-2.5	-8.3	9,343.3	8,946.5
群馬県	6,262.7	5,614.8	-1.9	-10.3	6,344.1	5,695.4	-2.0	-10.2	9,250.7	8,653.5
埼玉県	15,965.1	15,102.6	-1.1	-5.4	22,107.7	21,228.4	-1.4	-4.0	23,599.3	22,922.6
千葉県	14,149.1	13,474.0	-1.5	-4.8	19,262.9	18,774.9	-2.5	-2.5	21,325.3	20,775.6
東京都	87,128.5	81,748.4	-0.5	-6.2	80,638.1	73,249.5	-2.1	-9.2	115,063.3	109,601.6
神奈川県	23,115.5	22,045.6	-1.0	-4.6	28,861.6	27,354.4	-0.7	-5.2	35,020.4	33,905.5
新潟県	6,263.2	5,870.7	-2.1	-6.3	6,568.3	6,128.3	-1.8	-6.7	9,182.8	8,857.5
富山県	3,390.9	3,189.0	-2.0	-6.0	3,465.6	3,228.6	-1.7	-6.8	4,887.8	4,729.9
石川県	3,199.1	2,968.4	-4.4	-7.2	3,342.4	3,137.5	-3.7	-6.1	4,748.2	4,527.7
福井県	2,485.7	2,351.6	1.6	-5.4	2,599.8	2,440.5	2.1	-6.1	3,692.5	3,571.1
山梨県	2,426.0	2,376.1	-1.9	-2.1	2,479.2	2,415.4	-1.7	-2.6	3,546.3	3,552.7
長野県	5,874.1	5,516.8	-2.4	-6.1	6,072.1	5,710.4	-2.2	-6.0	8,471.6	8,214.1
岐阜県	5,473.3	5,138.2	-1.5	-6.1	6,060.1	5,688.6	-0.9	-6.1	7,922.6	7,663.0
静岡県	11,859.1	10,888.0	-2.5	-8.2	12,385.6	11,298.5	-1.8	-8.8	17,813.2	17,105.2
愛知県	27,296.5	25,447.2	-5.0	-6.8	27,860.7	25,857.5	-4.3	-7.2	40,816.2	39,659.3
三重県	4,987.2	4,955.9	-8.2	-0.6	5,337.0	5,219.5	-7.3	-2.2	8,145.4	8,273.1
滋賀県	4,522.9	4,250.9	-0.6	-6.0	4,722.4	4,378.6	-0.3	-7.3	6,899.2	6,739.7
京都府	7,517.6	6,964.0	-0.9	-7.4	7,749.7	7,077.2	0.1	-8.7	10,772.6	10,168.0
大阪府	28,021.3	26,021.5	-0.6	-7.1	27,196.5	25,007.6	-0.4	-8.0	41,313.2	39,720.3
兵庫県	15,155.4	14,413.3	-0.4	-4.9	16,720.9	15,775.1	-0.4	-5.7	22,311.7	21,735.9
奈良県	2,684.5	2,530.7	-0.4	-5.7	3,512.0	3,312.7	-1.5	-5.7	3,836.1	3,685.9
和歌山県	2,615.0	2,481.8	-0.5	-5.1	2,737.1	2,538.4	-1.4	-7.3	3,756.6	3,625.1
鳥取県	1,343.1	1,249.3	-1.3	-7.0	1,375.6	1,280.3	-1.1	-6.9	1,909.3	1,819.9
島根県	1,964.0	1,853.1	1.3	-5.6	2,005.1	1,857.7	1.5	-7.4	2,661.4	2,575.7
岡山県	5,061.4	4,778.1	-0.9	-5.6	5,335.3	5,033.2	0.2	-5.7	7,815.4	7,606.4
広島県	8,399.9	7,894.6	-3.0	-6.0	8,899.6	8,312.2	-1.7	-6.6	11,995.9	11,555.4
山口県	4,194.0	4,010.1	-3.1	-4.4	4,243.5	3,973.1	-3.4	-6.4	6,260.7	6,148.1
徳島県	2,227.6	2,152.2	-1.7	-3.4	2,288.0	2,168.0	-1.8	-5.2	3,232.6	3,185.2
香川県	2,840.4	2,542.3	1.3	-10.5	2,907.9	2,628.8	1.7	-9.6	4,008.0	3,734.4
愛媛県	3,503.4	3,173.6	-0.0	-9.4	3,654.1	3,297.9	1.1	-9.7	5,165.7	4,827.5
高知県	1,779.4	1,658.7	-0.6	-6.8	1,876.4	1,722.9	-0.2	-8.2	2,466.3	2,354.3
福岡県	13,807.3	12,822.2	-1.1	-7.1	14,561.0	13,504.9	-0.8	-7.3	19,893.7	18,886.9
佐賀県	2,148.3	2,013.6	-1.5	-6.3	2,261.1	2,089.8	-1.1	-7.6	3,155.1	3,045.9
長崎県	3,340.1	3,169.1	-1.6	-5.1	3,460.6	3,258.9	-1.1	-5.8	4,692.7	4,538.7
熊本県	4,433.3	4,198.9	-0.1	-5.3	4,682.2	4,341.6	0.2	-7.3	6,282.4	6,105.1
大分県	2,961.7	2,837.0	-3.1	-4.2	3,088.9	2,926.4	-2.1	-5.3	4,562.2	4,458.0
宮崎県	2,522.0	2,384.0	-2.1	-5.5	2,619.8	2,448.3	-1.6	-6.5	3,721.9	3,602.5
鹿児島県	4,075.6	3,818.4	0.1	-6.3	4,163.0	3,824.7	0.8	-8.1	5,796.6	5,610.3
沖縄県	3,107.3	2,889.1	1.1	-7.0	3,408.2	3,179.9	2.0	-6.7	4,503.7	4,260.9
合計	402,282.6	378,010.4	-1.4	-6.0	422,739.5	393,960.1	-1.5	-6.8	579,556.7	558,778.3

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の令和5年版「県民経済計算年報」によるものである。
2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名 目)		県 内 総 生 産 (実 質)				1 人 当 た り 県 民 所 得				項 目	
増加率 (%)		実数 (10億円)		増加率 (%)		実数 (1,000円)		増加率 (%)		県 別	
令和元年度	2年度	令和元年度	2年度	令和元年度	2年度	令和元年度	2年度	令和元年度	2年度		
0.6	-4.1	20,091.6	19,052.4	-0.1	-5.2	2,851	2,682	1.8	-5.9	北 海 道	
1.0	-1.6	4,442.5	4,341.6	0.7	-2.3	2,644	2,633	1.9	-0.4	青 森 県	
-1.2	-2.2	4,798.7	4,656.5	-1.5	-3.0	2,797	2,666	-0.6	-4.7	岩 手 県	
-2.0	-3.7	9,712.4	9,264.2	-2.6	-4.6	2,975	2,803	-2.1	-5.8	宮 城 県	
1.3	-2.1	3,574.4	3,473.6	1.2	-2.8	2,707	2,583	2.8	-4.6	秋 田 県	
0.0	-0.9	4,321.3	4,265.5	0.1	-1.3	2,932	2,843	1.4	-3.0	山 形 県	
-1.4	-1.0	7,852.5	7,689.5	-1.8	-2.1	2,921	2,833	-1.5	-3.0	福 島 県	
-1.9	-2.2	13,990.3	13,529.0	-2.3	-3.3	3,286	3,098	-1.6	-5.7	茨 城 県	
-1.9	-4.2	9,350.1	8,864.3	-2.2	-5.2	3,398	3,132	-2.0	-7.8	栃 木 県	
-0.2	-6.5	9,324.5	8,657.9	-0.2	-7.1	3,255	2,937	-1.6	-9.8	群 馬 県	
-0.5	-2.9	23,465.8	22,633.8	-0.9	-3.5	3,011	2,890	-1.7	-4.0	埼 玉 県	
-0.9	-2.6	21,014.1	20,053.8	-1.6	-4.6	3,066	2,988	-2.7	-2.6	千 葉 県	
0.1	-4.7	113,194.2	106,850.4	-0.8	-5.6	5,757	5,214	-2.9	-9.4	東 京 都	
-0.9	-3.2	34,743.1	33,264.9	-1.4	-4.3	3,129	2,961	-1.0	-5.4	神 奈 川 県	
-1.8	-3.5	9,102.0	8,699.2	-2.2	-4.4	2,954	2,784	-0.8	-5.7	新 潟 県	
-1.1	-3.2	4,879.5	4,682.1	-1.3	-4.0	3,322	3,120	-1.1	-6.1	富 山 県	
-3.2	-4.6	4,735.3	4,488.3	-3.4	-5.2	2,934	2,770	-3.2	-5.6	石 川 県	
0.7	-3.3	3,689.1	3,538.6	0.3	-4.1	3,370	3,182	2.8	-5.6	福 井 県	
-1.0	0.2	3,535.1	3,528.4	-1.3	-0.2	3,042	2,982	-1.0	-2.0	山 梨 県	
-1.7	-3.0	8,458.2	8,166.6	-1.9	-3.4	2,946	2,788	-1.7	-5.4	長 野 県	
-0.7	-3.3	7,868.3	7,547.4	-1.3	-4.1	3,042	2,875	-0.4	-5.5	岐 阜 県	
-1.5	-4.0	17,950.2	17,077.1	-1.7	-4.9	3,391	3,110	-1.5	-8.3	静 岡 県	
-3.5	-2.8	41,171.3	39,519.5	-3.7	-4.0	3,687	3,428	-4.5	-7.0	愛 知 県	
-5.6	1.6	8,301.6	8,364.3	-5.3	0.8	2,994	2,948	-6.8	-1.5	三 重 県	
0.1	-2.3	6,979.0	6,798.4	0.1	-2.6	3,335	3,097	-0.4	-7.1	滋 賀 県	
-0.3	-5.6	10,678.2	10,029.9	-0.7	-6.1	2,990	2,745	0.4	-8.2	京 都 府	
-1.0	-3.9	40,780.1	38,892.1	-1.7	-4.6	3,076	2,830	-0.5	-8.0	大 阪 府	
0.5	-2.6	22,208.3	21,424.0	0.1	-3.5	3,047	2,887	-0.2	-5.3	兵 庫 県	
-0.1	-3.9	3,800.6	3,631.0	-0.7	-4.5	2,634	2,501	-0.9	-5.1	奈 良 県	
0.1	-3.5	3,704.3	3,458.1	-0.7	-6.6	2,939	2,751	-0.5	-6.4	和 歌 山 県	
-1.0	-4.7	1,886.3	1,786.4	-1.4	-5.3	2,468	2,313	-0.3	-6.3	鳥 取 県	
1.0	-3.2	2,635.8	2,537.7	0.7	-3.7	2,960	2,768	2.3	-6.5	島 根 県	
-0.9	-2.7	7,798.5	7,378.4	-1.5	-5.4	2,813	2,665	0.6	-5.2	岡 山 県	
-2.1	-3.7	11,992.3	11,460.5	-2.4	-4.4	3,164	2,969	-1.3	-6.2	広 島 県	
-2.2	-1.8	6,289.1	6,038.8	-2.3	-4.0	3,128	2,960	-2.5	-5.4	山 口 県	
-0.5	-1.5	3,254.7	3,192.0	-0.1	-1.9	3,144	3,013	-0.7	-4.2	徳 島 県	
1.4	-6.8	3,956.5	3,631.1	0.8	-8.2	3,036	2,766	2.3	-8.9	香 川 県	
0.5	-6.5	5,090.0	4,688.4	-0.5	-7.9	2,714	2,471	1.9	-9.0	愛 媛 県	
-0.3	-4.5	2,411.1	2,281.9	-1.0	-5.4	2,683	2,491	0.9	-7.2	高 知 県	
-0.7	-5.1	19,684.0	18,503.0	-1.2	-6.0	2,836	2,630	-0.9	-7.3	福 岡 県	
-0.7	-3.5	3,139.0	2,996.8	-1.0	-4.5	2,769	2,575	-0.6	-7.0	佐 賀 県	
-0.7	-3.3	4,646.2	4,446.9	-1.0	-4.3	2,608	2,483	-0.1	-4.8	長 崎 県	
0.7	-2.8	6,213.0	5,994.1	0.4	-3.5	2,676	2,498	0.8	-6.7	熊 本 県	
-2.1	-2.3	4,521.9	4,343.0	-2.5	-4.0	2,723	2,604	-1.4	-4.4	大 分 県	
-1.5	-3.2	3,668.9	3,520.6	-1.8	-4.0	2,432	2,289	-1.0	-5.9	宮 崎 県	
0.6	-3.2	5,688.3	5,449.8	0.1	-4.2	2,599	2,408	1.6	-7.3	鹿 児 島 県	
1.6	-5.4	4,399.4	4,136.6	0.8	-6.0	2,332	2,167	1.4	-7.1	沖 縄 県	
-0.9	-3.6	575,026.2	548,752.7	-1.3	-4.6	3,340	3,123	-1.4	-6.5	合 計	

23 主要経済指標の推移

区分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,483,759	109.0	568,400	108.5	396,807	113.3
60	3,303,968	107.2	716,074	113.8	545,560	114.3
平成2年度	4,516,830	108.6	1,191,147	111.7	920,967	114.1
7	5,252,995	102.6	1,162,953	105.2	858,975	106.7
12	5,376,142	101.4	1,137,779	107.1	879,662	104.5
13	5,274,105	98.1	1,050,912	92.4	824,994	93.8
14	5,234,659	99.3	1,003,209	95.5	782,219	94.8
15	5,262,199	100.5	1,027,247	102.4	787,963	100.7
16	5,296,379	100.6	1,062,513	103.4	810,379	102.8
17	5,341,062	100.8	1,114,165	104.9	870,093	107.4
18	5,372,579	100.6	1,142,296	102.5	890,822	102.4
19	5,384,855	100.2	1,117,235	97.8	885,179	99.4
20	5,161,749	95.9	1,063,154	95.2	834,953	94.3
21	4,973,642	96.4	837,335	78.8	718,132	86.0
22	5,048,737	101.5	908,853	108.5	725,398	101.0
23	5,000,462	99.0	945,073	104.0	749,201	103.3
24	4,994,206	99.9	947,827	100.3	757,948	101.2
25	5,126,775	102.7	998,934	105.4	805,473	106.3
26	5,234,228	102.1	1,037,786	103.9	837,926	104.0
27	5,407,408	103.3	1,087,614	104.8	869,624	103.8
28	5,448,299	100.8	1,084,619	99.7	870,006	100.0
29	5,557,125	102.0	1,131,791	104.3	901,834	103.7
30	5,565,705	100.2	1,151,368	101.7	923,858	102.4
令和元年度	5,568,454	100.0	1,138,548	98.9	915,523	99.1
2	5,390,091	96.8	1,054,267	92.6	860,722	94.0
3	5,536,423	102.7	1,135,880	107.7	898,406	104.4
4	5,664,897	102.3	1,223,070	107.7	968,908	107.8
5	5,975,000	105.5	1,245,000	101.8	1,001,000	103.3
6	6,153,000	103.0	1,291,000	103.7	1,048,000	104.7

区分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	20,110	-	151,483	97.2	1,345,063	108.0
60	23,200	-	147,314	103.8	1,789,097	105.7
平成2年度	19,511	-	250,669	108.6	2,385,178	108.1
7	12,649	-	291,329	94.5	2,763,248	102.0
12	5,371	-	252,746	100.6	2,879,841	100.5
13	-10,133	-	236,051	93.4	2,889,016	100.3
14	-9,557	-	230,547	97.7	2,888,398	100.0
15	7,726	-	231,558	100.4	2,880,611	99.7
16	14,404	-	237,730	102.7	2,898,550	100.6
17	5,114	-	238,958	100.5	2,930,916	101.1
18	9,258	-	242,216	101.4	2,946,342	100.5
19	18,135	-	213,921	88.3	2,964,323	100.6
20	14,876	-	213,325	99.7	2,906,957	98.1
21	-45,809	-	165,012	77.4	2,857,796	98.3
22	11,058	-	172,397	104.5	2,861,102	100.1
23	16,005	-	179,867	104.3	2,869,458	100.3
24	3,072	-	186,807	103.9	2,894,771	100.9
25	-14,314	-	207,775	111.2	2,987,721	103.2
26	2,177	-	197,683	95.1	2,975,226	99.6
27	14,027	-	203,963	103.2	2,998,407	100.8
28	2,102	-	212,511	104.2	2,983,362	99.5
29	17,482	-	212,475	100.0	3,030,060	101.6
30	22,122	-	205,388	96.7	3,047,743	100.6
令和元年度	8,934	-	214,091	104.2	3,039,311	99.7
2	-5,735	-	199,280	93.1	2,894,417	95.2
3	22,755	-	214,719	107.7	2,981,886	103.0
4	36,166	-	217,996	101.5	3,158,492	105.9
5	25,000	-	219,000	100.4	3,249,000	102.9
6	21,000	-	222,000	101.3	3,364,000	103.5

区分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数2年=100	前年度比(%)	指数2年=100	前年度比(%)	指数2年=100	前年度比(%)
昭和45年度	54.7	110.8	54.6	101.7	31.4	-
50	59.6	95.6	84.3	102.3	54.2	110.4
55	80.4	102.2	111.1	112.5	74.4	107.7
60	95.6	102.5	109.2	98.3	84.2	101.9
平成2年度	120.5	105.0	105.0	101.2	90.4	103.1
7	114.2	102.1	100.1	98.9	95.8	99.8
11	114.2	102.6	96.7	99.3	97.8	99.5
12	119.0	104.3	96.2	99.4	97.2	99.4
13	108.1	90.9	93.8	97.5	96.3	99.1
14	111.3	102.8	92.2	98.3	95.7	99.4
15	114.5	103.5	91.7	99.4	95.5	99.8
16	118.9	103.9	93.2	101.7	95.4	99.9
17	120.8	101.6	94.8	101.7	95.2	99.8
18	126.3	104.6	96.8	102.0	95.4	100.2
19	129.9	102.7	99.0	102.3	95.8	100.4
20	113.6	87.3	102.1	103.2	96.8	101.0
21	102.8	90.5	96.9	94.9	95.2	98.3
22	111.9	108.8	97.3	100.4	94.7	99.5
23	111.1	99.3	98.6	101.3	94.6	99.9
24	108.1	97.1	97.6	99.0	94.4	99.8
25	111.7	103.4	99.4	101.8	95.2	100.8
26	111.1	99.4	102.2	102.8	98.0	102.9
27	110.3	99.3	98.8	96.7	98.2	100.2
28	111.2	100.8	96.4	97.6	98.2	100.0
29	114.3	102.9	99.0	102.7	98.9	100.7
30	114.2	99.9	101.2	102.2	99.6	100.7
令和元年度	110.2	96.5	101.3	100.1	100.1	100.5
2	99.7	90.5	99.9	98.5	99.9	99.8
3	105.2	105.5	107.0	107.1	100.0	100.1
4	104.9	99.7	117.2	109.5	103.2	103.2
5	-	99.2	-	102.0	-	103.0
6	-	102.3	-	101.6	-	102.5

(注) 令和4年度までは実績、令和5年度及び令和6年度は「令和6年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和6年1月26日閣議決定)による。

なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実額については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成23年基準(2008SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成27年基準(2008SNA)によるものである。

参 考

- I 地方財政計画(令和6年度)
- II 租税及び印紙収入予算額(令和6年度)
- III 税制改正(内国税関係)による増減収見込額
(令和6年度)
- IV 主要経済指標(令和6年度)

I 地方財政計画（令和6年度）

【通常収支分】

（単位：億円）

区 分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	427,329	428,751	△ 1,422	△ 0.3
II 地 方 譲 与 税	27,293	26,001	1,292	5.0
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,153	2,164	△ 11	△ 0.5
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	43	50	△ 7	△ 14.0
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,013	2,874	139	4.8
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	143	152	△ 9	△ 5.9
5 特 別 と ん 譲 与 税	114	124	△ 10	△ 8.1
6 森 林 環 境 譲 与 税	641	500	141	28.2
7 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	21,186	20,137	1,049	5.2
III 地 方 特 例 交 付 金 等	11,320	2,169	9,151	421.9
IV 地 方 交 付 税	186,671	183,611	3,060	1.7
V 国 庫 支 出 金	158,042	150,085	7,957	5.3
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,627	15,216	411	2.7
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	113,588	105,911	7,677	7.2
(ア) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	13,721	13,555	166	1.2
(イ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	13,771	13,912	△ 141	△ 1.0
(ウ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	844	834	10	1.2
(エ) 児 童 保 護 費 負 担 金	1,438	1,348	90	6.7
(オ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	18,242	17,255	987	5.7
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	15,246	12,199	3,047	25.0
(キ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	4,018	4,057	△ 39	△ 1.0
(ク) 子 だ ん の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	16,617	15,948	669	4.2
(ケ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	29,691	26,803	2,888	10.8
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	26,377	26,555	△ 178	△ 0.7
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	26,062	26,251	△ 189	△ 0.7
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	315	304	11	3.6
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	299	299	0	0.0
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	76	76	0	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	487	516	△ 29	△ 5.6
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,123	1,052	71	6.7
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	413	408	5	1.2
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	52	52	0	0.0
VI 地 方 債	63,103	68,163	△ 5,060	△ 7.4
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	15,625	15,646	△ 21	△ 0.1
VIII 雑 収 入	47,182	45,867	1,315	2.9
IX 復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 8	△ 3	△ 5	166.7
X 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 169	60	△ 229	△ 381.7
歳 入 合 計	936,388	920,350	16,038	1.7

(単位：億円)

区 分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	202,292	199,053	3,239	1.6
1 給 与 費 (退 職 手 当 を 除 く)	191,497	187,687	3,810	2.0
(ア) 義 務 教 育 教 職 員	57,349	55,912	1,437	2.6
(イ) 警 察 関 係 職 員	24,430	23,900	530	2.2
(ウ) 消 防 職 員	12,804	12,565	239	1.9
(エ) 一 般 職 員 及 び 義 務 制 以 外 の 教 員 並 び に 特 別 職 等	96,914	95,310	1,604	1.7
2 退 職 手 当	10,765	11,329	△ 564	△ 5.0
3 恩 給 費	30	37	△ 7	△ 18.9
II 一 般 行 政 経 費	436,893	420,841	16,052	3.8
1 国 庫 補 助 負 担 金 等 を 伴 う も の	251,417	239,731	11,686	4.9
(ア) 生 活 保 護 費	37,781	37,734	47	0.1
(イ) 児 童 保 護 費	12,456	11,860	596	5.0
(ウ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	36,484	34,510	1,974	5.7
(エ) 後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費	30,323	29,010	1,313	4.5
(オ) 介 護 給 付 費	35,702	34,894	808	2.3
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	20,372	17,517	2,855	16.3
(キ) 子 ども の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	30,051	29,051	1,000	3.4
(ク) そ の 他 の 一 般 行 政 経 費	48,248	45,155	3,093	6.8
2 国 庫 補 助 負 担 金 を 伴 わ ない も の	153,861	149,684	4,177	2.8
3 国 民 健 康 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 関 係 事 業 費	14,915	14,726	189	1.3
4 デ ジ タ ル 田 園 都 市 国 家 構 想 事 業 費	12,500	12,500	0	0.0
(ア) 地 方 創 生 推 進 費	10,000	10,000	0	0.0
(イ) 地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	2,500	2,500	0	0.0
5 地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	4,200	0	0.0
III 公 債 費	108,961	112,614	△ 3,653	△ 3.2
IV 維 持 補 修 費	15,344	15,237	107	0.7
V 投 資 的 経 費	119,896	119,731	165	0.1
1 直 轄 事 業 負 担 金	5,471	5,522	△ 51	△ 0.9
2 公 共 事 業 費	50,788	51,072	△ 284	△ 0.6
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	50,373	50,671	△ 298	△ 0.6
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	415	401	14	3.5
(直轄、補助事業計)	56,259	56,594	△ 335	△ 0.6
3 一 般 事 業 費	29,430	28,699	731	2.5
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	29,034	28,306	728	2.6
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	396	393	3	0.8
4 特 別 事 業 費	34,207	34,438	△ 231	△ 0.7
(ア) 過 疎 対 策 事 業 費	12,156	11,824	332	2.8
(イ) 地 域 活 性 化 事 業 費	820	820	0	0.0
(ウ) 旧 合 併 特 例 事 業 費	4,049	5,112	△ 1,063	△ 20.8
(エ) 防 災 対 策 事 業 費	948	948	0	0.0
(オ) 施 設 整 備 事 業 費 (一 般 財 源 化 分)	934	934	0	0.0
(カ) 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800	4,800	0	0.0
(ク) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費	4,000	4,000	0	0.0
(ケ) 脱 炭 素 化 推 進 事 業 費	1,000	1,000	0	0.0
(コ) こ ど も ・ 子 育 て 支 援 事 業 費	500	-	500	皆増
(地方単独事業計)	63,637	63,137	500	0.8
VI 公 営 企 業 繰 出 金	23,202	23,974	△ 772	△ 3.2
1 収 益 勘 定 繰 出 金	10,753	10,673	80	0.7
2 資 本 勘 定 繰 出 金	12,449	13,301	△ 852	△ 6.4
VII 地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	29,800	28,900	900	3.1
歳 出 合 計	936,388	920,350	16,038	1.7

(参考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳入

区 分	令和6年度		令和5年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	427,329	45.6	428,751	46.6
地 方 譲 与 税	27,293	2.9	26,001	2.8
地 方 特 例 交 付 金 等	11,320	1.2	2,169	0.2
地 方 交 付 税	186,671	19.9	183,611	20.0
国 庫 支 出 金	158,042	16.9	150,085	16.3
地 方 債	63,103	6.7	68,163	7.4
使 用 料 及 び 手 数 料	15,625	1.7	15,646	1.7
雑 収 入	47,182	5.1	45,867	5.0
歳 入 合 計	936,565	100.0	920,293	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まない。

(2) 歳出

区 分	令和6年度		令和5年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	202,292	21.6	199,053	21.6
一 般 行 政 経 費	436,893	46.7	420,841	45.7
公 債 費	108,961	11.6	112,614	12.2
維 持 補 修 費	15,344	1.6	15,237	1.7
投 資 的 経 費	119,896	12.8	119,731	13.0
公 営 企 業 繰 出 金	23,202	2.5	23,974	2.6
地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	29,800	3.2	28,900	3.2
歳 出 合 計	936,388	100.0	920,350	100.0

【東日本大震災分】

(復旧・復興事業)

(単位：億円)

区 分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳入				
I 震災復興特別交付税	904	935	△ 31	△ 3.3
II 一般財源充当分	8	3	5	166.7
III 国庫支出金	1,655	1,632	23	1.4
IV 地方債入	2	9	△ 7	△ 77.8
V 雑収	62	68	△ 6	△ 8.8
歳入合計	2,631	2,647	△ 16	△ 0.6
B 歳出				
I 給与関係経費	51	54	△ 3	△ 5.6
II 一般行政経費	1,187	1,288	△ 101	△ 7.8
1 国庫補助負担金を伴うもの	836	902	△ 66	△ 7.3
2 国庫補助負担金を伴わないもの	351	386	△ 35	△ 9.1
III 公債経費	62	68	△ 6	△ 8.8
IV 投資的経費	1,331	1,237	94	7.6
1 直轄事業負担金	-	0	△ 0	皆減
2 公共事業費	1,329	1,235	94	7.6
3 一般事業費	2	2	0	0.0
V 公営企業繰出金	0	0	0	0.0
歳出合計	2,631	2,647	△ 16	△ 0.6

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	令和6年度		令和5年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳入	億円	%	億円	%
I 震災復興特別交付税	904	34.4	935	35.3
II 一般財源充当分	8	0.3	3	0.1
III 国庫支出金	1,655	62.9	1,632	61.7
IV 地方債入	2	0.1	9	0.3
V 雑収	62	2.3	68	2.6
歳入合計	2,631	100.0	2,647	100.0
B 歳出				
I 給与関係経費	51	1.9	54	2.0
II 一般行政経費	1,187	45.1	1,288	48.7
III 公債経費	62	2.4	68	2.6
IV 投資的経費	1,331	50.6	1,237	46.7
V 公営企業繰出金	0	0.0	0	0.0
歳出合計	2,631	100.0	2,647	100.0

(全国防災事業)

(単位：億円)

区 分	令和6年度 (A)	令和5年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	80	646	△ 566	△ 87.6
II 一 般 財 源 充 当 分 入	169	△ 60	229	△ 381.7
III 雑 収 入	1	1	0	0.0
歳 入 合 計	250	587	△ 337	△ 57.4
B 歳 出				
I 公 債 費	250	587	△ 337	△ 57.4
歳 出 合 計	250	587	△ 337	△ 57.4

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	令和6年度		令和5年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 地 方 税	80	32.0	646	110.0
II 一 般 財 源 充 当 分 入	169	67.6	△ 60	△ 10.2
III 雑 収 入	1	0.4	1	0.2
歳 入 合 計	250	100.0	587	100.0
B 歳 出				
I 公 債 費	250	100.0	587	100.0
歳 出 合 計	250	100.0	587	100.0

Ⅱ 租税及び印紙収入予算額（令和6年度）

（単位 億円）

税 目	令和5年度		令和6年度						
	当 予 算	初 額 補 正 後 額	前年度予算額に 対する現行法による増減 (△)収見込額		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減(△)収 見込額	改正法に よる収入 見込額 (予算額)	前年度当初予算額に 対する増減(△)収見込額	
			対 当 初	対 補 正 後				対 当 初	対 補 正 後
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5) = (1) + (3) (2) + (4)	(6)	(7) = (5) + (6)	(8) = (7) - (1)	(9) = (7) - (2)
（一般会計）									
所得税	175,150	174,200	△ 12,360	△ 11,410	162,790	△ 21,190	141,600	△ 33,550	△ 32,600
源泉分	35,330	38,750	3,980	560	39,310	△ 1,860	37,450	2,120	△ 1,300
申告分	210,480	212,950	△ 8,380	△ 10,850	202,100	△ 23,050	179,050	△ 31,430	△ 33,900
法人税	146,020	146,620	24,920	24,320	170,940	△ 480	170,460	24,440	23,840
相続税	27,760	31,420	5,160	1,500	32,920	-	32,920	5,160	1,500
消費税	233,840	229,920	4,460	8,380	238,300	△ 70	238,230	4,390	8,310
酒税	11,800	11,800	290	290	12,090	-	12,090	290	290
たばこ税	9,350	9,350	130	130	9,480	-	9,480	130	130
揮発油税	19,990	21,000	190	△ 820	20,180	-	20,180	190	△ 820
石油ガス税	50	50	△ 10	△ 10	40	-	40	△ 10	△ 10
航空機燃料税	340	340	△ 20	△ 20	320	-	320	△ 20	△ 20
石油石炭税	6,470	6,470	△ 410	△ 410	6,060	-	6,060	△ 410	△ 410
電源開発促進税	3,240	3,240	△ 130	△ 130	3,110	-	3,110	△ 130	△ 130
自動車重量税	3,780	3,780	240	240	4,020	-	4,020	240	240
国際観光旅客税	200	200	240	240	440	-	440	240	240
関税	11,220	9,110	△ 2,050	60	9,170	-	9,170	△ 2,050	60
とん税	100	100	△ 10	△ 10	90	-	90	△ 10	△ 10
印紙収入	5,210	5,210	10	10	5,220	-	5,220	10	10
現金収入	4,550	4,550	650	650	5,200	-	5,200	650	650
計	9,760	9,760	660	660	10,420	-	10,420	660	660
合計	694,400	696,110	25,280	23,570	719,680	△ 23,600	696,080	1,680	△ 30
（交付税及び譲与税配付金特別会計）									
地方法人税	18,919	19,021	831	729	19,750	-	19,750	831	729
地方揮発油税	2,139	2,247	20	△ 88	2,159	-	2,159	20	△ 88
石油ガス税（譲与分）	50	50	△ 10	△ 10	40	-	40	△ 10	△ 10
航空機燃料税（譲与分）	152	152	△ 10	△ 10	142	-	142	△ 10	△ 10
自動車重量税（譲与分）	2,864	2,864	181	181	3,045	-	3,045	181	181
特別とん税	125	125	△ 12	△ 12	113	-	113	△ 12	△ 12
森林環境税	-	-	434	434	434	-	434	434	434
特別法人事業税	20,093	21,117	1,120	96	21,213	-	21,213	1,120	96
合計	44,342	45,576	2,554	1,320	46,896	-	46,896	2,554	1,320
（国債整理基金特別会計）									
たばこ特別税	1,128	1,128	15	15	1,143	-	1,143	15	15
（東日本大震災復興特別会計）									
復興特別所得税	4,420	4,472	△ 660	△ 712	3,760	-	3,760	△ 660	△ 712
総計	744,290	747,286	27,189	24,193	771,479	△ 23,600	747,879	3,589	593

（注）消費税の税制改正による増減（△）収見込額△70億円は、令和6年度税制改正における特例輸入者による特例申告の納期限延長に係る担保要件の見直しによって、令和6年度に帰属する予定であった消費税額の一部が、納付時期のずれにより、令和7年度税収に帰属することによるものである。

Ⅲ 税制改正（内国税関係）による増減収見込額（令和6年度）

（単位：億円）

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1) 定額減税	▲ 23,020	▲ 23,020
(2) エンジェル税制の拡充	▲ 20	▲ 10
(3) 住宅ローン控除の拡充	▲ 290	▲ 20
個人所得課税 計	▲ 23,330	▲ 23,050
2. 法人課税		
(1) 賃上げ促進税制の強化	▲ 3,460	▲ 480
(2) 中小企業事業再編投資損失準備金制度の見直し	▲ 30	▲ 20
(3) 戦略分野国内生産促進税制の創設	▲ 2,190	-
(4) イノベーションボックス税制の創設	▲ 230	-
(5) 研究開発税制の見直し	230	-
(6) 交際費等の損金不算入制度の見直し	▲ 170	▲ 130
(7) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の見直し	170	150
法人課税 計	▲ 5,680	▲ 480
合 計	▲ 29,010	▲ 23,530

(注1) 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

(注2) 定額減税による減収見込額は、個人住民税等の減収見込額と合わせて▲32,840億円程度。

(注3) 住宅ローン控除の拡充による平年度減収見込額は、令和6年の居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

(注4) 戦略分野国内生産促進税制のうちGX分野の物資に係る減収については、GX経済移行債の発行収入により補填。

(注5) 消費税のプラットフォーム課税の導入によって、国外事業者に代わってプラットフォーム事業者から適正に納められることが見込まれる消費税額は、平年度180億円。

(注6) 特例輸入者による特例申告の納期限延長に係る担保要件の見直しによって、令和6年度に帰属する予定であった消費税額の一部（70億円）が、納付時期のずれにより、令和7年度税収に帰属することとなる。

IV 主要経済指標(令和6年度)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	対前年度比増減率							
	(2022年度)	(2023年度)	(2024年度)	令和4年度		令和5年度		令和6年度			
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	(2022年度)		(2023年度)		(2024年度)			
	兆円	兆円程度	兆円程度	%	%	%程度	%程度	%程度	%程度		
	(名目)	(名目)	(名目)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)		
国内総生産	566.5	597.5	615.3	2.3	1.5	5.5	1.6	3.0	1.3		
民間最終消費支出	315.8	324.9	336.4	5.9	2.7	2.9	0.1	3.5	1.2		
民間住宅	21.8	21.9	22.2	1.5	▲ 3.4	0.4	0.6	1.3	▲ 0.3		
民間企業設備	96.9	100.1	104.8	7.8	3.4	3.3	0.0	4.7	3.3		
民間在庫変動()内は寄与度	3.6	2.5	2.1	(0.2)	(0.1)	(▲ 0.2)	(▲ 0.2)	(▲ 0.1)	(0.0)		
政府支出	151.3	155.0	157.6	1.9	▲ 0.1	2.4	0.9	1.7	0.7		
政府最終消費支出	122.1	124.4	125.6	2.8	1.4	1.9	0.7	1.0	0.0		
公的固定資本形成	29.3	30.6	32.0	▲ 1.7	▲ 6.1	4.5	1.9	4.7	3.5		
財貨・サービスの輸出	123.2	130.2	136.8	18.7	4.7	5.6	3.2	5.0	3.0		
(控除)財貨・サービスの輸入	146.2	137.0	144.7	32.3	7.1	▲ 6.3	▲ 2.6	5.6	3.4		
内需寄与度	/			5.3	2.0	2.6	0.2	3.2	1.4		
民需寄与度				4.8	2.0	2.0	▲ 0.0	2.7	1.2		
公需寄与度				0.5	▲ 0.0	0.6	0.2	0.4	0.2		
外需寄与度	/			▲ 2.9	▲ 0.5	2.8	1.4	▲ 0.2	▲ 0.1		
国民所得				409.0	431.6	443.4	3.3	/	5.5	/	2.7
雇用人報酬				296.4	305.5	313.8	2.4	/	3.1	/	2.7
財産所得	30.3	32.4	33.8	12.1	/	6.9	/	4.4			
企業所得	82.2	93.7	95.8	3.9	/	13.9	/	2.3			
国民総所得	600.6	633.6	653.8	3.1	0.4	5.5	2.9	3.2	1.4		
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度			
労働力人口	6,906	6,928	6,933	0.1		0.3		0.1			
就業者数	6,728	6,749	6,759	0.3		0.3		0.2			
雇用人数	6,048	6,089	6,101	0.6		0.7		0.2			
完全失業率	%	%程度	%程度	/							
	2.6	2.6	2.5								
生産	%	%程度	%程度	/							
鉱工業生産指数・増減率	▲ 0.3	▲ 0.8	2.3								
物価	%	%程度	%程度								
国内企業物価指数・変化率	9.5	2.0	1.6	/							
消費者物価指数・変化率	3.2	3.0	2.5								
GDPデフレーター・変化率	0.8	3.8	1.7								
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度		%程度			
貿易・サービス収支	▲ 23.4	▲ 8.9	▲ 10.9	/							
貿易収支	▲ 18.0	▲ 3.9	▲ 3.7								
輸出	99.7	101.8	107.4							16.4	2.1
輸入	117.7	105.7	111.1	35.0	▲ 10.2	5.0					
経常収支	8.3	22.7	23.1	/							
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度								
	1.5	3.8	3.7								

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率、円相場及び原油輸入価格については、以下の前提を置いている。これらは、作業のための想定であって、政府としての予測又は見通しを示すものではない。

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	(実績)		
世界GDP(日本を除く。)の実質成長率(%)	2.5	2.8	3.0
円相場(円/ドル)	135.5	145.4	149.8
原油輸入価格(ドル/バレル)	102.5	87.5	89.1

(備考)

1. 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、令和5年11月1日～11月30日の期間の平均値(149.8円/ドル)で同年12月以降一定と想定。
3. 原油輸入価格は、令和5年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(89.1ドル/バレル)で、同年12月以降一定と想定。